

目 次

○第1号（6月11日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
議長あいさつ.....	4
町長あいさつ.....	4
開会・開議.....	4
諸般の報告.....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第 2 会期の決定.....	5
日程第 3 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告.....	6
日程第 4 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告.....	18
日程第 5 報告第 3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書.....	26
日程第 6 報告第 4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書.....	29
日程第 7 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....	30
日程第 8 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	33
日程第 9 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）.....	36
日程第10 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	49
日程第11 議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）.....	51
日程第12 発議第 1号 決算特別委員会の設置について.....	53
日程の追加.....	55
追加日程第 1 特別委員会の構成について.....	55
決算特別委員長あいさつ.....	56
散 会.....	56

○第2号（6月16日）

議事日程 第2号.....	57
本日の会議に付した事件.....	57

出席議員.....	5 8
欠席議員.....	5 8
説明のため出席した者.....	5 8
事務局職員出席者.....	5 8
開 議.....	5 9
日程第 1 一般質問.....	5 9
齋木輝彦君.....	5 9
長 光子君.....	7 3
南雲吉雄君.....	8 9
坂田一広君.....	1 0 2
小池春雄君.....	1 1 9
日程第 2 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）.....	1 3 7
日程第 3 議案第 3 9 号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....	1 3 8
日程第 4 議案第 4 0 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例.....	1 3 8
日程第 5 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度吉岡町一般会計補正予算（第 1 号）.....	1 3 9
日程第 6 議案第 4 2 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	1 3 9
日程第 7 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	1 4 0
日程第 8 総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 4 0
日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 4 0
日程第 1 0 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	1 4 0
日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	1 4 0
議長あいさつ.....	1 4 1
町長あいさつ.....	1 4 1
閉 会.....	1 4 2

平成21年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成21年6月11日（木曜日）

議事日程 第1号

平成21年6月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 7 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑)
- 日程第12 発議第 1号 決算特別委員会の設置について
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

- 日程第 4 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 7 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑)
- 日程第12 発議第 1号 決算特別委員会の設置について
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 1 特別委員会の構成について

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。平成21年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

梅雨入りが宣言され、うっとうしい季節を迎えましたが、6月定例議会が本日招集されましたところ、議員皆様のご参集により開会できますことを、心より感謝申し上げます。

世界規模の景気低迷が雇用や消費を押し下げ続け、連日の情報に生活の不安を感じる昨今ですが、早期の回復と明るい知らせを期待するものであります。

この定例議会には報告4件、議案5件など、いずれも重要な案件が上程されております。議事進行には議員各位のご協力と執行の適切な対応をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 石関町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。平成21年度第2回吉岡町議会定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨入り宣言がされましてうっとうしい季節となりましたが、皆様方におかれましては健康に十分ご自愛の上、ご活躍をお願い申し上げます。

本日、6月定例会が議員各位全員の出席のもと開会できますことに心から感謝とお礼を申し上げます。

現在、我が国では少子高齢化、高度情報化、そしてまた国際社会問題、アメリカを震源といたしました金融危機問題等、社会を取り巻く環境は決してよくありません。日本政府においても、経済復活に向けた苦闘の中で定額給付金の交付や子育て応援特別手当など、また新たに地域経済活性化の交付金など、いろいろな事業を模索しているようでございます。町といたしましても、英知を結集し、さらなる活性化、活力ある町づくりに努力していきたいと考えております。

本日、第2回定例会では、報告4件、議案5件に及びますが、何とぞ慎重ご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回吉岡町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告

議長（岩寄幸夫君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

1．例月出納検査結果報告及び平成20年度建設工事等進捗状況調査結果報告、2．一部事務組合議会報告。

お手元に配付いたしましたとおり報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により議長において8番神宮 隆議員、9番齋木輝彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。栗田議会運営委員長より委員会報告を求めます。

栗田議員。

〔議会運営委員長 栗田政行君登壇〕

議会運営委員長（栗田政行君） 会期の日程について報告いたします。

去る6月5日午前9時より議会運営委員会を開催し、平成21年第2回定例会の会期日程について協議を行いました。

会期は本日6月11日より16日までの6日間とし、再開日時は16日午前9時より一般質問を行い、引き続き議案審査を行い、最終日とすることに決定いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から16日までの6日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より16日までの6日間とし、再開日時は16日の午前9時とすることに決定しました。

日程第3 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議 長（岩寄幸夫君） 日程第3、報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

吉岡町土地開発公社から、平成20年度の経営状況を説明する書類並びに平成21年度の事業計画、予算、資金計画等の書類の提出があったので、地方自治法の規定により議会に報告をするものです。

まず、20年度の決算の概要についてですが、小倉工業団地を造成し、企業へ売り渡す計画を立てておりましたが、原油の高騰、そしてまた世界同時の不況によって予定していた企業の業績が悪化し、買い取りの目標が立たなくなったため、事業の中断を余儀なくされました。

21年度の事業計画の概要は、道の駅等の用地の先行取得を受けての計画となっております。

詳細につきましては、総務政策課長に報告をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況の報告につきまして、町長の補足説明を申し上げます。議会への報告に関する規定につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によるものでございます。

それでは、吉岡町土地開発公社から提出のありました20年度事業報告及び決算認定書、並びに21年度予算によって説明を申し上げます。

まず、20年度の事業の概要でございますが、先ほど町長申し上げましたとおり当初では小倉工業団地を拡張する計画で予算の措置をしておりましたが、急激な原油高騰あるいはサブプライムローンに端を発した世界同時不況のあおりを受けまして、売り渡しを予定しておりました企業が、業績の悪化によって買い取りがかなわなくなったということで、

公社の方も事業の中断を余儀なくされております。20年度の決算はその結果を反映した決算報告となっております。

それでは、公社から提出されております書類によりましてご説明を申し上げます。まず、決算書の1ページをごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず概要でございますが、20年度につきましては、ただいま申し上げました理由により、用地の取得、それから売却ともにございませんでした。

次に経営の状況で、収益的収入は受取利息が14万5,868円。支出が20万3,285円ありまして、差し引きで5万7,417円の損失を計上しております。このことによりまして、繰越準備金は2,432万3,917円となっております。

資本的収支におきましては、支出はございませんでした。

次に、3ページをごらんになっていただきたいといます。

収益的収入及び支出に関する決算書でございます。決算のみで申し上げます。

まず、収入におきましては事業外収益の受取利息のみでございます。14万5,868円でございます。

支出におきましては、販売費及び一般管理費としまして20万3,285円でございます。この内訳は5ページの損益計算書に記載してございますので、後ほどごらんになっていただきまして、差し引き5万7,417円の損失を計上したというものでございます。

次に、ちょっとページを飛ばしていただきまして6ページの方をごらんになっていただきたいといます。

貸借対照表でございます。まず、資産の部で固定資産としましてマイクロバスの取得原価が56万9千円で、既に51万2千100円ほど償却しておりまして、残存のみの5万6千900円となっております。

次に流動資産でございますが、2,875万4,917円でございます。詳細につきましては右側のページに財産目録がございますけれども、ここに記載してありますように普通預金が群銀に375万4,917円、定期預金が北群渋川農協に2,500万円ございまして、合わせて2,875万4,917円となるものでございます。資産合計でございますが、2,932万3,917円ございまして、負債についてはございません。

次に資本の部でございます。資本金は500万円、前年度までの準備金が2,438万1,334円ございまして、当期の損失が5万7,417円でございますので、2,432万3,917円となるものでございます。したがって、資本合計は2,932万3,917円となります。

次の7ページは、先ほど見ていただきましたように財産目録でございます。マイクロバスそれから現金預金等の内訳を記載してございます。

次の8ページでございますが、これにつきましては有形固定資産の明細表、それから資本費明細票、次にいきましてキャッシュフローの計算書等を添付させていただきまして、そのキャッシュフローの計算書の次に監査員の意見を添付させていただいております。

以上が決算書でございます、次に21年度の予算でございます。めくっていただきまして、予算書の方の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、公社の業務の予定量を定めておりまして、めくっていただきまして3ページをごらんになっていただきますと計画書があるわけでございますが、こちらを先にちょっと見ていただきます。本年度の主な事業としましては、吉岡町道の駅の用地取得、それから駒寄小学校用地の取得、それから八幡山テニスコート用地の取得等を予定しております。

戻っていただきまして、第3条でございます。第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。収益的収入及び支出の予定額における収入の合計は297万4,000円、支出の合計につきましては521万7,000円、差し引き224万3,000円の不足金がございますが、繰越準備金を充当しておくものでございます。

次の4ページでございます。4条は、この計画実施のための予算、それから第5条につきましては長期借入金の限度額、それから第6条につきましては一時借入金の限度額を定めたものとなっております。第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入見込額が1億2,469万7,000円、これはすべて借入金によるものでございます。それから支出でございますが、1億2,469万8,000円で、これは長期借入金の存目で計上しております、1,000円のほかはすべて公有地取得事業費用となるものでございます。

第5条は、長期借入金の目的、それから限度額、借り入れ方法、利率、償還方法を定めたものでございまして、長期借入金の借入額が1億2,469万7,000円。これは先ほど申し上げましたようにすべて土地の取得費に充てるものでございます。償還につきましては、町への売却代金をもって充てるということになるわけでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、1,000万円とするものでございます。

3ページにつきましては先ほど概要を申し上げたとおりでございます。

4ページにつきましては資金計画、それから5ページにつきましては予定損益計算書となっております、6ページが予定の貸借対照表となっているものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 基本的なことを教授いただきたいと思うのですが、3 ページに事業計画がありますけれども、この用地取得の吉岡道の駅の用地取得ですね。これは聞くところによると、現在駐車場で使っている部分がまだ借用地がある。それから今後新しく駐車場にする部分があるということで、どの部分の用地取得かを教えてもらいたい。

それからもう一つ、今回その用地取得で駒小駐車場だとかテニスコートの用地取得があるのですが、土地公社の事業としてこういうあれを取得するわけなんではいけれども、今当初予算の方でも、明小プールの用地、それから南下の古墳群の用地取得が一般会計の方で計上されていますけれども、この取得で土地開発公社が扱う部分、それからそれ以外の一般会計で扱う分、この辺の区分けというのはどのような基準でやっているのか。この点について教授いただきたいと思います。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔 総務政策課長 大沢 清君発言 〕

総務政策課長（大沢 清君） ただいまの神宮議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、道の駅の用地取得に関しましてのご質問でございますけれども、場所がどこかということでございますけれども、これにつきましては、現在駐車場で使われているところでございまして、そのうちもともと借地の部分があったということで、そのうちの2, 133 平米分、所有者につきましては2 名ということで、町の方から先行取得依頼を公社の方が受けているものでございます。図面等は特に添付しておりませんので、場所の特定につきましては、もし必要であればまた後ほど提示の方はさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。はい。

それから、次のご質問でございまして、一般会計で用地取得する部分と、それから公社が取得することについてのご質問かというふうに思いますけれども、公社と町は別の団体でございます。公社につきましては町が100%出資している法人になるわけでございますけれども、一般会計で計上してあるものにつきましては、当然公社の方はその部分については計上していないわけございまして、21年度ですか、一般会計で取得する土地、八幡山公園ですとか明治小学校。これにつきましては一般会計の方で当然計上されておりまして、それ以外に、町の方からとりあえず公社の方が先行して取得しておいてくれという依頼を受けて、契約によりまして公社の方は取得するということになっておるわけですが、それが今申し上げました駒寄小学校の駐車場ですとか八幡山テニスコートでございまして、これにつきましては、公有地拡大推進に関する法律によりまして町が都市計画区域になっておりますので、その中で土地所有者が買い取り申し出ということで

県にするわけですが、それを受けて町がこういう事業で取得したいということで、公社の方が知事に対して「町の方がこういうふうな形で買い取りしたい」ということで申し出て、それで取得するという形になるわけですが。

そういうことで、まず町の方から公社に対しての用地を先行して取得をしておいてほしいという依頼を受けて、その文書を既にいただいておりますけれども、それによって取得するということがございます。当然、その仕組みとしますと、先ほど申し上げましたとおり、公社の方はすべて借入金、市中銀行から借り入れる予定でございますけれども、そこから借り入れをしまして用地の取得に当たるということでございます。それで、その公社の債務に対しまして町の方が保証するということが、今年度21年度の一般会計の予算の中で債務負担のところで見いただければおわかりかと思っておりますけれども、そこでその事業ごとに債務保証を議決していただいて、それで公社が取得すると。そのような形になっておりますので、その辺のところはきちっと町と公社の方は区分けをして、この部分は公社が先行取得する、この部分は町が取得する、そういうふうな形になっているということでご理解の方をお願いしたいということをお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 公社所得の場合は、それぞれで規定によって、これはやはり県の方の事前の承認が必要というお話でしょうけれども、一般会計のそういうあれはないのでしょうか。期間的に何か明治小プールの用地取得も道の駅も、これは事前にもう既にわかっている部分というのが、駒小の部分もあるのですけれども、その辺のあれがちょっとよく理解できないのです。ある程度の先行取得というようなことが公社の業務、期間的に短いものが一般会計計上というような、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 公社の業務に関してのご質問に当たるかというふうに思います。公社につきましては、公有地拡大に関する推進法というのがございまして、その17条の中に、公社がこういう業務ができるということで決められておるわけですが。その中で、公社がプロパーでの事業は当然できます。それから、町から、設立団体からの先行取得依頼を受けて公社の方が取得することができる。公社が独自に用地取得、あるいは例えば団地の造成事業ですとか、場合によっては工業団地の造成事業ですとか、これは公社の独自、プロパー事業としてもこれは可能でございますけれども、いずれにしても公有地拡大に関する法律17条だったと思っておりますけれども、その中に公社ができる事業というのはここで決めら

れておりますので、それによって公社の方は事業をするということでございます。

そういうご答弁でよろしいでしょうか。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありますか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今の神宮議員の質問にもちょっと重複する部分なんですけれども。

まず、そもそもこの土地開発公社ができたという経緯からして、そういう中でいろいろな土地が議会には直接審議されず報告だけで終わってしまうというケースがあって、いろいろな自治体でいろいろ問題になって、今土地開発公社での用地取得というのは大変少なくなっているのですけれども、そういう中で、あえて吉岡町ではまだこの土地開発公社を利用して大きな事業をするということはいかがなものかと、私は基本的には考えるのです。というのは、吉岡町でも5,000万円を超す事業については議会の議決案件というふうになっておるかと思うのですけれども、公社で買った場合には議会には報告で済むということがあります。そうすると、執行の方はまあその中に議員さんも2名行っているんだからいいんじゃないかということもいいのですけれども、そうではなくて、やっぱりそれがいいか悪いかというのは、本来であれば議会の議決案件なのですけれども、その公社というものがそこに介在することによって、そこでその用地取得が行われるということで、私は今後のあり方として、その土地開発公社での用地取得は果たしていいのだろうかということに対する疑念が一つあります。

それともう1点でありますけれども、今神宮議員からあった質問と同じように、ここに3件、用地の先行取得というのがありますけれども、これは事業であればもう少し議会に、どういう形でどこを取得するのかと、それでその平米単価がどのくらいになるかということまでやはりこれは示すべきだというふうに思います。どうもあの辺らしいと。あの辺らしいのですけれども、あの辺のどこの部分をどれだけ。面積が出ていますけれどもそれがその坪単価幾らなんだとわかる資料というのは、やはりこの段階で示すべきだというふうに私は思っておりますので、後ほど示すというふうな話でしたけれども、ですから公社はその報告にしてもどうにしても、やはりこれが終わる前にそれは示すべきものだというふうに思いますので、すべてが終わる前にぜひとも提出をしていただきたいというのがあります。

それから、その役員名簿が出ておりますけれども、任期は平成19年6月1日から平成21年5月31日ということでありまして、これももうかわっていると思うのですよね。任期終わっていますものね。かわっていますよね、6月ですから。すると、これはまずかわったら、前がこうでしたけれども現在かわった時点で今の人がどういう人かという

のもやっぱり入れておくべきで、その古い資料で「さあどうだ」というのも私はいかがなものかと思しますので、この辺についてもお尋ねするものです。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 小池議員さんから何点かご質問をいただいておりますけれども、まず最初は土地開発公社の必要性ということのご質問かというふうに思いますけれども、土地開発公社につきましては、先ほど申し上げましたとおり、企業誘致あるいは土地を買収する等によりますと当然多額の資金を要するわけでございます。例えば企業誘致をしたとしますと、売り渡すまでの間は当然収入はございません。ということで、例えば一般会計で処理をしますと、まず借り入れ金を起こして、造成をして、それから売り渡すまでに年限がかかったとしますと、その間は全く歳入として見る事ができないわけでございます。そういうことになりますとキャッシュフロー上大変歳入不足があるというようなことで、会計上無理が生ずる場合があるのではないかとということで、公社でいきますと、当然企業会計をとっておるわけでございますから、翌年度以降に歳入を見るということは可能なことでございます。公拡法の18条であるわけですが、当年度で歳入不足が、欠損が生じた場合については利益の準備金を充てておくとか、過年度の利用資金を活用するとか、そういうような方法で経理が可能になるわけでございます。

したがいまして、県なんか当然企業局が工業団地等の造成に当たるわけでございますから、当然そういった経理の仕方でやってあって、それが塩漬けになった場合に多額の債務を公社がしょい込んでいるという、そういうようなことがあるようでございますが、吉岡町の公社の場合については、先ほど決算の報告書でございましたとおり一切負債の方はしょっておらないというような、そういうふうな経理の仕方をしておりますので、この部分については特に心配をしていただくなくても大丈夫かなというふうに思っております。

それから、5,000万円を超える部分についての議会の、それも報告かということでございますけれども、これにつきましては自治法の中を見ていただければおわかりかというふうに思いますけれども、公社であっても5,000万円を超える金額がございまして、面積と金額の両方の要件があるわけでありまして、これにつきましては公社も同じ扱いです。したがいまして、この地方自治法の契約の要件にかかれば当然議会の承認案件となっております。

今回の場合は、例えば道の駅であれば2,133平米でございますので、面積とそれから金額の、面積について既に要件は満たしていないわけでございますけれども、仮にこれが面積と金額の要件を満たしているということであれば当然議会の議決をいただくということになります。

それから、単価の関係についてのご質問でございますけれども、先ほど制度的な話を申し上げましたとおり、公拡法でございますけれども、公拡法で買い取り申し出をまず土地の所有者からしていただくということに手続上なるわけでございます。それで今度は県の方から町の方に買い取る意思があるかということでそういう照会があって、今度は町はこういう事業計画でこの土地を買い取りたいという、手続上の問題でございますけれどもそういうふうな手続をしていくわけでございます。それで、当然用地の取得に関しましては不動産鑑定によって価格を決めさせていただくということでございますので、予算上は近傍類似価格はこのくらいかなというような形で予算措置をさせていただいているものでございまして、まだ単価が決まっているということではございません。ですから、そういうことで予算の措置をさせていただくということでございます。

それから、名簿に関してでございますけれども、この決算書は20年度の決算書になっておりますので、当然この報告書でございますから3月31日までの決算の状況を報告しておるわけございまして、5月まで任期あるわけでございますから、このような形で名簿は当然つけさせていただいていると、そういうものでございます。

以上、小池議員さんの質問に対してのお答えでございますが、何かご答弁漏れがあればまた質疑をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） よろしいですか。（「場所の提示」の声あり）場所の提示ですか。場所の提示でちょっとお願いします。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 場所につきましては、特に図面等添付しておらないわけでございますけれども、道の駅につきましては、当然今の温泉の北側のところの駐車場用地がございまして、その部分でございますので、その部分の用地の先行取得ということで町の方から要請が来ております。

それから、駒寄小学校の駐車場用地につきましては、駒寄小学校の校庭の東側のところに約950平米くらいの土地があるということで、これは渋川の人が所有されているようでございますが、ここの土地を取得したいということで先行取得依頼が来ております。

それから、八幡山のテニスコートにつきましては、八幡山の今のグラウンドの北側にあります全天候のテニスコートでございますけれども、ここの場所ということでこの部分の先行取得依頼ということで公社の方は受けております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今私は、場所はその今言ったとおりでわかるんですけども、広い中ですからその中のどこかというその特定をするのに図面を示してほしいということなんです。

それ皆さんの頭の中でみんなわかっていることでしょう。私はおぼろげには大体この辺だろうと、どこだというのはわかりますが、その中の広い地域の中のこの部分ですというのがわからないからそれを示していただきたいということ。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 議長さんの方の要請があれば、公社の方は町からの先行取得依頼を受けてでございますので、その図面のコピーを提示すると、議長の方からそういうことであれば、今でなければ、よろしければ後ほどでも提出の方をさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） よろしいですか。（「それ示していただきたい」の声あり）現在。（「それは後でもいいです」の声あり）後でもいいですか。はい、わかりました。

ほかに……。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今言われた中で、でもここにはその面積と大体その上限として値段があるわけですから、だからそうするとこれはその最上限でも、高い値段でもこの平米に対する予算でこのくらいと。そうするとこの中で最大で購入した場合には、じゃあこれは平米幾らですかという話ですから、それは皆さんの方ですぐ出せる話でしょう。おおむねこの面積ですから大体このくらいというのは、面積が出て金額が出ているわけですから、平米にしたらどのくらいになりますからと、それはそちらで出る話でしょう。まさかこちらに計算しろという話じゃないでしょう。

それと、この時点でこれは決算書でわかるのですけれども、当然さっき言いましたその人といいいますか、これもその任期が終わっていますけれども、今これはどうなっていますかということですから、わからない話……。確かにこれは20年度の決算書はそうなのですけれども、もうこの人たちは終わったわけですから、そうするともう新しい人にかわっているわけですよ。新しいそのメンバーというのはどういう人ですかということですから。この予算の時点で新しいメンバーがわかっているいいわけですからね。それは問題ないでしょう。その今の新しい公社のメンバーはどういう人がなっているかというのは、もう任期切れていますから。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ちょっと計算します。まず、ここに予算で計上させていただいております単価でございますけれども、道の駅につきましては、平米当たりこれで割り戻しますと2万8,000円ほどになります。それから小学校の駐車場用地でございますけれども、これを割り戻しますと3万8,500円。それから八幡山公園が、これを割り戻し

しますと1万9,900円というような単価で予算の方は計上させていただいております。

それから、公社の新しい理事さんについてということでございますが、この製作時点につきましても、当然もう既に議運等で報告させていただいておりますので、名簿につきましても、もしご理解いただけるようであれば、一覧表がございますので、また後ほど配付させていただくということで、議長の方了解いただければそういうふうにさせていただきたいというふうに思いますけれどもよろしいでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 要するこれは21年度の公社の事業なんですけれども、これは6月1日からですから21年の5月31日までに任期があったこの人たちがその新しい予算についても審議をしたということなのですか。これによりますと、21年度の土地開発公社の事業計画というのがありますけれども、この21年度の事業計画というのはいわゆる前年度の公社の役員さんの中で決めたということなのですか。常識的に普通考えると、21年度に新しいメンバーがかわればその新しいメンバーの中でその予算を決めていくというのが普通なんですけれども、これで見ますと、日にちから追っていきますと、その新しいメンバー、いわゆる改選があって、その新しい人たちが新しい事業計画について精査をしていくというのが本来だと思うのですけれども、任期が来てやめる人たちがその新しい事業を計画をして、それでやめていっちゃうという、これを見るとそういうふうに見えるのですけれども、このあり方も私ちょっと不思議な感じがするのですけれども、やっぱりその年度になった人たちがその事業に責任を持っているというのが本来のあり方であって、これで見ますと、やめていく人が新しい年度の事業計画をしていくというふうに読み取れるのですよね、日にちから追っていくと。ここのところは私、どういうふうに理解したらいいのか。そしてまたそれで不合理はないのかどうかという点についてもお尋ねをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 任期が終わる人が予算をつくるのかという、こういう趣旨のご質問かと思っておりますけれども、これは個人がつくるものでございませぬ。組織でつくっていくものでございますから、当然新年度の予算が始まる前にその新年度の予算がつけられる。例えば議会の一般会計であったとしても、3月に議会の改選があったとすれば翌年度の予算は当然その議会で議決なりさせていくものということで解釈できるかというふうに思います。それで新しい理事さんが、もし必要であればここで臨時の理事会なりを開いていただいて、もう一度補正予算を組み直すという、こういうことは可能でございますので、組織として

やっていくということでございますから、特に支障があるというふうな考え方を私は持っておりません。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

7番小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） 町長のマニフェストの中に、優良企業の誘致は町の発展に欠かせないというふうになってはいますが、先ほどの事業報告の中で、小倉工業団地の取得が不調に終わったとなっております。これは基本のところでは平成17年度ころから事業は推進されてきたわけですが、一部、先ほどの説明ですと世界的な不況の中でのそれも一つの要因であると、そういうふうにご説明がありましたけれども、まずは、その長期にわたっての交渉の中でそれが不調に終わったということは、非常に土地開発公社の中での、何と申しますか、ちょっと熱心さが足らなかったのかなと。だから、地主さんがおることですから、これはいたし方ないところもありますけれども、そういった努力がちょっと不足ではなかったかなというふうに感じております。

この道の駅の用地ですね、これはもう猶予がない。来年の4月にオープンということでございますので、この辺の交渉の関係ですね。多少はもう地主さんの方にはそういうお話が、接点があるのかどうか。それと先ほど2名の方と言いましたけれども、その辺の感触はどうなのかを聞きたいと思っております。

それと小学校の駐車場予定地、八幡山テニスコートの用地ですね。この関係でも3点につきましての進捗状況と申しますか、内容のご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 小林議員さんの何点かご質問あったわけでございますけれども、まず、小倉工業団地に関してのご質問で、公社の努力が足りなかったのではないかというようなご指摘を受けておるわけでございますけれども、この間毎年、20年度に限らずその前から既に予算化して、その都度予算を流しているというような、こういうことがあったわけでございます、当然努力が足りなかったというようなご指摘を受ければそのようなことになるかなというふうに思いますけれども、公社としましていろいろな方に、公社の職員に限らず、理事、職員に限らず議員さんにもご努力していただいたり、地権者である方のお知り合いの方等にもいろいろお願いしたりして手を打ってきたところでございますけれども、何せ所有者のご理解が得られなければ出発できないということでございました。努力が不足ということで、その部分も否めない部分があるかというふうに思いますけれども

も、その辺のところはご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、ことし先行取得の依頼を受けております道の駅、八幡山、それからテニスコートについて、現在の所有者の感触はというような趣旨のご質問がありますがけれども、道の駅につきましては、ご質問の中でございましたとおり、来年には完成して、そこで例えば物産館等もつくる、あるいは温泉等の改修も終わらせて、新しくリニューアルしてお客さんを迎えたいというようなことでございますので、あらかじめ多少は地権者の方と接触は、それぞれの担当の課でしているということは聞いております。最終的には、先ほど申し上げましたとおり手続上の問題がございますので、これにも多少の日数はかかります。そういうことで、当然知事の認可を受けないと税制上の措置を受けることができませんから、手続的に、物理的にはどうしても日数は多少要すると。当然それぞれが年度内にできるように公社としても最大限の努力はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

3番岸議員。

〔3番岸 祐次君発言〕

3番（岸 祐次君） 7ページに平成20年度土地開発公社財産目録がついております。その中に、車両運搬具取得価格マイクロバス569万円。減価償却累計金額512万1,000円。帳簿価格、1割の56万9,000円が計上されておりますけれども、このマイクロバスの利用状況についてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 岸議員さんから、公社が取得しておりますマイクロバスの利用状況ということでご質問いただいておりますけれども、実際にマイクロバスにつきましては町の方で使用している、公社がそれほど利用していないという部分があります。当然所有は公社でございますけれども、ある程度その利用ですとか管理面につきまして町の方をお願いしている部分がございますので、どのぐらい使用されているかというのは、申しわけございませんけれども、公社の方はそこまでちょっと把握していないというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これで終結いたします。

日程第4 報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告させていただきます。

報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況についてご報告を申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社から平成20年度の経営状況を説明する書類並びに平成21年度における事業計画、予算関係等の書類の提出がありましたので、地方自治法の規定によって議会に報告するものです。

20年度決算におきましては大幅な収益改善が見られ、単年度収益が約1,100万円ございました。基本財産を220万円ほど食い込んでいますが、債務超過状態から脱却することができました。21年度においては約300万円ほどの純益を見込んでおりまして、さらに収益が改善されることを見込んだ事業計画が報告されています。

詳細につきましては総務政策課長より報告させます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

株式会社振興公社から法人の経営状況等を説明する書類の提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告をするものでございます。

それでは、まず平成20年度（第7期）の決算の状況につきまして報告書によってご説明を申し上げます。

まず、報告書を1枚めくっていただきまして2ページをごらんになっていただきたいというふうに思います。ここでは振興公社設立の趣旨、あるいは株主、役員、従業員の状況等につきましての報告でございます。

右側3ページでございますけれども、20年度の社会・経済情勢の分析、それと事業活動の概要の総括、あるいは施設整備や料理メニューの開発による効果等の報告となっております。

めくっていただきまして4ページになりますが、経営改善を喫緊の課題と取り上げまして人件費及び諸経費の低減のための努力、情報公開等に関する取り組み等につきまして記載してございます。

それから5ページ、6ページにつきましては、広告宣伝の状況及び主なイベント等の改正状況等の報告となっております。

7ページから9ページにかけてでございますけれども、過去の年度と当年度における入館者数あるいは売上高の推移等を表とグラフによってあらわしているものでございます。

次の10ページでございますが、ここでは公社が管理しているケイマンゴルフ場やパークゴルフ場等それぞれの施設における前年度の利用状況等の比較を表にしているものでございまして、上段では3施設の月ごとにおける町民の利用状況、下段の表は20年度の入館者並びに売上高を月ごとにあらわした表となっております。

次の11ページでございますが、これは本年3月31日における貸借対照表でございます。ここににつきまして若干ご説明を申し上げさせていただきます。

まず資産の部では、流動資産としまして現金から貸倒引当金合わせまして2,437万5,590円。それから、固定資産では有形固定資産として建物からリース資産まで合わせて1,724万1,948円。投資その他の資産としまして長期前払費用1万2,830円となっております。合わせて固定資産合計は1,725万4,778円となっております。資産合計は4,163万368円となります。前年度は1,758万230円ということでございましたから、およそ2,400万円ほどの資産増加があったこととなります。そのうちにはリース資産1,300万円ほどの増加が大きく関係しております。リース会計基準の改定に伴う税制改正によりまして、リース資産の計上が強制適用されたということによるものでございます。

次に負債の部でございますが、資本金は1,000万円、利益剰余金で220万3,836円の赤字となっておりますが、前年度では1,325万8,437円の損失を計上しておりましたから、この部分では大幅に圧縮されたものということが言えます。純資産におきましても、前期、前年度でございますけれども325万8,437円の債務超過となっておったものが、当期におきましては779万6,164円を計上しておりますので、この部分でも大幅な改善が図られたということをあらわしております。

次に12ページになりますが、ここでは損益計算書となっております。売上高は温泉施設の売り上げから緑地運動公園の自動販売機の売り上げの合計で1億4,087万7,390円。それから売上原価でございますが、2,300万9,678円でございます。差し引きの売上総利益でございますが、1億1,786万7,712円となります。

販売費及び一般管理費は、役員報酬あるいは給与等から雑費まで合わせまして1億1,215万8,530円でございます。したがって、差し引きで570万9,182円の利益が計上されるものでございます。

営業外収益の部でございますが、受取利息で4万232円、家賃収入と合わせまして5

43万2,118円。営業外費用としましては利子配当等所得税が8,042円でございますので、差し引きで営業外収益として542万4,076円の利益が計上されております。経常利益が合計で1,113万3,258円を計上しております。

貸倒引当金戻金で1,343円を加えまして、法人税等充当金8万円を差し引き、当期におきましては1,105万4,601円の純利益が計上されたことになっております。

次に14ページでございますが、以下には株主資本等変動計算書、それからこれは参考でございますけれども個別注記表、その次に16ページになりますが監査報告書等を添付しておりますので参考としていただければというふうに思っております。

次に21年度の第8期の事業計画でございます。

1ページめくっていただきまして18ページでございますが、18ページでは企業としての理念と経営の基本方針、それから営業の基本方針、それから19ページでは人事の基本方針、それから施設、施設に関する基本方針。次の20ページでございますが、事業計画の骨子の7項目が記載をされております。

最後に21ページでございますが、前期20年度と比較しまして予定の損益計算書となっておりますのでございます。純売上の見込みは前期並みの1億4,160万円、売上原価としまして前期110万円を圧縮しまして2,184万円としておりまして、総利益で1億1,976万円ほど見込んでおります。結果、純利益として293万8,000円を見込んだ損益計算を立てておるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思います。

再開時刻は10時20分にしたいと思います。よろしくお願いたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

議長（岩寄幸夫君） 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 今報告をいただきまして、一、二点お伺いさせていただきます。

1,113万何がしの利益を突如として出していただきまして、大分昨年からは社長が苦勞されまして、ここにありますようにいろいろな細かな改革、それからイベント等で大分苦勞されております。

まずお伺いしたいのは、月当たり100万、恐らく4月、5月ぐらいは男性の入れかえその他である程度引っ込んでいたと思うんですが、今の力は売買だけですけれども、月100万円上げていただいていると、利益を上げていただいていると。これについて、総じてどの辺に原因があったか、総務政策課長、説明をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 近藤議員さんの、平成20年度決算において1,113万円の利益が出た、その辺の内訳はどうかというようなことでございますけれども、20年度予算で赤字を372万4,000円ということで予算はありましたけれども、1,105万5,000円の黒字となりました。その主な要因といたしましては、温泉施設の受託料収入、無料招待券の増、また通年券の利用料収入の増で850万円ほどでありますけれども、これにつきましては通年券の決算方法の、計上方法の変更がありまして、前年度は11月から通年券を売ったということで5カ月間の計上、20年度は12カ月間、1年間の計上ということでございます。また、無料招待券の計上で19年度決算の一部が20年度にずれ込んだもの等ありまして、その辺が850万円ほどございます。また、経費では人件費が200万円ほど減となっております。また、リース料が前年度と比較しますと160万円ほどの減というようなことで、リース料の減額、人件費の減額が大きいと思われます。また、燃料費につきましては19年度とほぼ同程度でありますけれども、予算と比較しますと380万円ほどの減額となっております、その辺がその1,100万円の黒字が出たというようなことで考えています。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） ありがとうございます。

売上高から見ますと、温泉売上高で602万円、それから食堂売上高で360万円、それから売店売上高で170万円ということで、ほぼ1,100万円ほどの売上増によって、経費の方の削減もあるようですけれども、あらゆる面で上向きになっておるということで、大変喜ばしい内容ですけれども、21ページの、来期21年4月からの予算、損益計算書の中に、売上高については100.5%、純売上高で100.5%。それから一般管理費、人件費その他の106.6%ということで、出費の方については6.6%のアップ。それから売上総利益その他含めていきますと、大分売上高の希望値が少な過ぎるのではなかろうかと。こういう損益計算書を計上する場合に、一般管理費その他で106%のアップを見ておいて、売上高の対前年比が100.5%、横ばいであるよというような観点で書かれておりますけれども、昨年度もこんなような傾向があったと思いますが、やはり議会に

出す以上はある程度、6%、106%に管理費が膨らむということであれば、ある程度売上高の方も希望値を多少乗っける方がよろしいのではなからうかと。昨年もこんなような傾向がありました。今年度もこれだけ力がついているわけですから、その辺のところもおびえず、ある程度のをここへ乗っけて、昨年は1,100万円だけどことしは300万円だよということだけでなく、そういう形で計上、計画をすべきと思いますが、この辺についてお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 近藤議員さんの質問ですけれども、売上高が100.5%。それに対してその販売費を、一般管理費が106.6%というようなことで、当然収入もそれに見合った額を見ておいた方がいいのではないかとというようなことで、また前年度1,100万円あったものがことしは300万円というようなことで見ておりますけれども、この辺につきましては今年度温泉等のリニューアルがありますけれども、それについては何カ月休館するかというようなことはわかりませんので多くは見ておりませんが、その辺も多少加味して前年度並みの予算ということで作らせていただきましたけれども、安全を見たというようなことでございますけれども、これをやっぱりもっと積極的に収入も見た方がよかったのかなというようなことで考えております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） ありがとうございます。

やはり企業会計である以上は、損益計算書、来期については、こういうものはある程度希望的なものも入るべきですし、それから今課長がおっしゃるように、売上高が横ばいで頑張るんだと。一、二カ月とめるかどうかわかりませんが、その場合にはやはり費用の方も多少数字的に圧縮すべきではなからうかと思えます。一応そんな観点で来期からやっていただければと思います。ありがとうございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

8番近神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 何点かお伺いさせていただきます。

1点は12ページの損益計算書でございます。

大分前年の予算、損益計算書の予定ではマイナスがプラスになってすばらしい実績が上がっているということで安心しております。この中で、販売費及び一般管理費の中で上から4番目の雑給というのがありますね。これは前年の損益計算書から比較しますと200

万円近く上がっている。職員が減少になっているわけですから、この辺のところ、49人から3名減少しているわけですが、この雑給というのはどういう内容であるかということが1点。

それから21ページの損益計算書の21年度のあれで、8番目の通年券利用収入が大分、当初予算900万円の計上で6.4%減少ということで202万円の減少を見込んでいる。これはどういう理由か。

もう1点は、この株式会社吉岡振興公社の企業報告はすばらしい、なかなかこういうあれはうまくまとめできておりますし大変立派と思うのです。ただ、私も高齢化していませんものですから8ページですね、外国語が大分入ってきているんですよ。イングリッシュ弱い方でございます、内容を聞くにも8ページのデッドストックとか、7ページの下の方にあるコストリダクション、それからリプレース、それと5ページのコモディティ化というような。ほかにもいろいろあるんですけども、まあディスクロージャーとかそういうあれは一般的に新聞や放送で聞いていますからあれなんですけれども、日本語でなかなかそういうあれが表現できる内容が、高度な知識を持っている方だと思うので、できないのでそういうニュアンスでこういう英語を大分使われて、そういう自分の考えを表現していると思うんですけども、何せ字引を引いてもなかなか出てこない、そういうことで。まあ使ってもらってはいいのですが、一般的にそういうあれが余り通用されていない部分については、ぜひわかりやすい言葉で表現していただければというふうに思いますので、その辺の希望も入れまして回答をお願いしたいです。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、神宮議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の12ページ、雑給が上がっておるというようなことでございますけれども、これにつきましては、前年度1,711万円から1,907万円ということでございますけれども、この辺につきましては全体の人件費で見ただけかというふうに考えておりますけれども、全体の人件費が今年度の前年度実績が、21ページをちょっと見ていただきたいと思うのですが、全体の人件費が5,823万3,000円。これ、前年度が4,671万円だったのですけれども、管理諸費がことし226万1,000円なのですけれども、管理諸費の中にシルバー等の人件費が入っておったわけなのですが、それが1,572万円2,000円というようなことで、そういうものを足していただきますと、全体的には人件費は減っておるかなというようなことで考えています。給料とか雑給、派遣人件費そのものをちょっと中を組みかえておりますのでちょっと細かく説明できないのですけれども、全体的には人件費は減っておるというようなことで考えております。

それと21ページの通年券の利用料収入でございますが、1,102万4,000円のところ予算的には900万円だと。これは200万円ほど減っておるわけでございますけれども、この辺につきましては、通年券を開始する前の通年券購入者が345人だったわけでございますけれども、今現在315人程度だと思っておりますけれども、若干減っておるというようなことで、その辺もちょっと、まあ900万ほどは減らないと思っておりますけれども、この辺は安全策を見て900万円というようなことで予算計上をさせていただいております。この辺については努力してもっと上がるのではないかと、このように考えております。

それと、この文章表現の中でいろいろ難しい言葉があるというようなことでございますけれども、この辺につきましては私どももそう考えておまして、この間ラジオ等で聞いておりましたら、10人中7人の人がわからなければ使うべきではないというようなことも言っておりますけれども、この辺についても振興公社と詰めていきまして、わかりやすい言葉でやっていきたいと思っております。

8ページのデッドストックはどんなようなことかというようなことがありましたけれども、この辺については不良在庫を少なくすると。不良在庫と日本語で書いた方が当然わかりやすいかなかと感じております。また、7ページのコストリダクション。この辺、合見積のコストリダクションも困難であるということでもありますけれども、費用の削減ということで、これも日本語というか普通に書けばよかったなと考えています。また、5ページのコモディティ化というようなこと。この辺もちょっと私も辞書を引いてみたのですが大変難しく、辞書を引きますと、コモディティとは生活必需品とか日用品とか書いてあるのですが、この辺ちょっと私も内容的には。またほかの辞書によりますと、コモディティとは消費者がどこのメーカーがつくったものにかかわらず、その基本的な機能を備えておれば購入するようなど。いろいろな国語の辞典がありますけれども、その辺で理解していただければと思います。

ちょっと答えるには不十分かと思っておりますけれども以上でございます。よろしく申し上げます。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかに。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 少しこの公社の将来性について、まずお伺いをしておきます。

本年度は、20年度は1,100万円の黒字だったと。来年度は300万円の黒字の予定であると。予算を立てるときには、さっきほかの議員からも指摘があったわけですがけれども、同等あるいはそれに数パーセント、ここのところ灯油等も価格は安定しているわけ

ですからその辺も加味しているのかどうか。

それと、通年券が販売方法が変わったので幾らかよくなったということですが、これで見ますと本年度は15%も通年券の利用者は減っています。それと道の駅を含めて温泉は今度大改修をされるわけなんですけれども、私はもう少しこの18ページにあるように、温泉のことは温泉利用者、来場者が最も現実ですぐれたアイデアの持ち主であると、つくった人が認めているわけですよ。私はこの辺を、利用者の声を尊重することをどう考えているのか、まずその点だけお聞きします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 齋木議員さんの質問でございますけれども、損益計算書の収入、また支出について、前年度が1,000万円以上あるんだから当然300万円ではなくてその辺を見越して組んだ方がいいんじゃないかと、このようなご指摘でございますけれども、先ほど近藤議員さんの質問にございましたように、この辺については安全策を見込んでやってしまったのかなということで、これからはもっと積極的に利益を上げるよう、予算的にも反映させていきたいと、このようなことを考えておるわけでございます。

それと通年券の利用者が減っておるということでございますけれども、この辺につきましては、公社も利用者の利便性を図るべく、この間通年券の半年券も発行したようでございますけれども、いろいろ今公社でもポイントサービスといいましょうか、回数券、また水曜日に来た場合にはポイント2倍サービスとかそういうものをやっております、そしてまた単価も300円というようなことで、いろいろサービスも充実してきておるという中で、通年券からサービスの方に移っている人があるのかなと、こんなようなことも考えてございます。

3点目は、済みません。（「利用者の声」の声あり）申しわけございません。当然利用者の声を十分に聞くべきではないかと、このようなことで言われておりますけれども、当然振興公社も役員が現場に出て利用者から声を聞いたり、利用者の声ということもありますけれども、利用者の声は当然役場の方にも一月に一回上がってきますけれども、また、温泉の方で役員会ということでいろいろ意見、利用者の方の意見も伺っておりますけれども、その辺を参考にしてよりよい温泉にしていきたいなと、このようなことで今考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 公社が今努力をしていることは、私も利用して現実に肌で感じているわけですが、少し町が公社に任せっきりと言ったら言い方が少し悪いかもしれませんが

れども、そういう部分があるのではないかと。100%町出資の会社ですから、町が管理、監督、責任等もあるわけです。別の会社だからそれでいいんだと、そういうことではなくて、やっぱり町が責任を持って出資しているわけですから、その辺指導力等を強く持って、集客すればこういう黒字になるわけですよ。

それと、細かいことですがけれどもフロントのスキルアップというか。ほかの施設、私は何度もほかにも行くのですけれども、フロントでの対応というか、ほかの皆さんも比較して利用していただけたらと思います。やっぱり真心のこもったサービスというか、今はそういう心の時代だと思うのでその辺を。あそこは憩いの場として皆さんは求めているわけなのです。ただふる入りにいく人もいるでしょうけれども、休息の場、人生の憩いの場としてあそこを求めて行くわけなので、その点もよくフロント等見ていただいて、ほかの施設と比較していただいて判断していただけたらと思いますけれども。これについてコメントがありましたら。以上ですが。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 振興公社に任せきりでなくて、町にも責任を持って進めてもらいたいというようなことがございましたけれども、指定管理者ということではおるわけでございますけれども、その辺も踏まえる中で、町も十分に連携し合ってよりよくしていきたいと、このようなことで考えております。またそれと、他の施設と比べてフロントの対応等どうかというようなことでございますけれども、社長のモットーでもありますし、フロント、接客スキルの向上等もその重要な一つということで掲げておりますので、その辺についてもまた協議しながら、いずれもよりよい方向で接客スキルの向上等に努めていきたいと、このように考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） なければ、質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（岩寄幸夫君） 日程第5、報告第3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

石関町長から報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告させていただきます。

報告第3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

繰越明許費に係る算出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法施行令第146条第2項により報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますのでよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、報告第3号 平成20年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回報告させていただく平成20年度の繰越明許費は8件でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名といたしましては定額給付金事業でございます。金額は3億767万9,000円、翌年度繰越額は2億9,774万5,000円でございます。財源内訳は16万2,000円が既収入特定財源、2億9,758万3,000円が未収入特定財源でございます。

3款民生費2項児童福祉費、子育て応援特別手当事業。金額は1,880万2,000円、翌年度繰越額は1,500万4,000円でございます。財源内訳は6万円が既収入特定財源、1,494万4,000円が未収入特定財源でございます。

この2件は2008年度第2次補正予算の財源関連法の成立がおくれたため、事業執行が一部しかできずにそれぞれの金額を繰り越しさせていただいたものでございます。定額給付金は6月10日現在91.81%が支給されています。未払い世帯は718世帯で、未払金額2,372万8,000円でございます。9月末日で申請終了となります。子育て応援特別手当は、6月10日現在99.45%が支給されています。未払い人数は2人で、未払金額7万2,000円でございます。9月末日で申請終了となります。

8款土木費2項道路橋梁費のまちづくり交付金事業。金額は1,260万3,000円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は1,260万3,000円全額一般財源でございます。これは道城原中線ほか2路線の道路新設改良事業において、平成20年度に補償を完了する予定でありましたが、地権者との交渉が長引き年度内に完了できないため、繰り越しをさせていただいたものでございます。道城原中線につきましては4月24日に完了、北下集会所北線につきましては10月ごろ完了予定、駒小半田線につきましては7月ごろ完了予定でございます。

次に、8款土木費4項都市計画費のまちづくり交付金事業。金額は903万9,000円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は903万9,000円全額一般財源でございます。これは宮田大藪線道路新設改良事業において、平成20年度に補償を完了する予定でありましたが、地権者との交渉が長引き年度内に完了できないため、繰り越しをさせていただいたものでございます。本件につきましては10月ごろ完了する予定でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費で道路新設改良費・道路維持費で、金額は3,250万、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は2,555万3,000円が未収入特定財源、694万7,000円が一般財源でございます。2目の道路維持補修工事、側溝補修工事等で1,250万円、3目の町道改良工事ほか舗装工事等で2,000万円でございます。2目の側溝補修工事等につきましては、最も遅い工事の工期が7月21日まで、3目の舗装工事等につきましては、最も遅い工事の工期が9月30日までとなっており、工期限内に完了予定でございます。

10款教育費2項小学校費の地デジ対応テレビ設置事業で、金額は1,460万円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は1,147万9,000円が未収入特定財源、312万1,000円が一般財源でございます。本件につきましては、明小が28台、駒小が33台で、工期が8月21日までとなっており、工期限内に完了予定でございます。

10款教育費3項中学校費の地デジ対応テレビ設置事業。金額は1,020万円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は802万円が未収入特定財源、218万円が一般財源でございます。本件につきましては、吉中で31台、工期が8月21日となっており、工期限内に完了予定でございます。

10款教育費5項保健体育費の町民グラウンド・八幡山グラウンド駐車場整備事業。金額は1,100万円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は943万5,000円が未収入特定財源、156万5,000円が一般財源でございます。町民グラウンド駐車場舗装工事は6月5日に完了、八幡山グラウンド駐車場整備は5月25日に完了してございます。

この4件、いずれも地域活性化・生活対策臨時交付金事業であり、2008年度第2次補正予算の財源関連法の成立がおくれたため、一部しか事業執行できずにそれぞれの金額を繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これで終結いたします。

日程第6 報告第4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

議 長（岩寄幸夫君） 日程第6、報告第4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

石関町長から報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告させていただきます。

報告第4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

前報告第3号と同じように、平成20年度の繰越明許費の報告でございます。公共下水道事業特別会計の繰越明許費でございます。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議の上ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、報告第4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

この計算書につきましては、先ほど一般会計において財務課長から説明があったとおりでございます。繰越明許費に係る算出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

それでは、内容でございますけれども、1款下水道費1項下水道費、事業名といたしましては汚水処理施設整備交付金（南下・大久保地区）でございます。金額4,400万円のうち4,200万円を翌年度、21年度でございますけれども繰り越すものでございます。繰越額の内訳でございますけれども、すべて工事請負費を繰り越すものでございます。左の財源内訳でございますけれども、既に入っております特定財源といたしまして210万円。これは受益者負担金の5%に相当する金額でございます。未収入特定財源につきましては合わせまして3,900万円、国庫支出金と地方債でございます。

なお、参考までに、この繰越明許費は地方再生計画に伴う汚水処理施設整備交付金事業

の整備促進を図るために変更認可が必要になり、その認可を受けるために予想以上の時間を費やしたことによりまして、工事費に対する十分な工期が設定できなくなり、繰り越しを3月定例議会にお願いいたしまして、繰越明許費をお願いしたところでございます。

なお、工事区域につきましては、南下地区1工区、大下三区に4工区、計5地区でございます。このうち3工区につきましては現場が既に完了してございます。現在は大下三区地区で2カ所が今期を一応今月いっぱい、6月30日いっぱいに工期完成を目指して今施工中というものでございます。

以上、雑駁ですけれども町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認めます。

本件は報告ですので、これで終結いたします。

日程第7 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第7、議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案説明を申し上げます。

議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月5日に前橋市が富士見村を編入合併したことによって、旅費の支給地域に関する改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

町長申し上げましたとおり、本年5月5日に富士見村が廃されまして前橋市に編入合併

されたため、本条例の別表中から削除の改正をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして新旧対照表の方をごらんください。まず、別表の第2に支給しない市町村を定めておるものでございますが、この中に富士見村が入ってありましたものですから、前橋市に編入されたことによりまして富士見村を削除するというものでございます。

ページを戻っていただきまして、附則で5月5日、合併した日でございますけれども、ここに遡及して適用させたいとするものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、この旅費に関する問題です。

今後この適用外になって、今度吉井町が入るとまたそれも適用外になると思うのですけれども。高崎市とそれから東吾妻町、一般的に自治体では隣接自治体を旅費支給対象にしているところは多いのではないかと思います。高崎市については吉岡から隣接している部分はない、それから東吾妻町もないわけです。高崎なんか倉渕まで1時間半もかかる。昭和村なんかは20分ぐらいで行く。これはもう支給対象地域、中之条も対象地域になるわけでしょうけれども。

一般的に県内で旅行する場合、これは半日当。日当の支給ですけれども半日当が出るといように条例にあるわけですけれども、そういうことで、高崎それから東吾妻、これは隣接自治体でないのに除外している理由。それから日当について、県外であれば通常日当が支給されるわけなのでしょうけれども、県内の場合は半日当。それで、この場合車利用ですよね。私用車の場合と、それから足りなくて自分の車で出張というようなことがあるかと思えます。それから公用車を使った場合のその日当の支給方法ですね。この辺についてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 神宮議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、支給しない地域について、隣接しているかしていないかという判断での質問かというふうに思いますが、隣接しているかしていないかと、そういう基準で支給しないという判断ではございませんので、ある程度距離といいますが、それで判断をして

いるということでございます。

当然、最近の市町村合併によりまして、高崎市であれば倉渚村の方までが高崎市の行政区域に入るわけですけれども、細かく何々市の何々地区までは支給しないというような、そういうふうな決め方をしてございませんので、その辺のところはご理解をしていただきたいというふうに思います。ですから、合併前を基準にしている部分も大分あるかなと。渋川市に隣接した前の東村であればもっと近かったとかというふうに思いますけれども、そういうところも含めて東吾妻町になっているとか、東吾妻町であれば吾妻町はもうちょっと遠かったとかという、そういう部分があるのですけれども、そういうことも含めて区域を設定していると、そんなことになっているかというふうに思っております。

それから、公用車、私用車に関してもご質問でございますけれども、原則的に私用車の公用出張については認めておりません。というのは、事故等があったときの職員に対する身分の関係もでございますので、当然車を使用する場合には公用車の使用が原則ということでございます。それで、あとは公用車で出張しない場合、県外出張とかいう場合には当然費用弁償で旅費、鉄道費で費用弁償するということとなっております。答えになっているかどうかわかりませんが、一応公用車と私用車の使用方法についてはそんなことで、一応原則的には私用車の公用出張は認めないという、そういう方向でございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 隣接の自治体を対象としている自治体も聞いておりますけれども、そういうあれで、合併であったのでそれはわかりました。

それから車両利用の場合ですね。この場合について、車で行っても公用車で行っても半日当の支給対象にはなるのか。

それから私用車の場合ですね。当然災害や何かあれば公用車が足らなくなるというような事態もあらうと思います。これは町長決裁で公用車にかえて私用車を、そういう決裁をもらえば使えるというような措置はとれるのだと思いますけれども、当然普通の場合は公用車で十分間に合うでしょうけれども、特別な事案があった場合ですね。ほかの地域まで行かなきゃならない。車が足りない。こういう場合については許可をもらって、その決裁をもらって公用車にかわって使用するというような、そういう規定はあるのでしょうか。この点についてお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 日当の支給に対して、公用車と公用車以外ということでございますけ

れども、日当はあくまでも費用弁償でございませんので、日当として支払うわけですから、公用車で行く場合あるいは鉄道を利用した場合は、費用弁償のほかに日当として当然支払われると。公用車であれば、当然費用弁償分はないわけですから日当分だけが支払われると、こういうことになるかというふうに思います。

それから、緊急時に私用車を利用した場合についてということでございますけれども、この旅費の費用弁償の支給につきましては、当然緊急時を想定してのことはできておりませんので、緊急時には特別に町長の判断によってやるものというふうに思っております。ですから、平常時に私用車を使用するということになりますと、当然事故等も想定しなければならぬ。そのときに、当然今度は職員の身分の問題にもかかわってまいりますので、当然職員については公用出張する場合にはすべて公用車を利用しろということになっておりますので、緊急時とは別に考えていただければというふうに思っております。以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第8、議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案説明を申し上げます。

議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、附則の各項がそれぞれの定める日から施行されるため、吉岡町税条例の一部を改正する必要が生じたので

提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設及び土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設に伴う規定の整備などでございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。右側が現行、そして左側が改正案でございます。

第54条第6項の改正は、農地法の改正に伴う土地改良法改正による項ずれの整備、第7条の3は「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加えるものでございます。

次に2ページ。附則第7条の3第3項の改正は、税源移譲に伴う経過措置としての既存の住宅ローン控除、附則第7条の3、適用者について新たな住宅ローン控除、附則第7条の3の2との選択適用が可能となることに伴い、納税通知書送達までに適用規定を明確にする観点から宥恕規定を削除するものでございます。

次に、附則第7条の3の2を加える。これは平成21年から25年までに入居し、所得税において住宅ローン控除の適用がある者について、所得税から控除し切れなかった控除額につき、翌年度の個人住民税から一定の限度、9万7,500円まで控除することを可能とする制度で、なお、平成11年から18年度までの入居者、税源移譲に伴う経過措置としての住宅借入金等特別控除適用者について、本条による新たな制度と附則第7条の3の既存の制度との選択適用が可能となるものでございます。

次に3ページ。附則第8条の改正は、附則第7条の3の2として住宅ローン特別控除の規定が設けられることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則第16条の3第3項第2号の改正は、附則第7条の3の2の創設に伴い、本条の特例適用者に係る税額控除の読みかえ規定について所要の整備と、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に本条の配当所得を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

次に4ページ。附則第16条の4第3項第2号の改正は、附則第7条の3の2の創設に伴い、本条の特例適用者に係る税額控除の読みかえ規定について所要の整備を行うもので

ございます。

附則第17条第1項の改正は、平成21年及び平成22年に取得した土地等に係る長期譲渡所得所有期間が5年を超えるものの譲渡の特別控除1,000万円が創設されることに伴い、課税長期所得の計算上控除することとされる特別控除に当該特別控除に係る規定を追加するもの。

次に5ページ。附則第17条第3項第2号の改正は、附則第7条の3の2の創設に伴い、税額控除の読みかえ規定について整備を行うものでございます。

附則第17条の2第3項の改正は、平成21年及び22年の取得した土地等に係る長期譲渡所得の特別控除、第35条の2及び平成21年及び22年に土地等の先行取得した場合の課税の特例、第37条の9の5が創設されることに伴い、重複適用の除外規定について所要の改正を行うものでございます。

次に5ページから6ページにかけて、附則第18条の5第2号、及び6ページの附則第19条第2項第2号の改正は、附則第7条の3の2の創設に伴い、税額控除の読みかえ規定について整備を行うものでございます。

次に6ページから7ページにかけて、附則第19条の2の改正は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月5日までに上場株式等に該当しないことになった内国法人の株式で、同日に特定管理口座から払い出されたもので一定の要件を満たすものが追加されるものに伴うものでございます。

次に7ページ。附則第20条第2項及び第6項の改正は、法附則第35条の3第15項の改正に伴う所要の整備でございます。

附則第20条の2第1項の改正は、先物取引に係る雑所得に係る課税の特例対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等が追加されることに伴うものでございます。

次に8ページ、附則第20条の2第2項第2号、附則第20条の4第2項第2号、及び9ページの附則第20条の4第5項第2号の改正は、附則第7条の3の2の創設に伴い、税額控除の読みかえ規定について整備を行うものでございます。

次に、条例の本文の2ページをお願いいたします。

附則の施行期日、第1条でございますが、この条例は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日から施行するというものでございます。

第1号は個人住民税の住宅ローン控除の創設関係等の改正規定で、平成22年1月1日。

3ページの第2号は附則第7条の3第3号、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定等で平成22年4月1日、第3号は附則第20条の2第1項の改正規定で平成23年1月1日、第4号は第54条第6項の改正規定で、農地法等の一部を改正する法律の

施行の日でございます。

第2条は町民税に関する経過措置を講じたもので、個人住民税の住宅ローン控除における申告書提出に係る宥恕規定の廃止は、平成22年度以後の年度から適用することとするものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号については、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は総務常任委員会に付託します。

日程第9 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第9、議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案説明を申し上げます。

議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,045万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,520万8,000円とするものです。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、歳入では国庫補助金の増額で地域活性化・経済危機対策臨時交付金が1億1,668万1,000円などでございます。

次に歳出ですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の庁舎エネルギー対策事業で7,488万6,000円、災害対応灯設置工事業で1,762万5,000円などでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上可決
いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）
について、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとお
りでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によ
るということで、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましては
2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等含
めて事項別明細書で説明させていただきます。

それでは10ページをごらんいただきたいと思います。事項別明細書により説明を申し
上げます。

歳入でございますが、14款国庫支出金2項国庫補助金で1億1,668万1,000
円を追加するもので、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございます。これは地球温
暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に
応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう交付される補助金で、補助率100%で
ございます。

次に、18款繰入金2項繰入金は、2目1節の財政調整基金繰入金を3,377万7,
000円増額補正するものでございます。

次に11ページ。歳出でございます。

1款1項の議会費は17万5,000円の増額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費の全体の補正額でございますが、補正額の計の8,4
57万9,000円の増額でございます。1目一般管理費の13節、371万7,000
円は電子出勤簿システム導入一式の委託料でございます。次に5目財産管理費の15節、
7,488万6,000円は役場庁舎の空調設備の更新及び庁舎屋上太陽光発電設備工事
の追加でございます。6目企画費の18節、465万6,000円は、公共施設13施設
のテレビの買い替え費用でございます。8目諸費の15節、132万円は自治会の要望に
対応すべく防犯灯の設置工事費でございます。

次に11ページから12ページにかけて、3款民生費1項社会福祉費の全体の補正額は、
計のところの270万円増額でございます。

11ページが一番下に戻っていただき、4目老人福祉費の20節扶助費の90万円は、

70歳以上の単身高齢者世帯の住宅等への火災報知器の設置助成事業でございます。

12ページ。9目老人福祉センター費180万円の主なものは大広間の畳入れかえ工事などでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費は1,284万円の増額で、15節で農業用調整池フェンス設置工事等でございます。

次に12ページから13ページにかけて、8款土木費2項道路橋梁費の全体の補正額は1,300万円の増額でございます。主なものは、12ページの3目道路新設改良費で、溝祭南部北部線道路改良工事で1,000万円の増額でございます。

次に13ページ。4項都市計画費252万9,000円の増額でございます。県の所有する県央水質浄化センターに係る費用を接続している市町村で負担するもので、公共下水道特別会計へ繰り出すものでございます。

次に9款1項消防費、全体で2,148万5,000円の増額をするものでございます。2目消防施設費15節の68万円は、老朽化した防火水槽取り壊し工事費でございます。4目災害対策費は2,080万5,000円の追加で、主なものは15節の1,762万5,000円で、町内の避難場所等に災害時対応灯を整備するものでございます。

次に14ページ。10款教育費2項小学校費で200万円の増額、3項中学校費で100万円の増額でございます。明小、駒小、吉中に電子黒板とパソコンの導入を行うものでございます。次に、4項社会教育費は1,015万円を増額するものでございます。5目文化財保護調査費の22節で、南下古墳群立木等補償費を増額させていただくものでございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 13ページの消防費の、施設費と対策費の携帯連絡網システムと災害対応灯が、これもうちょっとどんなものが説明していただきたいのと、11ページ一番下の民生費、高齢者火災報知器設置助成事業。これは参議院が質問いたしておりまして、去年かな、桐生で2階で就寝中のご夫婦がこの音で助かっておりますし、大変効果的なものなので、この事業を設置していただいたのは大変うれしいなと思っているのですが、この事業でポイントになるのは、ひとり暮らしの、特に女性の方なんかは取りつけが大変かなと思うのですね。そこまで考えて対策していただいていたら、本当にこの事業が皆さんに使っ

ていただきやすいのかなと思うので、そういうことも含めてこれについてちょっと説明を
していただきたいと思います。お願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、長議員からの質問にお答えさせていただきます。

13ページの消防費9款1項4目の災害対策費の13節にある委託料318万円、携帯
連絡網システム導入委託料の質問。それから、15節にあります工事請負費の1,762
万5,000円でございます。

まず13節の委託料でございますけれども、携帯の連絡網でございます。町民の暮らし
の安心安全を確保するため、町づくりを基本に、今回の場合、防犯、防災等で素早い情報
の伝達や犯罪等を未然に防止できるよう、一般に普及されている携帯電話を使用しまして
防犯、防災情報を同時一斉配信、または地域やグループ特定で発信することを瞬時に行う
ことで町民が把握できる、それに対応することができるということでございます。

また、職員等に災害等で連絡等を行うわけでございますけれども、開封結果を確認でき
るなど即時性を有するもので、発信者に伝わったことが確実に把握できるというシステム
を構築するものでございます。なお、メール配信につきましては最大で5,000件、5
分以内に全員に送ることが可能になるわけでございます。具体的には、防災情報では県や
広域消防より届いた台風あるいは集中豪雨、地震などを、町では地域防災計画に基づいて
職員動員計画に沿った4段階。初期動員、1号動員、2号、3号という動員がございます
けれども、その段階に沿った形で一斉にメール発信ができます。また、先ほど申したとお
り、職員が開封確認あるいは出勤できるか否かということも踏まえたときには、その返答
を求めることも可能なものでございます。

そのほか、消防団あるいは交通指導員、また学校等についても、これらを今後の構築の
段階に導入させていただきますけれども、それらが一斉に発信でき、瞬時に確認できる
というものを今回構築したいという考え方でございます。

それから、災害対応の街灯の設置工事でございますけれども、これにつきましては、吉
岡町では指定避難箇所ということで、現在27カ所を設定しているものでございますけれ
ども、そのうちの小学校2校、それから中学校、それから集会施設等がございますけれ
どもこれについて、15カ所のソーラー式の防犯防災の照明灯を設置したいという考え方
であります。これについては日没に点灯時間をタイマーで調節可能ということ、またCO₂
削減の地球温暖化対策の、いわゆる省エネの有効利用という形で今回要望しているもの
でございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 長議員さんのご質問にお答えいたします。

高齢者火災報知器助成事業ですが、これは1基取りつけまして5,000円ぐらいのものでございます。老人家庭でも部屋が、1軒で3基ぐらい予定しております。それで軒数は150軒を予定しております、総額で90万円でございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 4番長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 取りつけもしていただいていることですね。（「はい」の声あり）わかりました。ありがとうございました。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今回、国からの地域活性化・経済危機対策交付金ということで、1億1,688万1,000円ほど町の方へ交付金として来ておるわけですが、そのうち町に総務管理費の中の11ページになるわけですが、庁舎の空調設備と太陽光発電の設備というのですか、この工事があるわけですが、この内訳を聞かせていただければありがたいなと思っております。

それと、15の工事請負費ですが、防犯灯設置工事の経済危機対策臨時交付金ということで132万円ほどあるわけですが、この設置についての箇所とかいうものを聞かせてもらえればありがたいなと思っております。

特に、この太陽光については、昨日ですか、国の方で地球温暖化の関係で、京都議定書の中で15%ほどまだ削減をするというような方針を立てておるわけですが、できるならばこの太陽光の設備をこれからも町の中で多く取り入れていただければと思いますので、この庁舎の空調設備と太陽光の金額等を分けて聞かせてもらえればありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 総務管理費の中の財産管理費7,488万6,000円の内訳というようなことですが、役場庁舎の吸収式冷温水器の更新ということで、これが予算的に3,360万円、それと役場庁舎屋上太陽光発電事業ということで4,126万6,000円でございます。この太陽光発電システムにつきましては、CO₂の削減ということで環境に優しい町づくりを進めるために行っていくというようなことですが、

れども、この太陽光発電によりまして、二酸化炭素の削減効果は年1万118キログラムが削減できるというような試算結果が出ております。

それと冷暖房設備のリプレースですけれども、これにつきましては庁舎ができてからまだ取りかえておりませんので、たびたび不調等が起きるということで交換をしたいというところでございますが、今現在、これにつきましても費用効果は年間で30万ほどの低減しか図れないですけれども、この辺についても既存機より燃料効率が高かったり、CO₂は十分削減できるというように考えております。以上でございます。（「もう一つ」の声あり）

議 長（岩寄幸夫君） 15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） いや、防犯灯の件についてです。

議 長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは南雲議員の、防犯灯の設置工事につきまして132万円が計上されておりますけれども、これにつきましては当初予算78万円ということで各自治会2基程度を当初予算で予算要求しております。今回の経済危機対策臨時交付金におきまして132万円を増額するものでございますけれども、基本的には、各自治会3基程度ということで39基。それから新規電柱等が必要とされるものを3基程度ということで、全部合わせて今年度68基等の予算要求をしております。合計的には210万円ということでございますけれども、今後、先月の自治会定例会におきましてこの旨を話して、来年度予定されているものについて前倒しで検討していただきたいということでお願いしておりますので、近日中にはまた防犯灯の設置工事等が上がってくるものと思っております。以上です。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この最後のページにあります南下古墳群の立木の補償についてお伺いをします。

当初の予算ですと735万円と、そして翌年の予算になったら今後は3,040万円という、かなりの金額が違ってきたわけです。そして、この間の予算委員会の中ではいろいろ指摘があったわけですが、では735万円で何とかしようということだったんですけれども、ここに1,015万円の予算が補正で組まれているわけですが、どういう調査を。技研測量という会社に依頼をしたということなのですが、これほ

ど金額が変わるのでは、どこがどうなのかちょっと信用性に欠けると言っては悪いですが、そんなふうに思えてくるので、この1,015万円の補正については、3月定例会のときには735万円で何とかしようという話だったのですけれども、これについての説明をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 齋木議員のご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの南下古墳群の立木等補償金についてですが、平成21年度当初予算を審議していただいている中において、735万円は予算化されたということでございます。そのとき、この金額で間に合うか間に合わないかということで、いろいろな意味で研究していました。3月議会におきまして、補償金が現状に照らし合わせて高過ぎるということでご審議があったかと思っております。ご指摘を受けましてもう一度精査した上で、どうしても不足額が生じるようであれば補正で対応がしたいという説明はしたと思います。そういったことで、担当課及び委託したコンサルタントに指示をし、また地権者とも接触し、交渉してきた経過を踏まえ、補償金制度の判断基準を見直し、精査いたしました。その結果、総体的には当初は約2,700万円ぐらいかかるということで見込んでおりましたが、1,750万円となり、950万円程度下回る補償費になると再度低額を見込みました。そういったことで、交渉の相手方のあることですから、土地を含めて交渉次第ということになります。今後この金額をもって交渉に臨みたいというように考えております。

そういったことで、じゃあ、どうしてそうなったということに相なれば、いろいろな面で、その交渉する中で、当初3,000万円近い2,700万円ということで見積もったのですけれども、そのときの補償の仕方、早く言えば、この木は移動して植栽するのですよと。それからこの木は伐採して処理するのですよと。また、見る側によって、物の見方によって物事が変わってきたという中においては、もう一度精査した中において、この金額を補正していただければどうにか間に合うかなというようなことで補正をさせていただいているわけでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局において補足答弁をさせますけれども、どうかご理解をいただいて補正をお願いするものでございます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） ただいまの町長の補足答弁をさせていただきます。

補償金算定の精査の内容につきまして、具体的にご説明を申し上げます。

まず1点目といたしまして、補償対象物件がどういった状況におかれている樹木か、あ

るいは工作物かを再度現地を確認し、見直しをいたしました。立竹木の場合、庭木か風致木なのか、それともその他の立木なのかということで、管理の状態はどういった点かということ再度判定をいたしました。また工作物の場合、撤去除却が必要な物が、それとも再築の必要があるものかについても見直したところでございます。

次に2点目でございますけれども、移植が可能な樹木か、それとも伐採が適切かということについて判断をいたしました。一定の規模以上の樹木、具体的には幹周りが50センチ以上、また高さにいたしますと樹高5メートル以上の樹木は伐採ということで算定をさせていただきました。移植の場合には根を残さずに相手方に求めることができますけれども、伐採の場合には地上物件撤去ということになりますので、工事の際に支障があれば企業者側が工事費の中で抜根をするということになるかと思っております。

次に3点目でございますけれども、樹木の価値をどう反映するかでございますが、現状を見ますと、放置されている状態の樹木の価値を主張できるかどうかという疑問がございます。所有者の見解と企業者の判断に相違があると予想されますけれども、これらにつきましては交渉を重ねていく中で相手方に理解を得たいというふうに考えております。

4点目に補償金全体額でございますけれども、現地から処分することが可能かという観点から、地権者が例えば業者に委託をして業者の見積額との比較をし、適切な補償額がどうかということについての判断をすることになります。

最後に、各地権者間の公平かつ平等性を失わないように、交渉が適正に進められるように検討した結果でございます。以上のようなことを基本に見直しをし、再度精査した結果が1,015万円の予算不足が見込まれることになりましたので、今回補正をお願いしたところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 見直しをしたらこれだけがまだどうしてもやむを得ず足りなくなるということだったのですけれども、そうすると立木補償を、当初の予算ではそういう地権者との話し合いは、この木については移植するんですよ、この木については伐採でいいですよ、そういう話し合いを全く持たずにこの当初の予算を立てたということなんですか。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 当初の予算の策定の段階では、まだ本人との交渉をしておるわけではございませんでしたから、この木は移植をしてください、この木は伐採で見ますと、

細かな点までについては相手方と具体的に話をしたわけがありません。また、今回におきましてこれは積算をして見込んである額でございますので、この額をまだ相手に提示をしているわけでもございませんし、相手がこれで納得していただけるかどうかは今後の補償の過程で、企業者としてはこういう補償額でお願いをしたいということで、一つの算定基準に基づいた額を提示して交渉に当たりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） これは多分総務に付託になるかと思うんですけれども、もう少し細かく、あそこに何百本あるいは何千本あるのか知らないけれども、どんな物まで補償したのか。そして補償しなければならないのか。当然、山林を買う場合ですから山はついているわけですけれども、その土地等も含めた中でそういう話し合いができなかったのかどうか、その点だけ最後にしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 今のご質問の件でございますけれども、基本的には土地とそれから補償物件は別々に考えております。土地の中に補償金額が含まれているというような算定の仕方はしておりません。土地については土地の価格を評価し、鑑定依頼に基づいた結果での土地の補償単価でございます。また、上物につきましてはそこにある物件ですので所有者があるわけですから、その所有者に対しての物件の調査をし、その算定額をはじいて所有者に補償するということが基本かというふうに考えております。（「ありがとうございます」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今の文化財保護調査費の中の立木補償の件でお伺いしますけれども、今話を聞いていますと、これからの話し合いということで随分不確定要素がいっぱいあるというようなふうに思えるのですけれども。話を聞いてみると、どうもまたこれで相手と話がつかなければ、また再度ここで立木補償がまた足らなくなって、また増額補正することもあり得るというような感じに受け取れるのですけれども、その辺はいかがなものですか。私はこれももう何回も動いたものが、それでまたこれで決めたらまた足りませんでしたなんてことは、これは絶対あってはならないことだと思うのですけれども、聞いてみると何かそういうこともあり得るようにも聞こえてきちゃうのですけれども、いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） ただいま小池議員ご質問の、まだこれが流動的で補償費がこれからも前後するののかというお尋ねだと思いますが、今回算定をした結果に基づいて相手方と交渉させていただきたいと。交渉次第という言葉を使っておりますけれども、この算定額を超えるようであれば、我々とすれば相手方を説得し、この算定額で何とか納得をしていただけるように交渉を重ねていきたいというふうに考えております。したがって、この算定額を超えてのことは今のところ考えておりません。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 先ほどの立木補償につきましては、総務委員会に委託されると思いますので、そちらで議論していただきたいと思いますが、私は今ここで問題になっております交付金事業についてお伺いしたいと思います。

先ほど財務課長の方から、この交付金については地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施する交付金だという説明がありました。つまり、これは何の事業にもこの交付金は使ってもいいですよということであるかと思うわけですが。

と言いましても、先ほどから何人が聞いておりましたけれども、財産管理費ですね。これで7,488万6,000円ですか。約50%以上、五十四、五%になりますか、ちょっと割り切れないですけれども。この半分の金を庁舎に使ってしまうと。これは先ほど言いましたように地球温暖化対策の一環になりますけれども、先ほど南雲議員が言いましたけれども、きのう政府が発表しました2005年比15%削減。これは守っていかなければ、協力していかなければならないとは思いますが、あえてここでこの太陽光発電装置、これに4千数百万円を使う必要があるかどうか。

それよりは、今町民が求めているのは生活道路、その辺の水対策なんです。4メートル以下の道路には側溝がなくて、雨が降ると大変なことになっているのです。そういうことにこの安心安全の実現のために使っていただきたかったというのが私の今のあれなのですけれども、そんなことはこの交付金事業予算配分の中で検討されたのかどうか。ただ、ある予算を各課に配ってしまえというような感じがするのですよ。というのは、最後に教育委員会の3校にパソコンと電子黒板。備品でありますけれども、これは必要ですけれども、ここで何でパソコンと電子黒板なのか。これは今さらの話ではないと思うのです。パソコンなどは計画的に導入されてきているわけです。

ですから、当初予算は皆さんがかなり精査して当初予算を組んでいくわけですが、これはそういう精査が行われていたのか。行われていてこの予算配分になったのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、宿谷議員さんの交付金の事業選択についてのご質問でございますけれども、この交付金につきましては既に新聞等でいろいろ情報としてご存じかというふうに思いますけれども、この経済危機対策の臨時交付金ともう一つセットで公共投資臨時交付金事業。まだこれは出てきておりません。（「これからでしょう、あれ」の声あり）はい。それが出てまいります。

それは公共投資、多分これはハード部分が相当多い、しょってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、それでこの経済危機対策の臨時交付金として、まず国の方からある程度そのモデルケースといいますか、そういうものがある程度示されております。それで分類的には4つの分類の中で地球温暖化、それから少子高齢化対策、安心安全、それとその他というような4つの分類。大きく4つの分類をしております、そのほかに細かく51ほどの分類がされております、まず総務政策課の方で各課に、既に21年度の当初予算でいろいろな事業はそれぞれの担当課で組まれております。

それでこの分が急遽、言ってみますと上乘せ部分の事業が出てきたということがあったものですから、それで緊急経済対策ということでもございますので、できるだけ早い時期に予算化して対策を講じたいというようなことがございました。そういうことで、まだ正式に決まらないうちに、事前にこういうものが出るよということで各課に照会の方をかけさせていただきました。それで、まず国の方に対しまして事前相談というような形で幾つかの項目を、それぞれの課で該当すると思われるものをまとめていただきまして、うちの方で一応一回まとめまして、事前相談ということで県を通じて国の方に出させてもらっております。そういうことで、まず単独事業。補助事業がないもの。補助事業にないものを中心的にいろいろ、急遽経済対策になるものをということで、それぞれの課に照会をさせさせていただきました、その中から町長の方にそれぞれの課がまとめてきたものを、まあ政策判断になるかというふうに思われますけれども、そういうところで選択をさせていただいたということでございます。

特に、先ほど庁舎に関して太陽光あるいは空調設備ということで交付金の半分以上をここに投資するのはいかがかというようなご質問でございますけれども、町の庁舎の改修につきましては、今時点で補助事業があるというのはなかなか見つからないということで、この際、老朽化もしておることでもあるし、今回それを使わせてもらったらどうだと、そ

んなことが町長の政策の中にあったかというふうに思います。それから、先ほどそれぞれの地域で水害とかいろいろなこと、そういう安全安心面についてハード事業も必要だろうということも、それも当然担当課の方からいろいろな形で出されております。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、もう一段出てくる中でもう一度検討できるものではないかというようなこともあったものですから、今回このような形でまとめて出させていただいたということでご理解の方をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 今回この交付金事業1億1,600万円。これは6月2日に鳩山総務大臣が閣議後の記者会見というのがありますので、この事業についてはできるだけ地域の中小企業の受注機会が確保できるようにしてくださいよということをおっしゃっています。というのは、緊急経済対策というのは、これはその地域の中小企業さんも救済するための事業であるわけですね。そういうことから、この1億1,600万円、これは積算、これから発注するわけですが、地域の人たちに、この町にどのくらいのお金が落ちるのでしょうか。ソーラーだとか庁舎、これが約53%から54%いっていますから、これはほとんど町外に行ってしまうと思うのです。その検討をしているのでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 宿谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

相当狭い範囲の中で、町内の業者という、そういう限定してのご質問かというふうに思いますけれども、町内の業者を絞って、これから多分いろいろな形でハード事業については入札というような形をとっていくかというふうに思います。すべて町外業者を排除するという、そういう方法で入札しろということでは決まっていなくていいかというふうに思っております。それでその範囲がどれだけ町内の業者に、言葉は適切かどうか分かりませんが、仕事が行き渡るかというのは、これはまた別の問題かというふうに思います。

それで、先ほど新聞で総務大臣のあれが出ておりますけれども、経済危機対策ということで、これはそれぞれの省庁が、大臣が寄って合同会議でまとめ上げてあるものですが、この中には当然緊急的に経済の克服の道筋ということで国の方示してあるわけでありまして、その中で具体的な施策等それから成長産業、未来への投資をするんだと、それと安心安全と、それと税制の改正もこれの中に含まれていると。いろいろな形で100年に一度と言われている経済危機にとりあえずは対処する方法をというこ

とで、その中でまた地方公共団体への配慮と、この中で総務大臣の方が、今議員さんが言われた、活用に当たっては地域の中小企業の受注機会に配慮しようと、こういうことをそれぞれの大臣の合同会議の中で述べておるものがまとめてあるわけですが、それをまた6月2日に公表したということで、経済対策としていろいろな形が出てくるとということで、その中で県も多分74億ぐらいの交付金を受けていると。それで、隣の町の話をするのもあれなんですけれども、榛東村においても吉岡と同じ1億1,600万円ほどの交付を受けていると。

それでこの予算化ですけれども、6月に補正しているところと、場合によっては間に合わなくて臨時の議会をお願いするところもあるというようなことも聞いております。県は開会中で、追加でこの対策を出すというような、補正予算を出すというようなことも、前にちょっと報道されておりましたけれども、そんなこともあったものですから、緊急経済だという国の趣旨に沿って、できるだけ早い時期に町の方も予算化して、できるだけ早く発注すると。それで緊急的な経済危機に対応していこうということで、そんな趣旨もあったものですから、急遽、まだ決まらないうちであったのですけれども、うちの方が中心になって照会をかけて、とりあえずまとめさせていただきまして、最終的には町長の政策判断もということで、このような予算で提出させていただいたということでございますので、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。

議長（岩寄幸夫君） 12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） よくわかりました。

あと、これから公共経済緊急対策が出てくると思うのですけれども、これは予算的には1兆数千万ですから、吉岡町としてはこれよりはかなり金額的には多くなった予算配分がある見込みなのでしょうか。その辺をお聞きして終わりにしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 今後の予算についてということでございますけれども、既に新聞等で公表されているかというふうに思いますけれども、今回は1兆円、この次が1兆4,000億ということで国では公表されておるかというふうに思います。それで、公共投資に関しましては国の直轄負担金の軽減をさせるんだというのが次の経済対策の主というようなこと聞いておりますので、この間も新聞に出ておったかというふうに思いますけれども、群馬県全体で国の直轄の負担に対して県は110億ぐらい直轄負担をしているというようなことを新聞で掲載されているのをごらんになっているかというふうに思いますけれども、その部分が主になりますので、町がどのくらいになるかということは、まだちょ

っとその辺のところまでは、この間市町村会に行ってその辺のところを伺ってきたんですけども、細かい要綱等はまだ今のところ出ていないと。場合によっては秋口あたりになるのではないかなというようなことも聞いております。もしそれが決まれば、場合によっては9月前にまた緊急的に、できるだけ早く、緊急経済対策ですから、場合によっては9月の定例会前にそういうある程度方向が出れば、臨時議会でもたお願いするという事も考えていかなければならないかなというふうには、その辺のところはまた町長の方に意見として具申をしたいというふうに考えております。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は総務常任委員会に付託します。

ここで、昼食休憩とします。

再開時刻は1時にしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第10、議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、吉岡町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案ということをお願いするものでございます。

附則「（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）」第3項ですが、これは株式の配当金について申告した場合、総合課税と申告分離課税を選択できることになりました。これらの他の所得と区分される配当所得がある場合、その配当所得を含めた合計額とするものでございます。次に第4項ですが、第3項が加わったための項ずれでございます。

次に2ページをお願いいたします。第35条の2第1項が加わった関係ですが、新租税特別措置法第35条の2は、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除が追加されることに伴う規定の整備でございます。次に第5項、これは項ずれによるものでございます。また、加えた条文の内容については第4項と同じ内容の規定の整備でございます。

次に3ページをお願いいたします。第6項と7項ですが、先ほどの関係の項ずれでございます。次に、第8項は新しく加えるものでございます。「（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）」ですが、上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した株式の配当所得等を損益通算できることになりました。これらの所得がある場合は、その所得を含めた合計額とするものでございます。

次に4ページをお願いいたします。第9項は項ずれでございます。変更の部分の内容については、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除による規定の整備でございます。第10項ですが、これも項ずれでございます。下線部分の関係ですが、市町村民税の先物取引に係る雑所得の見直しに伴うものでございます。

次に5ページをお願いいたします。第11項から第14項まではいずれも項ずれによるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして下段をごらんいただきたいと思います。附則でございますが、第1項といたしまして施行期日でございますが、この条例は平成22年1月1

日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号附則第3項の改正規定、附則第4項の改正規定を平成22年4月1日に、第2号附則第8項の改正規定を平成23年1月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第11、議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,814万7,000円としたいものです。補正の内容につきましては、地域活性化・経済危機臨時交付金に伴うものです。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ252万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,814万7,000円としたいものでございます。

補正の内容につきましては、先ほど町長申しましたように地域活性化・経済危機対策臨時交付金によるものでございます。この地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、先ほど来話が出ていますけれども、平成21年4月10日に決定されました経済危機対策において、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じ、きめ細やかな事業を積極的に実施できるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付することを踏まえて創設された交付金によるものでございます。

この交付金により、流域関連公共下水道県央処理区（県央水質浄化センター）でございまして、水質浄化センターは主に維持管理のための事業費といたしまして2億8,700万円を予定してございます。事業費の主なものといたしましては、利根川にかかります水管橋の延長221.2メートルの塗装の塗りかえ工事といたしまして5,000万円、処理場内の最終沈殿槽に散水設備の設置といたしまして6,000万円、水質自動監視装置の更新の場所9カ所1億6,000万円、それに送水機、送風機でございます。送風機につきましては風を送る機械というものでございまして、これをつくることによって、電気の使用量の削減のためにもう3基装置するということで、更新を含めまして1,700万円でございます。事業費等の50%は県が負担して、残りは関連市町村、11市町村で処理水量に応じて負担するというものでございます。

なお、歳入につきましては一般会計から252万9,000円を追加いたしまして、歳出につきましては、7ページにございます2目の管渠管理費19節の負補交で流域関連公共下水道維持負担金として252万円9,000円を支出したいというものでございます。

雑駁な説明ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は、産業建設常任委員会に付託したいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第12 発議第1号 決算特別委員会の設置について

議長（岩寄幸夫君） 日程第12、発議第1号 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番栗田議員。

〔14番 栗田政行君登壇〕

14番（栗田政行君） 発議第1号について説明させていただきます。

吉岡町議会議長 岩・幸夫様。提出者 町議会議員栗田政行。賛成者 町議会議員岸祐次。

決算特別委員会の設置に係る議案提出について、上記の議案を地方自治法第110条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由の説明。委員会の位置づけを明確にして、決算を審議するために設置する。

裏面を見てください。決算特別委員会。1 吉岡町議会に決算特別委員会（以下「特別委員会」という）を設置する。2 特別委員会の委員は、議長を除く14名とする。3 特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができる。4 特別委員会は、付議事件に関する審査の結果を議会に報告し、認定を得たときその任務を終了する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。済みません、間違えました。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） これは議運で協議して決めたということなのでしょうけれども、当初は、2年前は全員で協議してこのことを決めたわけなのですが、今度は議運で決めていくということで、本会議でこれは諮るということなのですが、

当初のときには最初の2年は後半前半分けてメンバーを交代する、そして過半数を超えない人員でということできたと思うのですが、その辺の経過説明とかどうかどうしてそうなったのかを。議運に入っていないメンバーは、これ初めてかと思うので、その辺の説明をお願いします。

〔 14 番 栗田政行君登壇 〕

14 番（栗田政行君） 協議の内容について説明させていただきます。

まず委員会を設置することを確認した後に、委員会の人数について協議を行いました。委員を、15名ですので残り8名という提案をしましたが、8名では過半数を超えてしまうということで7人という意見と、8人ならば全員の方がよいという意見が出る中、一人一人に意見を確認いたしまして、全員ということに委員会の中では決定いたしました。

また、県議長会事務局に確認したところ、町村議会の運営に関する基準で、議長は特別委員会に入らないことを原則とすると定めております。よって、議長を除く14名といたしました。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） 議長を除くとちょうど前半のメンバーを、今後新しくメンバーになる人を仮に7人とすれば過半数を超えないという、最初の、2年前の約束はどうなったのか。その辺がちょっと理解できないのですが。

そうすると4年間予算決算にかかわる人、そして2年間で済む人と、言い方は別としてそういうふうになってしまうというか、議会としてそんなふうなバランスでいいのかどうかお伺いします。

〔 14 番 栗田政行君登壇 〕

14 番（栗田政行君） バランスがいいかという今のご意見ですけれども、実際に、確かに7人なら7人という1人入れない人がいるという状況もできまして、そんなことを加味した中で議会運営委員会の中で審議をさせていただきました。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

栗田議員、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしの声があり、異議なしと認め、そのとおりに決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議 長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程の追加

議 長（岩寄幸夫君） ただいま、特別委員会の設置が決まりました。

ここで、特別委員会の構成についてを日程に追加して議題にしたいと思います。

日程の追加について、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのように決めます。

追加日程第1 特別委員会の構成について

議 長（岩寄幸夫君） 追加日程により議事を進めます。

追加日程第1 特別委員会の構成についてを議題とします。

決算特別委員会を構成する委員は14名であります。吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

このため、本議会は休憩をとり、委員会の開催を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いします。

全員協議会室で協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午後1時21分休憩

午後1時33分再開

議 長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

委員会の年長委員から正副委員長の互選の結果報告を求めます。

13番栗原議員。

〔13番 栗原近儀君登壇〕

13番（栗原近儀君） それでは報告いたします。

委員長に小池春雄議員、副委員長の神宮 隆議員を推薦いたしました。よろしくお願いいたします。

決算特別委員長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 委員の互選により正副委員長が決定いたしました。

ここで、委員長から副委員長の紹介を含め、就任のあいさつをお願いします。

2番小池議員。

〔決算特別委員長 小池春雄君登壇〕

決算特別委員長（小池春雄君） 先ほど決算特別委員会を開催いたしまして、正副委員長の互選を行いました。

委員長、私小池春雄です。副委員長に神宮 隆議員が選ばれましたので、どうぞよろしくをお願いします。

決算というのは、先ほども申しましたけれども、最小の経費で最大の効果を生んだかということが第一の主眼として論ぜられるわけでありまして。本当にそのような形でその1年間、また次年度への予算の予算立てにつきましても大変重要な責務を負っているわけがあります。そういう中におきまして、私は公平公正を常に第一と考えて円滑な委員会運営をしていきたいというふうに思っておりますので、神宮議員ともどもどうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 小池委員長のあいさつが終わりました。

散 会

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

これより休会とします。

くれぐれも健康に留意の上、各委員会での適正な判断をお願いいたしまして散会とします。

ご苦労さまでした。

午後1時36分散会

平成21年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成21年6月16日（火曜日）

議事日程 第2号

平成21年6月16日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）
- 日程第 2 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 3 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第 8 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。去る11日に開会されました平成21年第2回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩寄幸夫君） 日程第1、一般質問を行います。

9番齋木輝彦議員を指名いたします。

〔9番 齋木輝彦君登壇〕

9 番（齋木輝彦君） 9番齋木です。本日の上毛新聞の2面を朝確認してきた方はここに何人いらっしゃるでしょうか。ここにこういう形で「6月は土砂災害防止月間」とこのように、確認した方はいいですけども、6月がそういうことだけご承知おき願いたいと思います。

質問の前に、まず今度、森田教育委員会事務局長と栗田産業建設課長がここに新しく席につかれましたことを、歓迎して期待をしておるものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

県の土砂災害防止で、大雨、台風、地震、急傾斜地の崩落と土砂災害の土石流のおそれのある危険箇所を指しています。その土砂災害警戒区域の指定区域は7市町村459カ所、そして建物危険住民に危険が生じる可能性のある特別警戒区域を限定し、ハザードマップ作成と同時に住民への周知をすべく、県は2013年までに土砂災害危険箇所7,635カ所、ここにも7,635カ所と記載されております。これをすべて区域指定するとなっております。県の治山対策予算が70億5,546万円、単独公共事業にあっても365億円とこれも9.6%の増と、多くの経費が必要ですが、安全を守るためには大事なことだと思います。

昨年、町でも利根川の洪水ハザードマップを作成いたしました。国土交通省が作成して、浸水想定区域をもとに、利根川が台風や大雨によりはんらんした場合、昭和22年のあの大きかったカスリーン台風を想定して、いざというときに備え、浸水の可能性、避難所の道筋、家族との連絡方法等をいろいろ確認するためです。防災緊急テレホンガイド、避難場所当番一覧表、そして避難時の心得と非常持ち出し品などが記入されています。

そこで、榛名山ろくの災害防止について伺います。

この榛名山ろくは、東麓は上流は急峻な傾斜地、その上火山灰の霧積層で表面が覆わ

れ、地震、台風、集中豪雨などで山崩れが発生、土砂災害に悩まされてきました。雨水は地下に浸透し、伏流水となって流れているわけです。国の一級河川部分は、管理は国交省にあるかもしれませんが、災害があつて被害を受けるのは吉岡町民です。管理はどこにあるか知らないけれども被害を受けるのは吉岡住民であるということです。このことをしっかり覚えていただきたいと思います。もしも災害が起きても最小限になるように、日ごろから国または県に整備を働きかけていくのが重要ではないか、自治体の役目ではないかと思います。近年は大きな被害に至っていないが、地球温暖化の影響でいつどのような土石流が、大災害が発生してもおかしくないわけです。災害が起きてからでは遅いんです。榛名山周辺の崩落化や土砂災害防止について町長はいかに考えているのか、まずお伺いをしておきます。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きのうはまさにきょうの一般質問で今いただいている大雨が、夕方にかけて降りました。テレビ報道、そしてまた新聞報道を見ますと、前橋地区では1時間に37ミリ降ったというような報道もされております。そういった中、きょうは齋木議員以下4人の方から一般質問を受けるわけですけれども、誠心誠意、私として答弁をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、齋木議員の榛名山周辺の崩落土砂災害防止についていかに考えているかということでご質問ですが、土砂災害から住民の生命、財産を守るため、土砂災害防止工事のハード対策とあわせて、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、その中で警戒避難態勢の整備や危険箇所への一定の行為の制限を行う等のソフト対策を充実させていくことが大切ではないかと考えております。そのためには、今まで以上に一層県との連携を密にして防止対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては担当課長をして答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

平成13年4月に土砂災害防止法が施行されておるところであります。群馬県では平成16年度より砂防基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を進めております。そのためには、土砂災害により被害を受けるおそれがある区域を明らかにするため、基礎調査というものを行います。

基礎調査は都道府県が土砂災害の原因地に関する地形、地質等の状況、土砂災害の発生

のおそれのある土地の利用状況等を調査しまして、警戒区域等の指定や警戒避難態勢の整備に必要な基礎的情報を収集いたすものでございます。この調査結果に基づきまして、区域指定に当たって説明会、広報等で住民周知を行い、知事は市町村長の意見を聞いた上で土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定し、そしてその警戒区域のうち人命、身体に危害が生ずるおそれのある区域を特別警戒区域として指定いたします。

そして、土砂災害警戒区域等の指定に伴う私たち市町村の役割は、警戒区域内における警戒避難態勢を整備することです。具体的には土砂災害状況の収集及び伝達、予報、警戒の発令、そしてそれを伝達すること。また、土砂災害ハザードマップの作成、配布などを行って住民への周知を行うことです。いわゆるソフト面の協力です。いずれにしましても、町長の答弁にありましたとおり土砂災害の防止対策は県を初め関係機関との連携を密にしていくことが大切であると思うわけでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） ソフト面で大切にしていこうことなんですけれども。

この榛名山の周辺は山や川も見事だけれども、身近な位置に自然環境があるわけです。古来から自然とともに生活し、近代社会となった現在でも、発展した現在でも自然を減少させるような開発を伴わないで豊かな自然とともに歩んできたわけです。この歴史的景観は将来も尊重するべきだと思います。山紫水明、風光明媚な場所ではありますが、町のシンボルである船尾滝も落石の危険があり、現在は車では進入できません。この整備も将来的には大切です。整備され、憩いの場として発展も考えられます。しかし莫大な金額が必要であります。災害の観点から町の財産を、生命を守るのが先決の気がいたします。

砂防堰堤築造だのを、要望を国交省や県土木やそういうところに協議をしているのか。また、ないとすれば今後そういうものをお願いをしていく必要があるのではないかと。その点について伺いをいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） これからも県、そしてまた国の方にいろいろな面でつなぎをつけていくかということなんですけれども、昨日決裁の中に載っておりました。ことしも上野原地区に約1,500万円の予算を投じて堰堤をつくるということで昨日ご報告がございました。昨年に引き続いての堰堤の工事ではないかと思っております。今の船尾滝周辺を見ますと崩落するようところが、心配するところが多いかと思っております。そういった中におきましては、引き続き県の方に今まで以上の工事をお願いするつもりでございます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） 船尾滝の下にオランダ人指導による巨石積榛名山麓砂防堰堤群というのがあります。これは明治時代の話ですけれども、明治政府が、多く荒れるのでオランダからわざわざこの学者を呼んで砂防堰堤をつくったわけです。時の明治政府は利根川改修の一環としてこの技術者を呼んで、お名前はヨハニス・デ・レーケさん。オランダから指導のもとに、明治14年に榛名山ろくの砂防工事に着手したわけです。この砂防工事の特徴は、現地にある巨石を使い、谷積という方法で巨石を積み上げ、砂防堰堤を築造しているわけです。そして土砂災害を防止するもので、榛名山ろくに当時120基その巨石堰堤が建設されました。阿久沢とか自害沢川とか榛東にもあるわけですけれども、そこには現在もその28基は現存して活躍をしております。阿久沢の上流にある阿久沢8号堰堤、十分機能を果たしています。ごらんになりたい方は確認していただければと思います。行ってみればわかりますけれども、あの大きな石をいかにして急峻な地形の中で作業をし、築造したのか、理解できないくらい難しいところだと思います。

この谷積堰堤について、堰堤を現認し承知をしていたか、こういうものがあるというのを承知をしていたか、まずお聞きをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

町長（石関 昭君） 今、齋木議員の方から28基の谷積の堰堤があると、当初は120基あったというような話をお聞きしました。私もこの堰堤につきましては、そばにちょっとした山がある関係で、小さいときからあの自害沢のところには行った覚えがございます。そういつたことで、改めてこの一般質問の中で齋木議員が言われた、保有しているという中におきましては、「うん、あれがそうかな」ということで私も認識していたとすれば認識していたというように思いますが、初めてその見識のある、100年以上たった現在においても砂防堰堤でしっかりしている形状をとどめているということは、当時の土木技術の高さに驚いているということでございますが、私も何となく覚えていたというように思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） 当時もそういう災害が心配されるから明治政府は早目に手を打ってきたと、こういうことだと思います。百聞は一見にしかずという言葉があると思いますので、もし見ていない方にあっては、後で機会がありましたらぜひ見学をしていただきたいと思います。

この貴重な榛名山麓砂防堰堤群については、平成16年に推奨土木遺産として社団法人土木学会より推奨されています。このように先人たちは被害を最小限に食い止めようと工夫をしてきたわけであります。近々では水沢街道の上原信号を右折した渋川吉岡線が、大雨のときに道路が冠水して車両が通行できない状態になるとことがあります。それを防止するために、今回県の方で牛王川まで206メートルを水切り水路をつけたわけでございます。これは交通安全対策事業として行っているわけですが、県が90%、町が10%負担しているのでしょうか。このように堰堤や水切り水路は大切なものだと思います。

町民の安心安全の町づくりと、そして町独自のそういうものについての対策、アイデアがあったら聞かせてください。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町独自の対策ということでございます。今世間一般で、ただ堰堤をつくる、水路をつくるということではなく、今はその上流に木を植えたり、そしてまたそういったことで一つのダムですか、簡単にいえば杉だとか松だとかということではなく落葉樹を植えて、そこで保水をさせるというようなことも一つの案ではないのかというように思っております。町といたしましても、まず町有林からそういった形での対策をとっていくのも一つの洪水の出ない原因にもなるのかなというように思っております。ですから、そういったことで、これから松、杉といったことで、切ったときにはそこに落葉樹を植えて一つのダムをつくりたいというようにも私は考えております。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 事業の熟度と財政的な制約もあるわけですが、船尾滝周辺改修のリーディングプロジェクトはどうなっているのでしょうか。リーディングプロジェクトというのは、10年先、20年先を計画した期間として長期的に取り組まなければできません。08年12月に田中議員がこの船尾滝開発について質問したわけですが、そのときには「船尾滝周辺整備基本計画により治山事業を進め、危険を回避した新遊歩道を計画していきたい」と、こう答えております。渋川森林部署と協調し、対策を考えていきたいと答えておりますが、自然の豊かを演出する景観要素だけでなく、小動物の生息地であったり、自然生態系の維持保全を欠くことのできない場所でもあると思っております。

この自然を守り、育てる山の緑としての、次の時代へ継承していくことも大事なことでないかと思いますが、この自然保護の観点からはいかにしていくのかお伺いをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 船尾滝周辺整備と自然環境保護ということではないかと思っております。船尾滝周辺は緑豊かな自然保護林、町を代表する観光の名所地でもあります。また、落差60有余メートルの断崖を落下する船尾滝は天下にも誇る名瀑でもあります。

以前より船尾滝周辺の地域整備事業として整備を進めてまいりましたが、現在は滝周辺を水源涵養林として管理し、公園について除草作業を中心に管理を行っているところでございます。しかしながら、近年の異常気象により集中豪雨が発生し、遊歩道や林道等滝周辺が荒れてしまい、その都度緊急補修をしておりますが、思うように管理ができない状況でもあります。今後、船尾滝を訪れる方々が安全に自然を楽しんでいただけるように、この恵まれた自然環境を災害から守り、安全を確保しながら自然公園として管理していきたいと考えております。

詳細は担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの船尾滝周辺整備と自然環境の保護ということで町長答弁の補足説明をさせていただきます。

今までも船尾滝周辺は火山砂防事業で県土木事務所が事業主体となりまして滝ノ沢川を自然型に改修した経緯がございます。また、水環境整備事業で親水公園の整備、また町事業で林道湯入り線の整備、バーベキュー広場等の整備を行ってまいりました。このような複数の事業を取り入れ、整備を行ってきたわけでございます。このほかにも、船尾滝周辺におきましては環境森林事務所が砂防堰堤の方を過去に実施しております。現在の日常の管理状況は、除草を中心といたしまして町有林の管理とともに森林組合、シルバーへ委託しております。しかし、滝周辺の地質は榛名山の噴火によります火山れき、火山灰などで構成されまして緩い地質となっており、地形は急傾斜地のため集中豪雨などによる落石、崩壊が起こりやすくなっております。そのため、谷どめ堰堤や防護ネット等の工事を必要としております。このような状況の中で、町長の答弁にもありましたように、この恵まれた自然環境を災害から守り、安全を確保しながら自然公園として今後管理していきたいと思っております。以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） やはり自然を守るということは大事なことだと思います。そのためには、今のまを壊さないためには堰堤やら水切り水路は大事な役目を果たしているわけであります。

もう1点お伺いしたいのは、保安林リフレッシュ事業というのがあります。これは県でやっているかと思うんですけれども、地権者にかわりまして自治体が森林や林を整備する。これについて少し説明をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいま齋木議員がご質問された森林リフレッシュ事業につきましては、大変申しわけありませんが、私勉強不足でこの場で状況を説明できない状態です。もし許されるのであれば、今後勉強させていただいた中でお答えさせていただければと思いますが。（「もう一度言っていただけますか」の声あり）

9 番（齋木輝彦君） 保安林リフレッシュ事業というのがあるわけです。これは県でやっているわけですけれども、地権者にかわりまして森林や林を県や自治体が整備する事業でございます。町はそれに手がけてなかったのかどうかということです。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 保安林、町や自治体がということなんですけれども、今、我が吉岡町の町有林は北群馬渋川林業、森林組合に管理をさせていただいています。ですから船尾滝周辺はほとんどが渋川北群馬の森林組合の方において整備をさせていただいているのが今の現状だと思います。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） その組合で持っているものだと。私言っているのは個人の地権者の物をかわって整備するという事業があるわけです。後ほどまた機会があればお話し合いたいと思います。時間もあるので次に進みたいと思います。

少し前段のお話と重複する部分があるかもしれませんが、河川の整備について少しお伺いしたいと思います。

今日の社会の発展に伴い、人間の行動は広域、多様化し、余暇時間の必要性和重要性が認識されております。自然を活用した活動も盛んになっています。このような状況と時代に、人命にかかわる治水対策、河川の計画が重要であります。新たな川づくりは治水、親水、自然環境の保全などいろいろ総括をし、水と人々を多様に結びつけることだと思います。町には滝沢川、自害沢川、吉岡川、駒寄川、牛王頭川、八幡川、そして東に大きな利根川、7河川あるわけです。しかし、どの川も護岸がすべて整備されていません。川底も上がり、両側には樹木や雑草が繁茂し、数多く危険な場所も見受けられます。川の中には瓶、缶、電気製品、ビニール製品、木材、鉄くず、あらゆるごみが散らかっています。時

にはところどころで自治会やら勤労者やボランティアなどの除草や清掃作業が見受けられますが、依然として改善されません。

この河川の整備と美化について、町長はいかに考えているのか、まずお伺いをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 河川整備と川づくりということでご質問いただきました。

河川整備と川づくりということで河川美化についていかにとらえているかのご質問でございますが、吉岡町を流れる利根川を初めとする河川は町の豊かな自然を印象づける要素となっており、利水などの私たちの生活を支える重要な機能を果たしております。私も子供のころは川でよく遊び、水辺に親しんだ一人でもあります。これも河川がきれいであったからできたことではないかと思えます。しかしながら、近年河川においても空き缶や生活ごみ等の不法投棄が後を絶たず、また草木が生い茂り、子供たちが川で遊び、水辺になれ親しめる状況ではありません。これまでも河川整備の一環として河川の除草、空き缶等のごみ収集を主に、自治会、ボランティア団体の皆様にご協力をいただいているところではあります。町といたしましても今後住民一人一人、皆様の河川美化に対する意識がさらに向上するよう啓発活動をするとともに、この問題に対し官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中、今漆原地区の温泉のところにはぼたるの里ということで、ここ二、三年頑張っていたいております。昨年もホテルが飛んだということで、私も行ってまいりましたが、まさに幻想的なすばらしい景観ではなかったかなと思っております。そしてまた昨日、ここにおられます南雲議員を中心といたしましたボランティアの人たちが、この役場の南にございます吉岡川の水辺のところにホテルがこしは出るのではないかとというように言われております。そういったことで、各種団体がそれぞれ努力する中において、本当に自然が戻れる川になるのかなというようにも思っております。そういったことで、これからますます町としても努力をしていくところでございます。

詳細につきましては担当課長をして答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

例年、町は春と秋の2回、道路愛護にあわせまして除草、空き缶等のごみ収集など河川清掃もお願いしているところでございます。また、県では自発的な住民組織によります河川の除草等の美化活動などに対しまして支援を行う、昨年まではクリーン大作戦とっておりましたが、今年度より花と緑のクリーン大作戦事業を展開しており、町も県と一体と

なりまして本事業への住民皆様の参加を呼びかけておる次第でございます。今年度の本事業への参加申し込みは6月30日までであります。平成21年度の吉岡町の参加団体数におきましては、時期が来ましたら県の方にも問い合わせたいと思っております。

このように町は県と一体となりまして活動をしておりますが、さらに環境美化活動を通じて河川整備と自然豊かな川づくりができるよう、多くの方々に呼びかけていきたいと思っております。

雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） ぜひともそういう形で町が一体となって町民と手を携えながら、町の美化には協力していかねばならないかと思えます。特に、上流の滝沢川と自害沢川の上流部、ここは河川であるか、沢であるか、谷であるか、民地なのか、判断がつかないようなところがいっぱいあります。台風や大雨ではらんし、蛇行して、その上に風倒木があり、とても河川とは思えません。

滝沢川、自害沢川、どこからどこまでが一級河川なのか。一級河川というわけですが、もし一級河川でない場所があるとすれば、それは町の河川ですから町で整備する必要があります。一級河川のその部分については国交省が管理をするんでしょうけれども、この護岸整備については国や県に整備をお願いしているのか、またこれから行くのかお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 河川の沿岸整備についてですが、吉岡町を流れる河川の護岸改修は進んでいるものの、齋木議員がご指摘のとおり改修されていない、いわゆる天然護岸の箇所も多く見受けられます。最近の異常気象により、集中豪雨で河川災害も懸念されておるところであります。備えあれば憂いなしと申します。河川は県土木事務所で管理していただいておりますが、未整備区間は危険箇所の町から県への情報提供などを行い、整備促進を促しているところでございます。今まで以上に県、関係機関との連携を密にし進めてまいりたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この沢の上流部というのは私のふるさととする上野田という地域なんですけれども、あそこは滝沢川というのがありますけれども、あの団地の中。がけがえぐれて今にも落下しそうな場所もあります。車両の水没事故、河川のはらんを想定しての水防

訓練などは行っているのでしょうか。ほかにも町内にも危険箇所は数カ所あるでしょう。今回、耐震改修促進計画という、これ町でつくっていただきました。ここには浸水箇所とか崩落箇所とか、危険な住宅箇所を明示しています。

河川にもこのような、要するに洪水ハザードマップ、明示したマップは必要ではないかと思いますが、この辺の調査研究をしていく考え、またマップをつくる考えがあるか。この2点についてお伺いをいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 危険箇所の周知やハザードマップの作成についてですが、先般、町では国土交通省が作成した浸水想定区域図をもとに吉岡町・利根川洪水ハザードマップを作成し、今後万が一の場合に備え、災害時に住民皆様の避難に役立つよう活用していただきたいと各戸に配布させていただいたところでございます。

また、群馬県では土砂災害危険箇所図を公表して、危険箇所に対して注意を促しております。また、町でも気象情報や災害情報をいち早く収集し、正確な情報を住民皆様に伝えることができるよう、今後も関係部署と連携を図りながら、防災対策の万全かつ円滑な推進に努めていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 今の中で、水防訓練などはどうなっているのか答弁がなかったのですけれども。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、私の方から答弁をさせていただきます。

危険箇所等につきましては先ほど町長が答弁で行っておりますけれども、災害時の避難訓練等につきましては、町の地域防災計画の一環の中で盛り込まれております。そういった中において、現状におきましてはまだそれらを実施した経過はございませんけれども、今後は考えていく必要があると思っております。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 今回の第5次総合計画、このアンケートの中ですけれども、防災、防火、救急、防犯など、安全に生活できる、と望む声が43.5%とトップなんです。そういうことで、その辺も町は加味をしていただきたいと思えます。

時間の関係なので、次の質問に移らせていただきます。

観光PR事業についてお伺いをします。

国でも観光立国関係閣僚会議において「住んでよし、訪れてよしの国づくり」、これを実現するために観光立国行動計画が策定され、日本の魅力、地域の魅力を確立し、海外からの誘客を盛んに行っています。もちろん、県においても同様にPR、集客にやっきとなっています。群馬県の経済活力向上、イメージアップ推進には1,000万円の予算。観光立国群馬、農産物のブランド化、千客万来支援事業、これに1億予算をつけています。攻めの姿勢で企業誘致等々を行っております。群馬県出身のタレントの中山秀征氏、井森美幸氏を観光PR大使としてPRしています。

今回、町でもこの第5次総合計画を作成中ですが、これは吉岡町の平成23年からこの先の10年間を予定しているものです。そのワークショップのテーマがみんなでつくる元気な町であります。この5月11日から24日まで文化センター2階のホールで公開展示されておりますけれども、その中の意見として観光地のPR、観光の町づくり、船尾滝周辺を整備し活性化を図る、榛名東麓観光と、そして今回予定をしております道の駅「よしおか温泉」の物産館としての特産品や、またその特産物の開発、販売を重視する声が大勢であります。広域から集約する魅力的な店づくりの促進を要望するものでした。現状での町の観光としての利用を町長はいかにとらえているのか、まずお伺いしておきます。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁をさせていただきます。

現状の観光認識はということですが、今、日本はもちろんのこと、群馬県でもこの観光事業ということには力を入れております。群馬県でも一月何百万という経費をかけて東京の方にいろいろな面でこの群馬県の観光アピールということでもしているようでございます。

我が吉岡町もそういった面におきましては、観光ということに関しましては私も認識をしております。吉岡町は船尾滝を初めとする自然的な観光資源に恵まれ、その周辺整備を行い、また、リバートピア吉岡などの地域の個性や特徴を生かした観光基点の形成を図ってまいりましたが、観光、レジャーの基点としての集積力はいま一つの感があることは否めないと考えております。しかし、豊かな観光資源の活用を図り、観光情報の提供や町内外のネットワークの形成など広がりのある観光、レジャー環境づくりを進めることにより、町内外からの観光客の増大につながると考えております。そういったことで、これからも観光に関しては認識を持って進めていきたいと考えております。

議 長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

- 9 番（齋木輝彦君） 農業、商業、工業と三位一体で改革も必要と考えられます。榛名伊香保周辺には多い年では300万人、今は170万人ぐらいらしいですけれども観光客が訪れているわけです。水沢周辺で観光事業で成功している施設もいっぱいあるわけです。アイデアを出し合い、例えば最後にある自然環境であり、田園風景、農地、農産物、地産地消を、そういうものを考慮したグリーン・ツーリズムを、見なれた景色の中に我々が見落としてきたかもしれません。町の景観のキャッチコピーなど観光PR不足があるような気がしますが、そして産業観光としての町づくりにはどのような努力をしていくのかお伺いしておきます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

- 町長（石関 昭君） 観光とPRと町づくりということです。現在、町の観光についてのPRは、町のホームページや吉岡町勢要覧等で紹介しているところでございます。来年4月には前橋渋川バイパスが開通を予定しております。それに合わせて、皆様ご承知していることと思いますが、吉岡町では道の駅「よしおか温泉」のオープンを目指し、その整備を進めておるところでございます。そして、この道の駅「よしおか温泉」を吉岡町の東玄関と位置づけ、観光の起点として、情報発信の場として、吉岡町のさらなる活性化に寄与することが大いに期待されるところでもあります。そして、ここから情報を発信することが、吉岡町全体の観光PRにつながり、それが周辺市町村との連携を強化し、観光起点のネットワーク化を図れるなどの相乗効果が生まれることを期待しております。

詳細につきましては担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔 産業建設課長 栗田一俊君発言 〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現在、町の観光PR事業の一環といたしまして、渋川広域の農業振興を図るため、平成18年度に渋川広域農業活性化推進協議会が設立されました。それに吉岡町も参加いたしまして、農業を核にした観光事業に取り組んでおります。この協議会には、地域農産物流通促進部会、地域特産開発部会、グリーン・ツーリズム研究部会の3つの部会がありまして、その構成部員には、行政関係者だけではなく、農家やJRなどの観光関係者も加わって活動しております。

観光事業につきましては、平成19年にイチゴ、平成20年度にはブドウで、吉岡町榛東村のぶどう郷についてのパンフレットを作成いたしまして、伊香保町の旅館、ホテルと連携を図りまして、宿泊したお客様がそのまま帰るのではなく、宿泊の翌日にこういった

観光農園に寄っていただくようパンフレットを作成し配布しております。

また、群馬県観光国際協会主催で現地集合着地型ツアーを計画しまして、これは各市町村あるいは広域単位でツアーを計画し、観光をPRしていくものでありますが、今年度は「初夏の榛名でホテル鑑賞&田舎料理体験」をキャッチフレーズにツアーを実施いたします。これがそのパンフレットでございます。

以上、雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 今回のこのアンケートの調査の中で、「観光への不満」というのが20.1%、「いや、吉岡町は観光は普通である」というのが33.9%、合わせて54%がいいとは答えていないんですね。PRについて。もう少し独自性のあるものを考えながらPRしていく必要があるかと思えます。

よく観光により地域活性化と言うが、それはその地域の経済力が高まることであると思えます。地域内の総生産がふえれば、活性化したと判断するわけです。それには2つの要素があるかと思えます。

1つは、吉岡町に吉岡町以外、地域から、ほかから大勢の人が訪れて、吉岡町でお金を使ってもらうこと。また、優良企業誘致もあるでしょう。またほかに、1年じゅうある特産物を持つなども考えられます。

ここで聞きしたいのですが、優良企業誘致のトップセールスについて町長はどのように考えているかまずお伺いしておきます。あるいは、これについて行ってきたのかどうか、今後その辺をどのように考えていくのか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 一般質問の話からちょっと飛んだようなことなんですけど、答弁させていただきます。

企業誘致を、吉岡町のトップとして今までやってきたのかということですけど、きょうそういったことに関しても、ほかの議員の方々から一般質問を受けております。そういったことで、同じような答弁になるのかなということですけど、ちょっと答弁させていただきます。

今、日本企業はもちろんのこと、世界じゅうが不況の中にあえいているという中におきましては、一流企業を誘致するのも大変かなというようにも思っています。

だがしかし、この吉岡町を考えたときには、もちろん観光、そしてまた企業誘致といったことに関しましては、今まで以上に努力をしていきたいと考えております。

議 長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） それと、1点目はやはりよそから来てお金を使ってもらう。そして、もう一つが口コミだと思うんです。今は情報化時代ですから、インターネットの普及、そして携帯電話。あそこにああいういいものがあるよと口コミで広がることが、非常に電線の媒体が早いわけです。

私は、この吉岡町にも、何か日本一をつくるアイデアが必要かと思います。例えば、犯罪の出勤回数、人口に対して警察の出勤回数が少ない一番治安のいい町だとか、あるいは水のおいしい町、日本一クリーンな町であるとか、川のきれいな町であるとか、医療費のかからない町であるとか、そういうもののアイデア。一時、特産物ができた、その時期だけではなくて、一年じゅうできるような、PRしていけるような、これについては日本一の吉岡町ですよと、これが吉岡町のブランドづくりではないかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この吉岡町から日本一のアイデアということでございます。

日々そういったことで議員さん方にもご努力をしていただいている中におきましては、いろんな面において日本一、そしてまた群馬県一を目指して物事をやっていくのが行政、そしてまた私の役目でもあると思います。そういったことで、今、観光と言っておるわけでございますが、今まさにでき上がろうとしております道の駅「よしおか温泉」を起点にした観光を目途にして、日本一のアイデアが生まれるよう、また吉岡町のブランドが出ることを期待しておるとともに、私も吉岡町のトップセールスとして、これからもその一端を担っていきたいと考えおります。

議 長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） もう1点、例えば観光によっていろいろPR効果があるわけですが、企業誘致への固定資産税の減免については、町長いかに考えていますでしょうか。ほかの市町村によっては、企業が来れば5年間は免除するよなんていうようなことがありますけれども、その辺については町長はどう考えているか伺います。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今までも我が吉岡町に企業が来てくれたときには、そういった優遇もされたとは聞いております。そういったことで企業が来てくれるということに相なったときに

は、町民そして皆様方にご相談をしながらやっていきたいというように考えております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

- 9 番（齋木輝彦君） 私は、日本一のブランドづくりというのは大事なことだと思うんです。このアンケートの中にも 27.7%の人が、吉岡町のブランドづくりというのを、そういうアンケートの数値が出ています。日本じゅうには、吉岡町よりも元気な町や村が、田舎がたくさんあるわけです。この吉岡も最大の目玉観光としていかに考えていくのか、やはりこの辺を執行部としてはしっかりと考えていただき、この数年間のうちに、お客様、観光、そしてこの町が栄えることをご祈念を申し上げて質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、齋木輝彦議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を 10 時 15 分といたします。

午前 9 時 53 分休憩

午前 10 時 15 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩寄幸夫君） 続きまして、4 番長 光子議員を指名いたします。

〔 4 番 長 光子君登壇 〕

- 4 番（長 光子君） 4 番長です。通告に従い質問いたします。

齋木議員に続き、まちの防災について別の角度から伺います。

まず、火災対策について。

昨年暮れ押し詰まって、漆原で火事がありました。「大変、大変」とせっぱ詰まった声があるので外に出てみると、冷たく強い風が吹きつける中、下の神社の方で炎と煙がすごい勢いで燃え上がっているのが見えました。火事の近くの親しい人たちの顔が次々と浮かんできました。どんどん強くなる火の勢いに、「どうか早くおさまりますように」と急ぐうち、だんだんだれの家がわかってきました。その家には、たしか 90 歳になるお年寄りがいて、今入院しているはず。でももし退院していて、ひとりで留守番していたらと、とても心配になりました。近所の人を見つけ、すぐそのことを聞くと、「この間ちょっと帰ってきたけれど、今はまた病院だそうですよ」と教えてくれました。消火によってだんだん弱まる火を見ながら、お年寄りの無事を聞き、ほっと胸をなでおろしました。夜中まで幾らかくすぶっていたようでしたが、あの強い風にもかかわらず、隣の家のもうまで火はおさまりました。火災に遭われた方、ご近所の方たちには、本当にお気の毒でした。

消防水利について、お聞きします。

消火栓と防火水槽の現在の設置状況はいかがでしょうか。そして、それは今の町にまあまあ足りる範囲でしょうか。防火水槽については、耐震状況もお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 長議員さんより、大きく考えてまちの防災についてのご質問をいただきました。

ただいま長議員が申されたとおり、昨年、漆原神社南において、昼間、住宅火災が発生し、地元消防団、そしてまた地域の人たち、南分署の皆さんのご努力下、強風にもかかわらず延焼は免れました。上水道の水圧低下により、一時は大変心配されたわけであります。緊急時の防火水槽はやはり頼りになると、改めて認識をいたしました。

それでは、まちの防災についてのご答弁をさせていただきます。まず最初の質問、火災対策の消防水利について答弁をいたします。

昨年度、渋川広域市町村圏での火災発生件数は61件で、そのうち本町の発生件数は、ご質問の中にもありました火災を含めて16件、全体の26.2%を占めています。ことしも1月から現在までに、既に6件の火災が発生しております。火災の発生時における消防水利は、消火活動を行う際には必要不可欠であり、消防自動車及び消防署員や消防団員とともに消防力の一つでもあります。

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽、防火井戸などの人工水利、河川池、堰止めなどの自然水利もあります。なお、消防水利の設置や配置については、消防水利の基準により消火栓、防火水槽の設置が原則となっております。

現在、本町の消防水利の主体となる消火栓は、全体の割合では約81%を占めています。今後も土地開発行為での新設や、老朽化した消火栓や防火水槽の設置等を計画的に実施していきたいと考えております。

なお、本町の消防水利の設置現状等については、主管課長でもあります町民生活課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、火災対策の消防水利について、町長の補足答弁をいたします。

消防水利についてでございますが、まず火災が発生した場合、消火活動において最も重要になるのが水の確保でございます。その重要性の観点から、消防法においては、その消防水利の設置者は市町村であります。維持管理についても市町村が行うことになっております。

なお、水道については、当該水道の事業者が消火栓の設置及び維持管理を行うことになっております。また、水道事業者は、公共の消防のため、水道に消火栓をつけなければならないことが水道法に規定されているところでございます。

なお、消防水利の設置基準は、消防法の規定により、総務省消防庁が勧告することになっております。

主な消防水利は、消火栓、防火水槽、プール、河川、池、井戸などが対象になります。また、消防庁、消防署長等は、消防法の規定により、消防水利を指定した場合には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならないことになっております。

消防水利の設置基準は、本町では市街地または準市街地以外の地域でございます。これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から消防水利に至る距離が140メートル以内となるように設けなければならない。また、消火水利の配置は、消火栓のみに偏することのないよう配慮しなければならないとなっております。

次に、消防水利の容量の規定では、常時貯水量が40立方メートル以上、また取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなくてはなりません。また、消火栓では、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリ以上の管に取り付けなければならないと定められておりますが、本町の水道管の布設、設置状況上、必ずしもこの規定に合致しているものではありませんので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

それでは、本町の平成21年4月1日現在の防火水槽と消火栓の設置状況でございます。まず、防火水槽は全部で108基、内訳では、設置基準の40立方メートル以上が59基、20から39立方メートルが49基となっております。次に消火栓でございますが、全部で449基が設置されております。現在、防火水槽と消火栓を合わせまして557基が町内に設置されている状況でございます。

次の質問、消防水利について、この設置数で充足しているのかとのことでございますが、消防の水利基準につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、消防法で定めた基準があります。防火水槽については、容量40立方メートル以上のものをいい、また、消火栓については、水道管の管径150ミリ以上のものについてを消火栓ということになっております。その基準から申しますと、県に報告している調査では、本町のカバーする消防水利基準は63%となっております。しかし、基準に満たない箇所においても、防火水槽や消火栓の設置はしておりますので、現状では、ほぼ充足しているものと考えております。

また、防火水槽の耐震状況につきましては、以前に設置された防火水槽の大部分は、当時、余り耐震性の議論よりも町内に数多くの防火水槽を設置することに主眼が置かれた時

期でもあったと聞いております。なお、最近におきましては、当然防火水槽は耐震性のある二次製品等で設置している状況でございます。

以上、町長の補足答弁といたします。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） もしかしたら水利施設が少し足りないのかなと思い質問しました。

実は、この間の火事で応援に来てくれた地元でない消防団の方が、消火栓の場所を探すのに少し手間取りました。地元の団員は、普段水利査察をしてくれていてすぐわかりますが、地元ではないんですから仕方のない部分があります。また、近くの防火水槽の水20トンがすぐに終わってしまい、足そうと思って栓をひねったら、消火をしていたホースの水の出が悪くなってしまいました。先ほども町長さんおっしゃっていましたが、すぐほかの系統の配水管から水をとって消火を続けたのですが、何しろ風が強かったので、この少しずつの手間取りが、近所の人にとってはすごく長く感じられ、酷な時間だったと思います。

「群馬用水の水は使えないのか」という声が出ました。結局、町の水利だけで火は消えたのですが、すぐそばに水があるのです。それも口が幾つも。命にかかわる場合もあります。群馬用水は農業用のものではありませんが、緊急時は特別に使えるような方向を探ることはできないでしょうか。もし、使えるようになれば、町の消火栓が随分ふえたのと同じことになると思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 長議員より、群馬用水は農業用のものであるが、機能強化、地域住民の安全を図るため、火災などの緊急時に群馬用水の調整池等を緊急防火施設として機能強化することについては、すばらしい発想でないかと私も思っております。

しかしながら、農業用水の水利権の問題、そしてまた、いつ起こるかわからない火災に群馬用水を常に安定的に供給できるか、農業用水の需要期に防火活動に可能な水位を常に確保できるかなど、群馬用水施設と消火栓等消防施設は管理者が異なるため、群馬用水を防火用水として利用することに対して、お互いの施設の関係者との十分な協議がこれから必要ではないかと思っています。

長議員が申されたとおり、本当に私もあの現場には行っていました。そのときに、「ああ、ここところに群馬用水があるなど。そこから出そうじゃないか」というときに、今言った点検も何もしていないということに相なりますと、ひねっても出てこないという状況が、私の畑のところにもそういったことがあるかと思っています。そういったことで「い

ざ鎌倉」、そういったものを使用することになりますと、今申し上げたとおり、群馬用水との関係、そしてまた、いつも常時出ることにはしておかないと消火栓の役目は果たせないということの中においては、本当にすばらしい発想ではありますが、この件については十分に検討しながら協議をしていきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） 昨年群馬用水が使えなかったのは、4日だけだったと聞いております。水が多いとか少ないとかということはあるかなと思いますが、いろいろ問題はあるようですが、足りないときに使えたらということなので、すぐそばに水があったのに、使えていたら命が助かったのに、ということにならないよう、ぜひよい方向に進めていただきたいと思います。

消火栓の場所については、これはみんなで何とかできることです。みんなで場所を把握して、邪魔にならないように応援の消防団に教えればいいんです。この間の道路愛護のとき、ご近所の皆さんと赤い消防車のマークのついた消火栓のふたを確認しました。近くに防火水槽が1つと消火栓が4つありました。皆さんと大事な確認ができてよかったと思いました。それから、消火栓と防火水槽の存在を知らせる赤くて丸い標識のないところがあります。あわてているときに使うものなので、整備をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

私どもの自治会の福祉ネットワークでは、自治会内の77歳以上の高齢者、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、60歳以上の身障者の方、今年度は89名の方ですが、その方たちの安否確認を、ご近所の隣組長さんが年に5回してくださっています。配り物の際などに「 さんはお元気ですか。どうしていらっしゃるでしょうか」その一声のつながりを普段から大切に皆さんやっけてくださっています。

町の災害時要援護者避難支援の安全確保計画はどうなっていますでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） それでは、次の災害時要援護者の避難支援についてを答弁させていただきます。

まず、要援護者の避難支援は、自助及び地域の共助が基本であると考えております。それは、ご質問の中にもありましたとおり、地域における近所の隣組長等による安否確認が重要で、最終的な方法になるかと思っております。その中であって、長議員さんが住まれている漆原西自治会では、既に福祉ネットワークが進んでおり、60歳以上の障害のある方、65歳以上のひとり暮らしの方、77歳以上の高齢者の方々の安否確認を、隣組長さ

んが年5回も実施されているということをお聞きして、その先駆的な取り組みについて感謝をしているところでございます。

さて、一般的に避難支援の安全確保計画については、日ごろから民生委員、児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、自治会等に地域の要援護者の所在や状態について把握していただくとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進して、災害時には協力して要援護者の避難支援を実施できる体制整備を構築することにあります。

なお、災害時要援護者避難支援につきましては、平成16年の梅雨前線豪雨等を契機に、高齢者等の要援護者に対する避難支援対策が課題として全国的に認識されることになり、平成17年3月に国より「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が公表されました。群馬県においても、防災部局・福祉部局合同災害時要援護者支援市町村担当者会議が開催され、本町においても、現在「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に向けて検討を行っているところでもあります。本町では、これまで幸いにも立地条件等に恵まれ、大きな風水害の災害発生等が見られませんでした。全国的に少子高齢化が進展している現状にあって、町民の安全安心の対策上、決しておろそかにできないものと考えております。

なお、本町の「災害時要援護者避難支援プラン」の作成時について、主管課長でもあります町民生活課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、本町の今後の「災害時要援護者避難支援プラン」について、町長の補足答弁を行います。

最初に、近年、全国に発生している風水害や豪雪においては、亡くなられる方々の大半が65歳以上の高齢者となっていることなどを踏まえ、災害時要援護者についての対策は、災害時において、人的被害を少なくしていくための重要な課題であると認識しているものでございます。

この「災害時要援護者避難支援プラン」の策定の意義は、町内において災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るため、安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する要援護者の生命・身体を守るため、町の防災部局と福祉部局、そして地域組織、福祉関係事業者並びに医療機関等が協力して、迅速・的確な避難支援を図るためのものでございます。

この災害時要援護者の避難支援対策については、市町村は、国から平成21年度を目途に、要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などを策定するよう要請を受けております。今後、福祉部局と協議連携を図りながら対策をして

いきたいと思っております。

なお、参考までに、現在県内でこの避難支援プランを作成した町村は、伊勢崎市と太田市の2市のみの状況となっております。

以上、町長の補足答弁といたします。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） わかりました。命が一番ということを基本に沿って進めていただきたいと思っております。

ほかに火災対策では、ひとり暮らし高齢者への火災警報器設置ができればいいなと思っていましたら、今回、経済危機対策臨時交付金で予算化が提案され、器具の取り付けについても配慮していただいているようなので、生きた事業になることが予想され、本当によかったと思っております。

また、宿谷議員質問の女性消防団員についても、平成19年度には全国で1万5,000人を超えたそうですし、消防団に地元OBを活用して機能別団員はどうか、役割限定有事即応という記事も見ました。人にとって、火が欠くことのできないものである以上、ついて回る火災から、みんなで頭をひねって身を守りたいものです。

冬には毎日火災の記事を見かけますが、夏になると集中豪雨に変わります。町ではこのごろ、大雨のとき、あちこちの側溝の水があふれ出すところがあるようです。何とかしてほしいという声を耳にします。アスファルトなどの影響かと思いますが、一度にふえた水を飲み込むためには、地形やあちこちから集まってくる水の道筋の状況など、いろいろな条件を踏まえての大きな見直しによる対応が必要だと思っております。

雨季に入ったようですが、雨水の排水整備について対策をお聞きします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 長議員の方から、集中豪雨対策、雨水の排水整備についてということでの質問ではないかと思っております。

ここ数年来の異常気象による集中豪雨の被害は、既設の水路が雨水を飲み切れず宅地内に浸入し、床上・床下浸水の大きな被害は幸いにも起きていないものの、今後心配されるところでもあります。また、農地が浸水し、土砂を道路上に押し流し、農地災害を引き起こすとともに、土砂が道路をふさぎ交通に被害が出たりすることはございます。

町としても、毎年予算措置ができる範囲で側溝を整備し、雨水対策を講じております。住民の皆様にご満足していただくにはほど遠いと思っておりますが、今後も側溝整備の予算は確保していきたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

水路が整備されているにもかかわらず、水路に土砂が堆積していて雨水が飲み切れな
い。また、既設側溝が一部破損しているために、そこから豪雨時に雨水があふれてしまう。
こういったことで、水路は整備済みであるけれども、管理が行き届かないために水路とし
ての機能を果たしていない箇所もありますので、町長答弁にもありましたとおり、側溝を
整備するのはもちろんですが、一方では、既設側溝のメンテナンスを、多少ではありますが
が予算を計上して、管理して雨水対策を講じております。

また、吉岡町は開発が結構進んでいるわけなのですが、宅地などの開発行為の協議に
おいて、雨どいの末端を浸透枳へ接続してくれないかとか、また、浸透式アスファルトと
いうのがございまして、浸透式アスファルトの使用などもお願いし、雨水が極力流出しな
いよう指導するなど、「ちりも積もれば山となる」ではないですが、雨水対策を講じてお
ります。

以上、町長の答弁の補足説明とさせていただきます。

また参考なんですけど、昨年度の雨水対策のための主な側溝整備といたしまして、県道
吉岡渋川線、昔、大規模農道と言ったところなんですけど、豪雨時に土砂まじりの雨水が榛
名山ろくより県道吉岡渋川線に流出しまして、交通に支障を来しておりました。そのため、
そういった土砂が流出しないように、県渋川土木事務所と吉岡町が共同で、町道夫婦石 1
号線というところなのですが、側溝整備をし、その土砂を遮断する措置を行いました。今
後、この効果が期待されるところであります。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） わかりました。計画的な対応をお願いいたします。

次に、震災対策について。

この間まで総務委員会に属し、防災についていろいろ考えるところがありました。特
に昨年、神戸淡路への視察研修では、大きなものを感じ帰ってきました。それまで頭では、
兵庫県南部地震で大災害が起きたのはわかっていました。四川大地震も岩手・宮城内陸地
震も、テレビで見て恐ろしいなあと思いました。でも、普段の生活の中では、私にとって
やっぱり地面はおおむね動かないものでした。

阪神・淡路大震災記念、人と防災未来センターの4階、震災追体験フロアの1.1
7シアターで、地震破壊のすさまじさを映像と音響で体感し、野島断層のずれをこの目で

見、その震災体験館で立ってはいられない震度7の揺れを体験してからぎちぎちに詰まった神戸の町並みを見ていたら、「ここに震度7がねえ」と思わずため息が出ました。ちぎれた高速道路から落ちそうになっていたバスや、地震発生後あちこちから上がっていた火の手と真っ黒い煙の当時のテレビの映像が、目の前の町並みに重なりました。北野の異人館の裏庭で、震災時に折れて落下したレンガづくりの煙突がそこにそのまま転がっているのを見たときは、被災者の心の中には今も、この煙突ように傷つき折れた部分が残っているんだろうなと思いました。重いものを胸に抱えて帰ってきながら、私の町では震災対策はどうなっているんだろうととても心配になりました。

地球の表面は、大小十数枚のプレートという巨大な岩盤に覆われていて、それが年に数センチ、何千万年もかけて移動していて、お互いに押し合ったり、もぐり込んだりしているそうです。そのぎゅうぎゅうの押し合いで岩盤が壊れるのが地震で、日本付近の地下は、4つものプレートの押しっくらの場所になっているんだそうです。

私たちの住む関東は、関東の乗っているユーラシアプレートの下にフィリピン海プレート、おまけにその下に太平洋プレートが沈み込んでいるので、押し合いこすれ合いが余計複雑になっているんだそうです。また、150年以上地震のもとになるエネルギーがたまり続けていると考えられている東海地震が心配されています。

国の地震本部は、関東にマグニチュード7クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%という発生確率を公表しています。そして、努力はされているけれど、今のところ地震がいつ・どこに・どんな規模で起こるのかを予知するのは難しいのだそうです。

大きな地震の危険度が高まっている、予知が不可能と考えると複雑な気持ちになりますが、もし地震が起こるとすれば、それはだれにもとめられないのですから、起こらないかもしれないけれど、起こったときのことを考えておく必要があると考えます。

震災の中で今一番気になっているのは、家屋倒壊とライフラインの崩壊、特に水道施設についてです。阪神・淡路大震災のとき、発生から3カ月以内に、およそ5,500人が死亡しました。その90%は、家屋や家具の倒壊によるものと見られています。また、引き続いて発生した火災による死者も、建物が完全に倒壊しなければ恐らく逃げるのができたと考えられています。地震に強い建物づくりが、震災から人の命を守る大きなポイントだそうです。

ことし3月、町の耐震改修促進計画ができました。これは、阪神・淡路大震災のとき65%も倒壊してしまった昭和56年以前の壊れやすい建物を、住宅は85%、特定建築物等は90%、平成27年度までに地震に強い建物になるよう改修を進めていく計画ですよ。計画で想定される地震規模、被害の数値が、前の検討時のものよりかなり低く設定されているのが、よかったと思う反面、気にもなるのですが、きょうは次のことを伺いま

す。

計画をつくるために現状調査をなさっています。計画の11ページ、12ページの町の建物の耐震化の現状をごらんになっての感想を伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 震災対策、耐震改修促進計画についてのご質問ではないかと思えます。それでは、長議員さんの質問にお答えいたします。

耐震改修促進計画についてですが、平成7年の阪神・淡路大震災では多くのとうとい命が奪われましたが、その大半は、長議員がご指摘のとおり、母屋や家具の崩壊による圧迫死であったと言われております。平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年8月の宮城県沖地震、平成19年3月の能登半島地震など、日本各地で大地震が頻発しております。今後も大地震の発生が危惧されているところでもございます。

平成17年11月に建築物の耐震改修促進法が改正され、耐震改修促進計画の策定が義務づけられたわけであります。吉岡町もこのたび、「吉岡町耐震改修促進計画」を策定いたしました。

さて、本計画策定に向けての耐震改修の現状の調査結果について感想とのことですが、一般住宅は64.4%、町有建築物全体では69%が耐震化が図られているところであります。この数値が高いのか低いのかの判断は個人差もあるところではありますが、この調査結果を踏まえた今後、耐震化への対策を検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいま町長の震災対策、耐震改修促進計画についての補足説明をさせていただきます。

調査結果に基づきます吉岡町における耐震化の現状でございますが、一般住宅の耐震化率の現状は、約6,700戸のうち4,300戸、64.4%、また、一定規模以上、1,000平米以上でございますが、災害時の活動拠点や多くの町民が利用いたします町有特定建築物等につきましては、9棟あるうち7棟で耐震化が済んでおります。77.8%の耐震化率でございます。また、町有建築物全体におきましては、42棟のうち29棟で、約7割は耐震化が済んでいるという調査結果でございます。

参考までに、群馬県の耐震改修促進計画では、一般住宅では耐震化率が68.5%で、吉岡町をやや上回っております。また、公共特定建築物等におきましては61.9%であり、吉岡町が下回っております。

そして、本計画の期間でございますが、平成21年度から平成27年度までとしており、耐震化率の目標値でございますが、これは県に準じまして、一般住宅につきましては、目標を85%といたしまして、多数の人が利用いたします建築物等の耐震化率の目標値を90%においております。

以上、耐震化率の調査結果の数値を示しまして町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） グラフの中で私が気になるのは1のグラフです。町の建物の一番多くの割合を占めている6,739戸の住宅の耐震化率が推定64.4%と、4つのグラフの中で一番低い。一番多くの割合を占めているものの耐震化率が一番低いということです。今、町には新しい家がどんどんできている。でも現状は古い家もたくさんある。単純に言うと、ここに阪神・淡路大震災が来たら未耐震2,400戸の65%、1,560戸が倒壊してしまうのかなと思ってしまいました。

3のグラフの町有特定建築物等について伺います。未耐震が2棟となっておりますが、1棟は中学校の体育館だと思います。これはもう新しい物ができることになっていきますので、あと1棟はどこで、それに対しどんな対応を考えていらっしゃるでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町有特定建設物等の未耐震が調査結果で2棟あるということでございます。

ご指摘のとおり1棟は吉岡中学校の体育館であります。これにつきましては改修を予定しております。そしてもう1棟でございますが、明治小学校教室の棟でございます。これにつきましても平成15年に耐震診断が済んでおり、平成21年度に耐震補強設計を実施いたしまして、工事については平成22年度以降に計画をしております。順調に進めば町有特定建設物については100%の耐震化になると思っております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 耐震率100%ということですね。わかりました。

2と4のグラフについてもそれぞれ問題はありますが、気になる1のグラフに戻ります。この耐震率を下げている未耐震2,400戸の部分には、ほかの問題でもその解決を難しくしている原因になっている高齢化とか不況とか、いろいろな問題が含まれていますので、85%の目標値、532戸の耐震化はちょっときついかと思います。でも、この目標値はきっと町長の耐震化への強い思いのあらわれだろうと思います。税の優遇措置などのほかには強い思いを具体的にはどんな施策にと考えていらっしゃいますか。お聞きします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 耐震化の目標値を達成するためにどのような施策を考えているかということですが、まず第一に、耐震に関する情報を町民皆様に対して提供し、建物の耐震化に対する重要性、必要性を周知、啓発していきたいと考えております。そして耐震化の普及に対し、吉岡町としてどのような施策の実施が可能であるかは今後の研究課題として考えていきたいと考えていきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長をして答弁させますのでよろしくお願いたします。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

ただいま町長の答弁にありましたように、まず第一に耐震に関する情報を町民皆様に提供し、耐震化に対する重要性、必要性を周知、啓発していきたいと考えております。周知等の方法でございますが、自治会と連携いたしました回覧板や広報、町のホームページ等を活用していく予定でございます。

そして、第一に耐震診断を行うわけですが、これは耐震診断調査資格者が行います。耐震診断の内容につきましては、耐震診断者が設計図等をもとに現地調査を行いまして、どの部分が地震に弱い、倒壊する可能性の有無等について調査するものでございます。

さて、長議員ご指摘の耐震診断、耐震改修の義務者は建物所有者でありますので、原則としては所有者みずから耐震化を行っていく必要があるわけですが、ご指摘のとおり耐震診断、耐震改修には多大な費用負担を要することが今後の課題となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） まずは地震に強い建物かどうかを調べるのが本当に大事なことだと思います。今、お金のかかることだとおっしゃっていますが、具体的には何も考えていらっしゃらないんでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 対策は考えていないということで、きょうこれからこの耐震についても同僚議員が一般質問なされます。そういった意味では、今国が1万円、町が2万円ですか、その補助金でやっているというような話もちょっと聞いております。これからはそういった一般住宅の耐震だとかそういうことに相なりますと、もちろん個人的な負担が大分重く

なってくるのかなというようにも感じておりますけれども、そういったこともこれからは検討していかなくてはならないなというようにも思っております。ですからこの耐震問題は非常に大切なことではないかというように思っておりますので、随時検討させていただければというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） わかりました。耐震改修は町にも企業にも個人にとってもお金がかかることですし、また起こらないかもしれないことなので促進させることは難しいとは思いますが、目標に近づければ地震が起こったときの被害を随分少なくできる、減災できますので、リフォーム、増改築などをとらえて、ぜひ辛抱強く進めていただきたいと思います。

次に、上水道施設の耐震状況についてお聞きします。

先日、町の上水道施設のフローシートを眺めていたら、どうしても実際にこの目で見たくなくて、2年前一部見せていただいたんですがもう一度、とお願いしました。一番高い阿久沢の原水から始まり、だんだんと第3浄水場までほとんど施設を回っておりてきました。町の地形、水源の位置など水道施設にうまく利用されていると思えました。原水の状態にもよりますが、沈殿、ろ過、塩素注入など安全に飲める水にして配水池に蓄え、各地に順次送っている様子を見せていただきました。毎日の暮らしにいつでも支障のないようにと、係の方は随分気を配っていらっしゃるようでした。案内していただきながら、この道路の下にも配水管が通っているんだろうなと思えました。

町の水道設備は昭和38年工事に着手、昭和42年竣工、その後1次、2次、3次の拡張で整備され、今の第4次拡張計画が平成27年度までの予定で進められているようですが、ここに平成19年度の水道事業決算報告書があります。12ページ、布設がえの配水管HIVP、DCIP、これはどんな管で耐震性はどうでしょうか。

また、阪神・淡路大震災のとき、神戸市内の水道管はおよそ1,800カ所で破壊されましたが、特につなぎ目が壊れるケースが目立ちました。その中で、つなぎ目に遊びのある耐震性の配水管が200キロメートルほど使われていましたが、この管には全く被害がなく、震度7の地震にも耐えたそうです。町の配水管のつなぎ目にはどんなものが使われているのでしょうか。それから、消火栓についてはどうでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 長議員さんの質問の上下水道設備の耐震についてのお答えですが、質問内容につきましては、現状の上下水道施設の地震に対する対応については上下水道課長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、長議員のH I V P及びD C I P管について町長の補足説明を申し上げます。

最初にH I V P管についてお答え申し上げます。このH I V P管、管種につきましては硬質塩化ビニル管、名称は対衝撃性塩化ビニル管で、記号がH I V P管でございます。この管の長所といたしましては、1番目といたしまして、耐蝕性にすぐれている。2番目に重量が軽く、加工及び施工性がよい。3番目といたしまして、ゴム輪は継手に収縮性と可撓性がある。管が地盤変動に追随できるというものでございます。次にこの管の短所といたしましては、低温時において耐衝撃性が低下する。2番目といたしまして、特定の有機溶剤及び熱、紫外線に弱い。3番目といたしまして、表面に傷がつくと強度が低下する。4番目といたしまして、継手の種類によっては鋳型の交換を必要とするということでございます。

次に、D C I P、ダクティル鋳鉄管についてお答え申し上げます。管種につきましては鋳鉄管、名称につきましてはダクティル鋳鉄管で、記号がD C I Pというものでございます。なお、この管の長所といたしましては、1番目といたしまして、強度が大であり耐久性がある。2番目として、強靱性に富み衝撃に強い。4番目といたしまして、施工がよい。5番目といたしまして、継手の種類が豊富というものでございます。短所といたしましては、重量が非常に重いというものと、継手の種類によっては鋳型管保護を必要とするというものでございます。内外の防食面に傷をつけるとすぐに損傷しやすいという特徴のものでございます。

このように布設がえを行っておりますH I V P管並びにダクティル鋳鉄管の耐震性につきましては、継手に収縮、可撓性があり、管が地盤変動に追随できるため対応できるというものでございます。これにつきましては一応できるというものでだけであって、確実に対応できるというものでございませぬのでお含みおきをいただきたいと思います。

なお、ちなみに平成19年度末の管路管種別延長につきましては12万2,613メートルでございます。このうちダクティル鋳鉄管が5万1,105メートル、率で41.68%。硬質塩化ビニル管、H I V P管が4万9,676メートル、率で40.51%。それに石綿セメント管が2万1,832メートル、率で17.81%でございます。

この12万2,613メートルのうちの20年経過している管につきましては、石綿セメント管は2万1,832メートルで100%でございます。硬質塩化ビニル管が1万4,554メートル、率で29.29%。全体では3万6,386メートル、率では29.67%。全体の約30%以上が20年を経過している配水管でございます。

次に、町の配水管のつなぎ目にはどんなものが使われているかと、それから消火栓についてはどうかという質問についてお答え申し上げます。

まず、継手についてお答え申し上げます。継手は管と管の接合、管とバルブの接合など管路に欠くことのできないジャイロでございます。収縮継手につきましては、管路において温度変化による収縮、地震に対する地盤変異、地盤の不同沈下、ポンプによる衝動などを吸収いたしまして管路が無理な力が作用することを避ける目的で使用されてございます。収縮性、可撓性、可撓性というのはたわむことでございますけれども、共振性などに富む継手や管路を総称して収縮継手ということで称してございます。町で現在使用してございますダクタイル鋳鉄管につきましては、特別なつなぎ目の部材は現在使用してございません。受け口にゴムの輪を入れまして、それをボルトで締めつけた状態で圧力させて水密性を保つということで、収縮性と可撓性を持たせた工法をしてございます。

あと水道用の耐衝撃性硬質ビニル管につきましては、水道管用の継手、TS加工のB型というものを使用してございます。

消火栓につきましては、先ほど町民生活課でありましたけれども、定期的に150ミリ接続ということでございますけれども、現在75ミリに接続してございます。接手については、特に消火栓につきましては使用してございません。

以上、雑駁でございますけれども、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） わかりました。石綿の配水管はあと21キロメートルでしたね。（「はい」の声あり）配水管はつながっているものですので、一部が耐震化されたからといって、ほかが悪ければ水漏れを防ぐことはできないわけですが、壊れるところが少なければ早い復旧につながるという意味で、少しずつでも耐震化を進めていく必要があると思います。わかりました。

次に移ります。町にはたくさんの大切なデータ類があります。いつ起こるか分からない危機に管理対策はどうなっていますでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町にはたくさんの大切なデータがあるが、いつ起こるか分からない危機に管理対策はどうなっているかとの質問だと思います。

一部は紙で、書類として耐火書庫で保存をするものでありますが、データ類のほとんどがコンピューターによって電子処理、保存管理されています。質問内容が全庁に及びますので、文書の保存管理等を所管しております総務政策課長より補足答弁させます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 補足答弁を申し上げます。

役場が被災したときにおける記録の保存等の対策についてということでのご質問でございますけれども、先ほど町長申し上げましたとおり、役場の業務のほとんどがコンピューターで電子処理をされております。主なものとしましては、戸籍や住民基本台帳に関すること、それから町税や上下水道料金等の課税賦課あるいは収納消し込みがございます。それから健康情報、教育関係、それから人事、給与など。いずれも町のシステムコンピューターで処理をしております、その日のうちにサーバーに保管をされております。サーバーの設置につきましても、役場とそれから業務を委託しております会社に設置をしておりますものでございます。

その日のうちに処理できない業務もございます。例えば戸籍関係の届け出書類等があるわけでございますけれども、これらにつきましては一時耐火金庫に施錠して保管をし、磁気テープで処理後に法務局に送致して保存されるなどのものもございます。いずれの業務につきましても、バックアップの体制は十分図られているものというふうに解釈をしております。以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） わかりました。データ管理は大丈夫というのが前提ですが、国土調査には災害復旧時素早く対応できるというメリットがあります。前にお聞きした国土調査の実施の実施検討の進捗状況について伺います。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 国土調査実施検討の進捗状況についてのご質問ですが、国土調査につきましては過去にも議員さんからのその実施についてのご質問を受けた経過がございます。そのとき、以前に国土調査を実施すべく計画いたしました、職員数の削減により担当人員を確保できず断念せざるを得なかった経過と、担当人員が確保でき、また新たな事業等を調査した上で着手したい旨を答弁させていただきました。

その後の詳細につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

昨年平成20年9月に国の次期10カ年、平成22年度から31年度の国土調査の計画策定のため、各市町村の意向はどうかという問い合わせがありました。それにつきまして、吉岡町はいろいろほかの事業との関連等あるいは人員の確保等を考慮いたしまして、平成23年度から準備に入りまして24年度より事業実施の開始年度としたい旨、県の方に回答しております。事業実施につきましての計画は具体的にはまだできておりません。吉岡町第4次総合計画にも重点施策として位置づけられておりまして、事業の必要性を感じております。

以上、雑駁ではありますが、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） わかりました。なるべく早い着手を検討していただきたいと思います。

少しだけれどわかってきました。ゼロではありません。町に防災についての計画がある。防災無線もある。携帯連絡網システム導入の予算化が提案された。町有の特定建築物等については耐震化のめどが立っている。水道設備の耐震化も少しずつ進んで、災害備蓄用品の整備もだんだん進んでいる。災害対応灯も予算化が提案されているし、昨年から自治会制度になった。などなどこれらは防災上大きいと思います。

でも、今大きな地震、震度7くらいが来てしまったとしたら、住宅の耐震化率は現在推定64.4%で、かなりの家屋倒壊が予想され、水道は地形や現状の配水管を考えると第2と第3の浄水場の配水池に何時間分かの水が残るだけです。地震後みんなで頑張っすぐ火の始末をしたとして、でも、あちこちから火の手が上がってしまったら道路は通れず、配水管の水はほとんどなく、防火水槽、耐震性の物が少なく消防機能は恐らく働かなくなるだろうということもわかりました。

起こるかもしれない。100年後かもしれない。そういうことに備えるのは難しいことです。でも、起こる可能性があるので保険が必要です。必要だけれど予算を全部それに充てるわけにはいきません。みんなでバランスを考えながら、少しずつでもよくなるようになっていかなければなりません。また、町のこの規模でできる備えはどうか。定住自立圏構想や合併のことなどもみんなでよく考えていかなければと思います。昨年9月の全国世論調査で、国や自治体が強化すべき防災対策として、54%の人が災害直後に救助、救援活動、52%の人が被災後の生活支援と答えているのを申し添えて質問を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、長 光子議員の一般質問が終わりました。

続きまして15番南雲吉雄議員を指名いたします

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15 番（南雲吉雄君） 15 番南雲です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに企業誘致計画について伺いたいと思いますけれども、先ほど何か吉岡のイメージアップというような質問を齋木議員からされましたけれども、過日、交番の立見署長から話を聞きまして、今吉岡町では、青灯にしたおかげかどうかわかりませんが2割ほど犯罪が減ったというような話を伺いました。やはり4年前ですか、地元の大林区長のときに警察の方から要請がありまして、当時は10区ですけれども10区から始めまして、その後町の協力によって青灯に今切りかえてもらっているというおかげで、それが功を奏しているのか、今申しましたように2割ほど犯罪が減りましてということで話を受けましたので、何かの機会でご報告をしてくださいますというような話をされましたので、こういうところがよいのか悪いのかわかりませんが、一応報告をさせていただきます。

恐らく全国の中でもこれほど町の中で取り組んでおるといのは少ないかなというような気もいたします。これからもぜひ、まだまだほかの防犯灯になっておるところもあるわけですが、切りかえていただければありがたいなというように考えております。また、今後の補正予算でも133万円ほど街路灯で補正予算をつけていただいております。また各地域にふえているということでありますので本当にありがたく、この点については感謝を申し上げます。

それでは、自分の二つほどの質問をさせていただきます。

初めに企業誘致について再度伺いたいと思います。

昨年、アメリカで端を発したサブプライムローン世界的な金融市場の混乱に発展し、日本の金融機関の損失が1兆円を超えと言われ、その影響で特に自動車、電器産業、日本経済に多大の損失を与える結果となっており、100年に一度とまで言われる経済危機となり、大きな社会問題となっております。国でも平成21年度予算を組んだものの、その後次々と補正予算を計上し、景気対策に努力をされております。こうした景気対策が功を呼び、全国各地にある企業に活力を与えてくださればと願うものであります。

吉岡町でもリバートピアよしおか温泉の改修を初めとし、道の駅の建設などかつてない予算、6月補正予算を含め62億7,500万円を計上し、新たな町のイメージアップにつながっていくことは大切な事業の取り組みであると思います。石関町長は子供を育てるなら吉岡町と、いつもすばらしいキャッチフレーズで話をされております。その言葉どおり若い世代の人たちが吉岡の土地を求めて転入されてきております。吉岡町の人口は6月1日現在1万9,134人になっており、そのかいあって高齢化率も群馬県の中で低い市町村となっており、大変喜ばしいことであります。しかし、人口の伸びというものには無限のものではありません。いつの日かとまるときが来ます。そのときに一番大切な時期になります。昔から転ばぬ先のつえとよく言われますが、産業があつてこそ町は栄えます。優良企業の誘致が大切であろうと思います。

吉岡町では昭和60年に三幸株式会社、平成3年に大塚工機が小倉工業団地に進出し、平成18年に三幸株式会社で増設計画が持ち上がり、町の土地開発公社で用地交渉を行ってきましたが、交渉が長引いたこととサブプライムローンによる金融危機の関係で計画を断念されたと報告されました。その後新たな進出を希望される会社が来ているのか伺いたいと思います。

第1回の質問を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 南雲議員にお答えいたします。

企業誘致計画について、その後新たな企業の進出を希望される業者が来ているか伺いたいとのことですが、南雲議員のご指摘のとおり、サブプライムローン問題から世界的に金融危機に見舞われ、全世界が不況になっております。このような経済状況での企業誘致は非常に難しいものがあります。

町では、都市計画マスタープランに基づいて土地利用方針等の整合性を考慮しつつ優良品事業を誘致できればと考えているところでございます。幸い前橋伊香保線バイパス、通称吉岡バイパス沿いには商業施設の集積が進んでおります。この不況の中で就労の場が確保され、一人でも多くの町民の方が雇用されますよう、これからも企業誘致運動を続けていきたいと思っております。

今、南雲議員の方から、あれ以降来ているのかというご質問ですが、あれ以降企業誘致は来ておりません。そういったことで、申し上げたとおり吉岡町に企業誘致ができればということで、これからも誘致には努力をしていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 小倉の工業団地ばかりでなく駒寄パーキング周辺もまちづくり交付金事業により着々と道路整備が進み、幹線道路は平成22年3月にはほぼ完成を、上毛大橋から関越高速道路までの延伸道路については、県の協力により幅杭も打たれ、いよいよ工事も着工になります。吉岡町民にとって長年の夢でありましたインターチェンジ構想もいよいよ実現に一歩近づいてきたのではないかなというように考えております。

第4次総合計画で駒寄インター周辺に企業誘致の計画をされております。誘致運動もこれからも続けていく考えがあるのかお聞かせを願いたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小倉工業団地はもちろんのこと吉岡町を全体に考えて、今言った駒寄E T

Cインター周辺はもちろんのこと、これから17号バイパスが渋川前橋のバイパスが吉岡町に入ってきます。そういった関係におきましても、企業ということであるならば積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員

〔15番 南雲吉雄君発言〕

- 15番（南雲吉雄君） 先ほど齋木議員からも企業誘致等についての質問をされておりましたけれども、昨日産業建設常任委員会を午後1時30分から開会させていただきました。その後現地視察をさせていただきました。前橋渋川バイパスも平成22年4月には開通になると聞きました。現地を見させていただきますと、あの橋の上から見る光景というものはすばらしい光景であります。特に長議員は満足して帰ったのではないかなと、こんなような気がいたしました。やはり眼下に見るケイマンゴルフ場、パークゴルフ場、また温泉センターというものが、これは町にとって最高の景色になるのではないかな、またPRになるのではないかなというように考えております。

これにあわせたところの企業誘致というのも一つの方策ではないかなというように私は考えております。私が議員になって間もなくですけれども当時は地域開発特別委員会というものがありまして、第四保育園の裏になるわけですけれども20町歩から25町歩の、町と議会で計画を立てたことがありましたけれども、なかなか金額等などの問題、またその利用者との問題で進展するところまでいきませんでしたけれども、きのう視察をさせていただきましたと、やはり吉岡町に新たな前橋渋川バイパス、国道であります。この道路が入ってきますと、この漆原地域の発展にはかなり拍車がかかってくるのではないかなと、こんな気がいたしました。やはり国道をうまく利用して町の発展にうまくつなげていただければありがたいと考えております。

もう何年か前になると思いますが、福祉大学校が来るというようなお話がありましたけれども、やはりいろいろな問題でこれも断念されたというような話がありましたけれども、やはり先を見た段階では、先ほど話をいたしました駒寄パーキング周辺、また長坂から下の第四保育園の裏あたりの工業団地の誘致というのは、町の発展にはかなり有意義になるのではないかなというように考えをしておりますけれども、この点について、やはり町の姿勢といいますか町長の姿勢としてどんどんPRをしていただければ、企業の人たちも考えてくれるのではないかなと、こんなような気持ちがしております。

けさの新聞でも、またテレビの放送の中でも景気悪化がとまったというような報道もされております。1年間の苦しみがあったわけですけれども、これを乗り越えて新しい企業に進出してもらえれば町の発展につながっていくというように思っておりますので、町長の考えを聞きたいと思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 南雲議員が申されるとおり、漆原地区、インター周辺、そしてまた小倉工業団地、そういったことでこれからも努力をしていく所存でございます。

けさの新聞にちょっと出ていたのですが、桐生の方ですか、6年ぶりに今言った工業団地の造成を始めたという話も聞いております。そういったことで、これから幾分なりとも景気が上向きになり、この吉岡町を選んでくれる人がいればなということで、私も一町民としてではなく、吉岡町の長として企業誘致には十分努力をしたいというようにも思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 南雲議員

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 大変ありがたい言葉であります。先ほども申し上げましたように、やはり人口の伸びというのもそう何十年も続くものでもありません。前にも申し上げましたけれども、奈良県の平群町というところへ社会福祉協議会で視察をしたときにも、こここのところは人口が2万2,000人でとまってしまったということで、その後の財政が大変厳しいんだというような話をされておりました。

吉岡でも今は人口の伸びを喜んで事業を推進しているわけですが、やはりいつのときかはこういう時期が来ると思いますので、ぜひ企業誘致には力を入れていただきたいというように思っております。

幸いに、たまたま町税の伸びについて少し拾ってみましたので報告をしたいと思うんですけれども。私が議員になりました平成3年には10億664万の町税だったんですけれども、人口が1万3,827人。そして上毛大橋がかかった年が14億1,750万、人口で1万6,111人だったそうです。このときの知事さんの話の中で、吉岡町にこの上毛大橋がかかり、その経済効果は40億ほどありますよというようなお話をされたことがあります。やはり上毛大橋、吉岡バイパスの開通によりまして、その効果は十分にあらわれてきているのではないかなというように考えております。平成19年度の決算でも町税で21億5,751万円ほどになっておりまして、もう倍以上になっていると。本年度平成21年度もやはりそれを超しておるといような結果であります。人口も21年6月1日現在で1万9,135人ということで、全体では5,307人ほど伸びております。このようにやはり一つの上毛大橋、吉岡バイパスの道路のおかげというのですか、こういった関係で吉岡へ寄ってくる若い人たちの世帯がふえてきたおかげで町税等も伸びておりますし、また吉岡バイパス沿線にも企業が進出して、商店街ですけれども前橋、高崎の人たちがうらやむほどの商店街の形成をしております。こういったことで、やはりこの人たち

を、次の時代を受けとめていくには、高崎渋川バイパスの方、24年に完成しますけれども、それから吉岡バイパス、また前橋渋川バイパスの地域内は工場誘致等も十分必要な地域でありますので、ぜひこの点についても考えていただきたいというように思っております。

また、一つ考えていただきたいのは、先ほど話をされましたようにインターを中心とした地域の企業誘致の場所ですけれども、この点についてこれからも企業誘致としてあの一帯を進めるのか、また、これからまた申し上げますけれども新たな企業として認めてやっていくのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、南雲議員の方から利根大橋ができてからこの吉岡町の変わりようはすばらしいということで提言していただきました。前橋渋川バイパスが来年の4月、そしてまた高崎渋川バイパスが24年度までに完成するという事に相なりますと、この吉岡町はここ当分はまだまだ人口増の町として伸びていくかなというようにも考えておりますけれども、先般の一般質問の中におきましては、吉岡町も今の人口から余り伸びずに推移をしていくのではないかなというような推測も出ております。そういった中におきまして、今インター周辺の企業誘致についてですか、町の都市計画プランのもとによりまして、開発ができればなというようにも思っております。ですから、企業誘致ということに相なりますと、また新たに漆原地区の17号線沿い、そしてまた高崎渋川バイパス沿いにも新たな起点ができてくるかなというようにも思っております。そういったことで、これから、この6月19日から、第5次総合計画に基づいた吉岡町の姿を、町民の方々に深く話を聞きながら計画を立てていきたいというようにも思っております。

そういったことで、計画に基づいた企業誘致ができればなというようにも思っております。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひ、駒寄パーキング周辺の今後の発展についてご検討をいただきたいと思っております。よろしく願いして次の質問をさせていただきます。

ボートピア進出についての質問をさせていただきます。

私は、ボートピア進出計画について、地元の議員として大変今苦慮をしております。事の始まりは、平成18年の秋に大久保地内にボートピア進出計画の話が持ち上がり、用地交渉に入っているとの話を聞いておりましたが、私は同じ大久保地内でありましたが、計画をされている地域と離れていた関係で、深く考えておりませんでした。

しかし、話が進むにつれて、子供たちの通学の問題、教育の問題、防犯の問題から地権者の協力は得られず、断念されたと聞いております。

第3の候補地として、駒寄パークの北西、溝祭地内に計画変更、地権者から同意を得て、2月4日農振除外事前申請を県に送致されたと聞いております。3月定例会以後、進出される業者から詳しい説明が町側に来ているのか伺いたと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ポートピア進出計画についてということでご質問をいただきました。3月定例会以後、進出業者による詳しい説明等が町に来ているかについてのご質問だと思います。

私は、3月の議会以降にポートピアの関係者にお会いしてはございません。5月7日に寺沢常務とコンサルタント会社昭和の社員と2人で来庁して、2月に提出した農振除外申請書の一部の補正と、溝祭自治会が5月16日にポートピア岡部を視察することについての報告等を、総務政策課の職員が対応しております。

詳しいということではありませんが、私は今年の10月に30分程度、ポートピアの関係者とお会いして、こういうことで進出をしたいのですが、ご承知おき願いたいということだけを私は対応しただけで、それ以降会った覚えも、今の状況の話を聞いた覚えもございません。そういったことで今推移をしているという状況でございます。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 担当する総務政策課の方で、今度この問題について担当するということですので、こちらの方へ来ているのかお聞きしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 総務政策課の方に詳しい説明なり、報告なりが来ているかというご質問かと思いますが、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、5月7日に町の方に見えまして、私と担当、それから農振の担当課長であります栗田課長の3人でお会いしたわけでございます。その際に、先ほど申し上げましたとおり、2月に農振除外の申請をしておりました書類の校正ということで、一部訂正をするということで見えたところでございます。それが、多分、最終だったかというふうに思っております。

そのときに、5月16日に溝祭自治会の会員さんがポートピア岡部を視察するというような計画を立てているという報告等がございました。それから、地権者に対する同意についても、一応全員同意は得ているというような報告をいただいております。それと、事業

者といいますが、施工者になるのでしょうか、桐生競艇との協議も始めたというような内容の報告をしていただいたという記憶でございます。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） つまりの問題ですけれども、3月の定例会で神宮議員、宿谷議員の2名の議員さんが、教育問題、防犯問題、交通問題について細かく質問をされております。再度するというのも失礼かと思しますので、その内容については控えさせていただきますけれども、その内容について、議会広報で町民にお知らせをしておりますが、町民から何らかの反響や意見が町に寄せられているのか伺いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 南雲議員の方から、3月定例会議会で神宮議員、そしてまた宿谷議員の2名の議員さんから質問されたことが議会広報に掲載され、町民からのご意見が寄せられたかとの質問ですが、特に町民の方からご意見等があったという話は聞いておりません。私自身に対しても、そういった話は来ておりません。ちょっとあっさりした答弁で申しわけないのですが、実情なのでご報告申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、町長からあっさりした質問だというようなお話でございますけれども、やはり今度の問題は、地元でも同じような考えを持ってしまして、きょうも大勢の方が傍聴に来ておりますけれども、地元の検討委員会として、この問題について検討を始めておりますけれども、なかなか地元の人たちの意見を聞いたり、また要望等があるのかなというような考えが持たれるわけですけれども、これを生かすのは困難な状況であります。

ただ全国的には、いろいろなところから、今インターネットを通じてさまざまな意見等がありますので、やはり心配はしております。問題が起こらないように、もし進出するのであれば、いろいろな問題をクリアしながら町と地元とで話し合いをしていただきたいというように今考えておるわけでございます。

それでは続いて、ポートピア進出に当たり、町と自治会との対応について、どのように連絡をとっているのか伺いたいと思います。まだ先ほども話を聞いたように、会社とのコンタクトというか、それも余りっていないというような話でありますし、自治会からも話が双方で出ていないんだと思うんですけれども、それについてまたよく検討していただきたいというように思っております。

また、地元溝祭自治会では、現在進出を希望されているポートピアの会社からの要請に

より、3月15日に地元説明会を午前と午後の2回にわたり実施し、その後、5月16日ポートピア岡部の施設と駐車場周辺、周辺の道路状況を視察をいたしました。いろいろな問題点もあり、解決するまでには月日もかかったようであります。

今後の進め方については、行政と自治会が一体となり調査研究を重ねていくことが大切であろうと考えております。特に、防犯、交通、青少年健全育成等の問題は、地元自治会での意見も大切であります。インター周辺整備に絡みもあり、全体をよく網羅して検討を行うことが大切であると思います。町の考えを伺いたいと思います。

防犯関係については、施設内の警備は、警察官のOBの人たちを配置して万全の態勢をとっていると聞いておりますが、警備地域から遠のいた場所での意見等も考慮に入れ、町の交番との連携も大切なことと考えます。ポートピアの関係で、交番と話し合いを持ったことがあるのか伺いたいと思います。

また、交通対策について伺います。

駒寄パーキングに設置されているETC専用のスマートインターも、開設以来3年が経過しております。利用台数は1日当たり5,500台以上になり、全国一の利用台数となっております。この4月から、土曜・日曜・祝日には乗り放題1,000円という割引制度も導入され、5月のゴールデンウィークには各地の観光地で大混雑を来したと報道されています。駒寄パーキングも、ETCを利用される車も多く、切れ間なく出入りをしておりまして、平日でも通勤割引を利用される車も多く、朝夕は大変混雑されているのを見かけます。現在、インターチェンジ構想もありますが、完成までにはまだまだ先の話であります。

ポートピア進出計画が進みますと、施設内を利用される車の台数は700台から800台を予定しており、ラッシュ時には混雑が予想され、隣接される狭い道路も利用されるようになり、安全確保が大切であります。進出を希望されるポートピア会社での警備員の配置、万全を期すると話しておりますが、町としての考えを伺いたいと思います。

以上、幾つかの問題について伺いましたけれども、この点について答弁を願います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） まとめて4点ほど質問をしていただいたと思います。

まず初めに、地元自治会との対応についてどのような連絡をとっているかというご質問ですが、今時点では、町側から自治会に対し、特別に連絡をしていることはございません。ときどき自治会長さんが来庁の折に、総務政策課に情報を下さるといった状況です。正式に協議があれば、関係自治会とできるだけ情報を共有して対応していきたいと思っております。

それから、インター周辺整備の開設の影響がないように、慎重に検討するようにとのご意見ですが、法律に基づいて開発計画書の提出があれば、町としては十分に検討して適切に判断をしていきたいと考えております。また、交番との話し合いを持ったことがあるかとの質問ですが、今のところは一度もございません。

それから、交通対策に関連して、通勤時間帯での混雑における狭歪道路の安全確保について、また、ポートピアの事業会社の警備員の配置計画等についてのご質問ですが、申請手続があれば、その中で十分協議を行いたいと考えております。

最後に、青少年対策についてご質問いただきました。関東周辺において4施設が整備されておりますので、それらの施設周辺において、設置前後の環境変化や特別な対策を行っているかどうか調査し、懸念されておりますそういったことを調査研究してやっていきたいと思っております。

以降については、教育関係ということで答弁をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、最後の青少年健全対策については、別に教育長から伺いたいと思います。大久保地域の2カ所とも、子供の通学道路になっております。ここは計画では、大久保の寺上、寺下の中学生の通学路でもありますし、明和県央高校、前橋西高校の高校生も通学しております。

3月議会で2人の議員さんが、教育問題に及ぼす影響について質問されておりましたが、教育長の答弁の中に、子供たちの健全育成・非行防止の問題を含めて、子供たちが将来どう生きていくべきか、その態度をきちんと教えていかなければならないと答えております。子供たちに一獲千金の夢を持たせ、勤労意欲をなくしてしまっは大変な問題だということも考えております。確かに公営施設として、国から許してもらったレジャー施設であります。一般の人たちが近寄りやすい施設であります。大人のレジャー施設だったら、そう簡単に解決される問題ではないと思います。全国に32ほどポートピアの施設があり、計画されている地域もあります。一番心配されているのが、教育と防犯の問題であります。成人に達していない子供たちへ与える影響をよく理解、調査研究を行い、よりよい方向に持っていくことが大切であろうと思っておりますので、教育長の考えを伺いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） ただいまのご質問は、子供たちに与える影響を、よく調査研究する必要があるかどうかというようなお尋ねかと思っております。

防犯の問題、交通対策の問題、これらにつきましては、通学路あるいはそのほかの子供のいろんな活動がございますので、非常に直接的な影響がある問題でありますけれども、町長の答弁もあったところでございます。

ご質問では、子供の勤労意欲の問題ということで触れられたわけでございまして、子供たちが将来大人になるという中で、どういう意欲を持って、またどういう態度で、どういう考え方、生き方でもって臨んでいくかということが、子供のときに大事なんじゃないかというようなご質問かなと思ってお聞きしたわけでございます。

この問題につきましては、学校教育においても非常に重要な事項として取り扱われているわけでございまして、勤労生産あるいは奉仕的行事を設定するという中で、勤労というもののとうとさとかその意義を理解させる、働くことや創造することの喜びを体得させる、そして社会奉仕の精神を養うと、こういうようなことを考えているわけでございます。そうしたことを通じまして、職業や進路にかかわる教育をしているわけでありまして、望ましい職業観を身につけられるように指導しているということが大事なことになっております。そのために学校では、授業あるいは特別活動など、あらゆる機会を通じて取り組んでいるということでございますけれども、非常にわかりやすい例を挙げるならば、地域の事業所だとか保護者の職場などのご協力をいただく中で、職場体験学習を実施させていただくというようなこともあるわけでございます。

これらのことは、いわゆる競艇場とか競輪場とか、そういう施設のあるなしにかかわらず、これはしっかり行わなければならないということでありまして、吉岡町におきましても従来から取り組んでおりますし、どこの学校においても取り組んでいることでございます。子供たちが、将来を担っていく存在であるということから、そのために非常に重要な資質として、勤労を重んずる態度を身につけることが教育の重要な目標の一つということであるがゆえであると考えております。

このような意味から、子供たちに与える影響をよく調査研究する必要があるというご指摘でございましたけれども、具体的な防犯あるいは交通等々の問題のほかにといいますか、あわせましてそうした生き方の問題があるわけでございますので、今後このポートピアの問題がどう推移するのか見守ってまいりますけれども、さまざまな問題とあわせまして考えていく必要があると思っております。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ただいま教育長が、教育問題についていろいろとお話をされましたけれども、やはり私は地元の議員でもありますし、また地元の自治会の人たちもそうでありますけれども、企業誘致というみんなが利用される施設であれば、そう問題なく話が進んでい

くんだと思うんですけども、事初めてのポートピアという企業の進出計画でありますので、内容についても、なかなか把握するのが難しい問題であります。こういったものを概括した中でみんなが理解するのであれば、それなりのものを考えていかなければなりませんけれども、ただ、説明の中で今、売り上げの1%ですよというようなお話、環境整備協力資金ということで1%は上げられますよというような話だけで物事を進めるのでは、もう少し勉強しなければならないというような、地元の人たちも一番苦慮をしているところでありますので、先ほど申し上げましたように、交通対策、また防犯対策、地域の青少年対策というような大きな問題がありますけれども、これから自治会と町とどのように話し合いを進めていくのか、この点についてお聞かせを願いたいと思います。特に、今度担当する総務政策課でこれを実施していくわけですけども、お話をさせていただければありがたいというように思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 南雲議員さんから、自治会と町がどのように協議しながら進めていくかというような趣旨のご質問でございますけれども、町長が先ほど答弁申し上げましたとおり、まだ町の方に申請書なり、同意書なりが求められてはいない状況でございます。したがって、今後そういったような書類が出てくれば当然、町はそれなりに対応していかなければならないということになるかと思っております。

先ほど教育長あるいは町長の方からご答弁ございましたとおり、関東周辺に既に場外の発売所が設置されておりまして、場所によっては中心市街地といいますが、駅前設置されている場所、あるいはインターの周辺に設置されている場所といろんな場所に設置されておるわけございまして、それらの状況も当然、この場所はどうか、この場所はどうかというような、客観的にいろいろな数値であらわれている部分があるかと思っておりますので、そういった調査も必要になってくるだろうということでございます。

それで、特に町が誘致しているという企業では決してございませんで、申請に対して町がどう対処するかという、そういう立場を町はとっているということになるかと思っております。そこで、いろんな環境変化の調査をしなければならないというふうに思いますけれども、例えば犯罪の認知件数、設置前後、それから交通事故の発生状況ですとか、そういったものも計数的にあらわれている部分もございまして、そういった部分についても十分調査はしていきたいと思っております。

それと同時に、既にご承知かと思っておりますけれども、この件に関しまして、司法判断もされております。平成18年7月に名古屋地裁、それから平成19年の2月に千葉地裁でそれぞれ司法判断もされているようでございますので、そういったものも参考に調査しまし

て、町長の方に意見の方を具申していきたいと考えおります。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 細かなご説明をいただいたわけでございますけれども、これからが本格的な研究に入るのかなと考えております。まだ議会でも、特別委員会なり、また全員協議会で話し合う機会はありませんけれども、進展する中で、やはり議会と執行、また自治会とがよく話し合いをして、後に悔いのないような施設を誘致するんであれば誘致をします。そういうように私は思っております。相手が出てこないからいいやというのではなくて、やはりこの企業というんですか、レジャー産業というんですか、そういった施設がこの町に初めて出ることですので、よく調査研究をしていただければありがたいというように思っております。

いろいろな面で質問をさせていただきましたけれども、特に心配したのは、先ほども申し上げましたように、教育面、防犯の面、交通の面等が一番のネックでありますし、日本全体の中でもそういう問題で一番多く取り上げておりますので、そういったものが解決されれば、これは地域の人たちも安心してまた検討委員会なり、話し合いができるのではないかなというふうに考えております。

最後になりますけれども、今、教育長からお話がありましたように、学校教育の中では、やはり地域にできたからといって、そんなに大騒ぎ、問題になるというようなことはないのではないかというような受けとめは自分はしているんですけれども、その点について、若干学校からは離れておりますし、病院関係も田中病院からは300から400メートルほど離れておりますので、地域としては今何もない地域であります。うるさいといえばおれんちの牛舎がうるさいのかなと、こんなようなところがありますけれども、やはり場所だけに、駒寄インターが、今度本格的にインターになるということになれば、町の発展にもつながるというような考えもありますので、一番のネックである教育問題が解決できれば、そこだわる必要は私にはないというふうに今考えております。その点について、教育長、再度になるわけですがけれども、教育関係にはこういう問題はそんなにはというものであれば、それなりの意見を述べていただければありがたいなと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） この問題につきましては、どういう事態があるのか、なかなか状況を把握し切れませんので、まだお話もほとんど具体的な話、計画聞いておりません。そうした中で教育上どういう問題があるかということは、非常にいろんな要素があるものですから、

にわかにはいかないんだろうとっておりますので、今後のいろんな調査研究が必要だなと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。10分ほど残ったわけですが、やはりこの問題については、町と自治会と議会とでよく話し合っていて、よい方向に、再度でありますけれども持って行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、南雲吉雄議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩寄幸夫君） 1番坂田一広議員を指名いたします。

〔1番 坂田一広君登壇〕

1番（坂田一広君） 1番坂田でございます。通告に従い一般質問をいたします。

まず第1点目、新型インフルエンザに対する施策についてを質問いたします。 の行動計画策定の進捗状況とH1N1型インフルエンザに対する対応について3点ばかりお伺いしたいと思います。

今回、メキシコに端を発した新型インフルエンザの流行について、WHOは今年11月に警戒水準を6に引き上げました。これは世界的大流行、パンデミックを宣言したものであります。さらに、WHOの医務官によると、今後3年間はパンデミック状態が続くとの見通しを示しているところであります。

平成20年12月議会で小林議員の一般質問において、町長答弁の中に行動計画をまとめるとありましたが、その進捗状況についてまずお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 坂田議員の質問にお答えいたします。

1番目の新型インフルエンザ、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスは、全く異なるウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しております。20世紀では、大正7年に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、

世界じゅうで4,000万人が死亡したと推定されております。我が国でも39万人が死亡しております。また、昭和32年にはアジアインフルエンザ、昭和43年には香港インフルエンザがそれぞれ大流行し、医療提供機能の低下を初め、社会機能や経済活動におけるさまざまな混乱が記録されております。こうした中、4月28日にテレビ等で報道された新型インフルエンザは、世界的な大流行に結びつく可能性があるとして世界じゅうを震撼させました。

吉岡町においても、休日明けの30日の朝一番に、副町長、保健担当課、危機管理担当課関係者を招集し、この問題に対して対策に当たりました。今、町でしなければならないこと、今できることは何かということで検討した結果、新型インフルエンザに関するチラシを全戸に配布することにしました。内容についてはご存じのとおりだと思いますが、新型インフルエンザの説明、行政の取り組み、町民一人一人にしてほしいこととして、せきエチケット、マスクの着用、食料・日用品を備える等、また群馬県の相談窓口などをお知らせしたところでございます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 先ほど町長の答弁にありましたけれども、新型インフルエンザに関する情報というものを毎戸配布したということでございました。私はこれ、全く知らなかったのでありますけれども。

たまたま群馬県のいろいろな市町村のホームページを見ていましたところ、固有名詞は特に挙げませんが、北群馬郡内のある村におきましては、もう4月の終わりぐらいにはホームページのトップページの一番上の方に、新型インフルエンザ情報などといって、吉岡の毎戸配布されたチラシの内容と同じものではありましたが、そういった情報が掲載されておりました。また、インターネットのホームページという特性がありますので、県の担当の部署へのリンクなども張ってあったわけでありまして、吉岡町においては、そのような対応は今もってとられていないというのが現状ではなからうかと思っておりますけれども、この辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 先ほどのご質問の関係ですが、町長の補足説明を少しさせていただきます。

吉岡町の新型インフルエンザ対策行動計画でございますが、国の関係省庁対策会議による新型インフルエンザの対策行動計画は、平成21年2月に改訂版ができております。これに倣い、群馬県の新型インフルエンザ行動計画第3版は、4月に策定されております。

吉岡町の新型インフルエンザ行動計画ですが、国や群馬県の行動計画を参酌し、渋川市、榛東村の行動計画に沿った形で策定しております。

新型インフルエンザの行動計画ですが、5月26日に庁議、町の課長会議に報告いたしまして、5月27日に制定いたしました。書類の整備は5月27日であったわけですが、事実上の対策は4月30日から行ってきたと思っております。渋川の保健福祉事務所、渋川地区の医師会、関係市町村との合同会議も午後7時ころより何回も開催し、発熱外来の設置時期、場所等の協議がなされてきました。5月21日には、群馬県の中部県民局管内のインフルエンザ対策会議も開催され、警察、消防、県の関係機関、市町村長などの関係者が集まり、会議を持ってきました。

先ほどのインターネット等のリンクの関係ですが、これから検討させてもらって、そういった方法で検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 5月の末ぐらいに庁議にかけて行動計画が策定されたということですが、実際には、今回の新型インフルエンザが問題となった4月の末には、それに基づいて行動したということですが、今回発生したH1N1型インフルエンザというものは、従来想定されていた強毒性のH5N1型のインフルエンザとは異なり弱毒性であり、おのずと対応も異なってくると思っております。これはもうWHOから、国から、ちょっと揺れが見られたというのが現状ではなかるうかと思っておりますが、今回フェーズ6の宣言に伴う新型インフルエンザのもたらす健康被害について、WHOは新たに3段階の評価基準を設けたというふうな報道もなされております。また、冬季に差しかった南半球においては、季節性インフルエンザと新型インフルエンザの同時発生、あるいは双方のインフルエンザウイルスが交雑し、抗インフルエンザ剤タミフルに対する耐性を持つ新型ウイルスが発生する危険性が指摘されております。

今後、季節性のインフルエンザの流行時期に備えた体制づくりが必要であると考えますが、町の対応についてお伺いしたいと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

- 町長（石関 昭君） 2問目の新型インフルエンザと季節性インフルエンザの流行時期に備え、態勢づくりと町の対策はということについてですが、お答えしたいと思います。

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、またその出現そのものを阻止するのは不可能であると思っております。また、現在のように地球規模で人や物がダイナミックに動いている時代であり、世界じゅうのどこでも新型インフルエンザの出現が

起これば我が国への侵入も避けられないことは今回の新型インフルエンザの国への侵入でご理解いただけたと思います。

町の対策ですが、町は住民に最も近い行政単位であります。作成した行動計画に基づき、住民の生活支援、独居高齢者や障害者、社会弱者への対策や医療対策を行うことから始まると思っています。また、自治会等の協力も欠かせないことだと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足説明をさせていただきたいと思っております。

季節性インフルエンザの流行時期に備えた体制づくりということですが、季節性インフルエンザの予防注射は例年のとおり65歳以上の方を対象に町の負担3,200円、個人負担1,000円で、10月から12月までの期間に行っていきたいと思っております。

新型インフルエンザについては、先ほど坂田議員さんが申されたとおり、感染症情報センターによりますと、15日現在、国内595名、世界では12日までに74カ国、2万9,669名になります。そのうち、死亡者145名になります。世界保健機関は日本時間12日未明、警戒水準を世界的大流行を意味するフェーズ6に引き上げました。現在は世界的大流行の初期段階であり、今後一層の感染拡大は避けられないとの見通しを表明しております。

このようなことから、群馬県内でもいつ発生するか予断を許さない状況であります。正確な情報の収集に努め、国や県の指導や方針により、町民の皆様には正確な情報、正しい新型インフルエンザの知識等をお知らせしていきたいと思っております。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） 今回のインフルエンザというのは、本当にいわゆる鳥インフルエンザと違っていて弱毒性であったということで、その点がまた少し対応が異なってくるのかなと感じますがけれども、行動計画等の見直しは考えていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 坂田議員さんのご質問の行動計画の策定については、国も県もまた町も、いわゆる鳥インフルエンザ対応でつくってきたものでございます。吉岡町においても、4月の下旬に発生した鳥インフルエンザが世界的に大流行して、国内、県内に入ってくるだろうということで、県や国の行動計画を参酌して早急にまとめ上げたもので、今回の豚インフルエンザについては合致しない部分もあると思っておりますが、それは国、県全部共通し

た問題でございます。その時々に対応して、行動計画を参考にして事に当たっていきたく
と考えております。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 今回の行動計画策定に関しましては、ちょっと策定に時間がかかったの
はなかろうかと思っておりますけれども、今回、実際問題として新インフルエンザが国内に入っ
てきたという現状を見るならば、国あるいは県からそういった行動計画のひな形のような
ものができてくるんでしょうから、それらを参考にして早急につくっていただきたいと思
いますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 群馬県との打ち合わせの中でも、今回の国、県の行動計画については
非常に感染力、症状も重い鳥インフルエンザ対応でつくってきたということの説明をよく
されております。内容が非常に危険性の高いもので対応しておりますから、必ずしも今回
のインフルエンザに対応がそのまま当てはまるというわけにはいかないという説明も受け
ております。国、県においても、それに沿った形でだんだん見直してきていただけると思
いますので、国、県の行動計画に倣って吉岡町でも策定していきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） なるべく早く、周りの市町村の様子を見るのではなくて、国、県からひな
形というか、このように策定しなさいというのが来たらすぐに策定していただきたいと思
います。

次の2番の消防本部における業務継続計画の策定についてを質問したいと思います。

先月末の新聞によりますと、昨年12月に消防庁が指針を示し、各消防本部に策定を求
めていた業務継続計画が策定済みの消防本部は全国803本部のうち210本部にとどま
るとの報道がなされておりました。業務継続計画は、感染拡大で患者の救急搬送が急増、
消防隊員にも感染者が出るなどして消火活動や人命救助などの業務に支障が出るのを防ぐ
ためのものであり、今回のインフルエンザは、先ほどの健康福祉課長の答弁にもありまし
たけれども、弱毒性であったということで当てはまらないかとも思いますけれども、新型
インフルエンザが国内で現実のものとなり、早急な対応が求められるところでありますけ
れども、渋川消防本部での本計画策定の進捗状況についてお伺いしたいと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） それでは、2番目の質問の渋川消防本部における業務継続計画策定についての答弁をいたします。

世界保健機関は今年11日、新型インフルエンザの警戒度を現在のフェーズ5から世界的な大流行を意味する6に引き上げると発表しました。これまで新型インフルエンザの感染者は世界76カ国、2万8,000人となり、国内でも600人を超えておるといことで聞いております。これまで発症した患者の多くは症状が軽く、安堵感が広がっておりますが、世界保健機関が新型インフルエンザ大流行を宣言したとおり、世界的には拡大傾向にあり、国内でも決して安心できない状況が今後も当分の間、継続するものと考えております。

さて、県内には幸い、まだ感染者が出ておりませんが、仮に新型インフルエンザが発生した場合、大規模な感染とそれに伴う病院利用件数の拡大が予想され、緊急搬送件数も増加が予想されます。さらに、消防職員も感染するおそれがあることから、増加した緊急所要に対し、平時より少ない消防職員で対応しなければならなくなると考えております。そのため、消防庁ではこれまで新型インフルエンザが発生する前から消防緊急業務体制の維持について対策を講じておく必要があるとの危険感から、発生時における消防機関の業務継続体制を構築するため業務継続のあり方を検討し、業務継続計画ガイドラインを策定しました。そして、各市町村消防本部にガイドラインを配付し、この計画策定を推進してきましたが、お尋ねの渋川広域消防本部では既にことし5月に新型インフルエンザ対策業務継続計画を策定しております。なお、この計画の概要については、主管課長であります町民生活課長より補足答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、渋川広域消防本部が策定した新型インフルエンザ対策業務継続計画の概要について町長の補足答弁を行います。

この計画は全部で13項目からなっておりまして、その主な項目の内容は、計画の目的、発生時に想定される事態、業務継続の方針、平常時の体制、これは新型インフルエンザ発生前でございますが、それから新型インフルエンザ発生時の体制、勤務体制、感染防止対策、情報通信体制、そして最後に発生時の活動等となっております。

特に計画の目的として、消防の任務は国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減するほか、災害時における傷病者の搬送を適切に行うことであり、新型インフルエンザ発生時においても安寧秩序を固持し、社会公共の福祉の増進に資することが求められています。この計画は、新型インフルエンザ発生時には大幅に需要が増大することが予想される救急業務を担うことから、業務の重要性と感染防止対策の

必要性を十分認識し、火災・救急業務のみならず、その他必要な業務を継続できることを目的として策定されております。

なお、この計画は町長答弁のとおり、既に5月29日に制定され、同日から施行されております。

以上、町長の補足答弁といたします。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） 私が読んだ新聞というのが5月31日付であったと思いますので、この新聞報道より少し前だったもので、大変危惧をしておったところでございますけれども、新型インフルエンザ流行の際の業務継続計画というものが渋川広域消防本部においては策定されているということでございますので、ひとつ安堵したところでございます。

続きまして、学校における対応についてを質問したいと思います。

新型インフルエンザは、特に地方においては一番の人口密集地域は学校であると言われております。その一番の人口密集地域である学校で感染が拡大するおそれが一番多いと。今回の新型インフルエンザの感染者が比較的若年層が多いことも指摘されているところであります。今回のインフルエンザ、国内感染者が出たことに対する学校での対応はどうであったのかをまずお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 3番目の学校における対応については、教育長及び事務局長から答弁させていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） それでは、学校における対応につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘のように、学校施設には大勢の児童生徒、そして教職員がおるわけでございまして、その対応というのも町全体の対応の一環ではありますけれども、特に学校においては迅速かつ的確になされないと大変だと思っております。

まず、町の関係課、健康福祉課と連携をとらせていただきまして、情報を収集するというのに努めました。また、学校には学校医さんとの連絡を十分にとるということに努めております。当然、県の教育委員会あるいは保健福祉事務所等からいろんな情報ももたらされておりましたので、これを学校へすぐ提供するというと同時に、新型インフルエンザが発生した場合には必要な対策がとれるように各学校で体制を整えるということを要請した次第でございます。

今回、学校では教職員の共通理解をまず図るという中で、感染予防のための指導を児童生徒に徹底させると、これが一つでございます。それから、保護者に対しても学校通信などを通じまして家庭で健康状況を観察し、しばらくの間、毎日記録していただくというようなことをお願いいたしました。もちろん規則正しい生活習慣をこの際身につけていただきたいということで考えているところでございますけれども、あわせましてインフルエンザ様の症状があった場合の対応の仕方などをお願いしたということでございます。

今後、町にも対策本部が設置されるような事態が起こるとすれば、これは本部で情報が共有化されるわけでありまして、町全体での対策も行われるということになりますが、それとあわせまして学校とも十分な連携体制をとりまして、校内体制を再確認し、改めて児童生徒への感染防止、保護者への対応を確認するなどして感染拡大抑止を行いたいと考えておるところでございます。

今回はそういうようなことで、国や県からの情報も含めまして学校と連絡をとっていたわけでありましてけれども、大阪府と兵庫県で感染者が出た5月中旬、終わりの方ですね、この段階で県でも臨時の教育長会議、町の校長会も開かれたものでございますものですが、この状況もお伝えすることができまして、対応協議を始めたところでございます。これからの経緯を踏まえて具体的にはどんな対応をとるかということにつきましては、事務局長から申し上げさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、新型インフルエンザの学校での対応について教育長の答弁を補足させていただきます。

今回発生した新型インフルエンザで吉岡町各学校がとった対応ですけれども、的確な情報の収集はもちろんでございますが、中でも特に影響を受けましたのが修学旅行等の実施予定でございました。吉岡中学校の3年生が5月25日から27日に奈良・京都方面に修学旅行を予定しておりましたが、現地の発生状況及び群馬県下の修学旅行の実施状況等から、この時期に流行をしている地に行くことは望ましくないのではないかというような判断のもとに修学旅行の期日を延期といたしました。延期の期日につきましては、8月の下旬から9月の中旬に改めて実施するというような延期の決定をしたところでございます。

同じく、吉岡中学校の2年生が東京都内の班別学習を6月26日に実施する予定でしたが、新型インフルエンザの発生が関東地方にも及んだということを受けまして、この班別学習を秋に延期することにいたしました。

また、明治小学校の6年生が5月29日から30日に予定をしておりました鎌倉・横浜方面の修学旅行につきましても、10月23、24日に延期することといたしました。

学校では家庭での健康観察を実施するとともに、予防対策として手洗いの励行等、再度確認をし、指導したところでございます。以上、補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） 学校においては修学旅行等が、流行している地域における修学旅行を県に合わせたということで、適切な対応がとられたということがわかりましたので、次の質問に移りたいと思います。

麻疹対策についてを質問いたします。一昨年、麻疹が大流行し、学校閉鎖など社会問題ともなった昨年度から5年間の措置として、町の定期予防接種の対象者として第3期、第4期の年齢層が追加されました。昨年、6月議会で一般質問したところ、接種率については統計をとっていないとの答弁があったので、今回、第3期、第4期の接種率についてお伺いします。

また、今後の接種率が低いと麻疹の流行というのは抑えられない、効果を有効に発揮できないのではないかという指摘もございますので、今後の対策についてお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 坂田議員に答弁させていただきます。

麻疹が10代、20代に流行したわけは、かつては小児のうちに麻疹に感染し、自然に免疫を獲得するのが通常でしたが、麻疹ワクチンの接種率の向上により自然に感染する人は少なくなってきております。その上、10代、20代の人たちの中には、今まで予防接種を受けていない方がおります。これらのことなどが原因で麻疹が大流行したわけであり、昨年度に続き、今年度も中学生から高校生までのワクチン接種の予算を620万円ほど予算措置をいたしました。

接種率、対応等につきましては、健康福祉課長をして補足説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町の平成20年度の接種率についてお答えいたします。吉岡町では、麻疹・風疹の混合ワクチンの接種を行っております。3期ですが、中学1年生が対象で、対象者209名中197名が接種しております。率では94.26%。厚生労働省の目標数値95%に極めて近い数字になっております。第4期につきましては、高校3年生が対象でございます。対象者203名中、接種者185名で、接種率91.59%です。

今後の対策といたしましては、中学校での集団接種について医師会と相談をしているところではありますが、個人接種、これは個人でお医者さんに出向いて接種することですが、でもこのような高い接種率でありますので、こうした方法でさらに接種率の向上が図れるよう、検討していきたいと思います。以上で町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） どうも新聞報道によると、群馬県内の接種率というのは非常に悪いというような報道がなされておりました。中では集団接種をやっている、これは人口の少ない村だと思えますけれども、そういうところにおいては100%というような状況だったと記憶しております。

これからも接種率向上をお願いしたいところではありますけれども、やっぱりその中でも例えば学校での集団接種というのが望ましいのではないかと思いますけれども、個人接種でもこんなに高い、特に18歳の接種率、第4期の接種率というのがこれだけ高いとは私も予想、もう少し低いのかなと思っていましたところ、よほど関心が高いのか、接種率がよかったです。あと5%ぐらい、中には副反応というものを嫌がって接種されない方というのもしらっしゃると思えますけれども、向上に努めていただきたいと思います。

では、3の基本健診についてお尋ねします。平成20年度から、40歳以上の者を対象とした基本健診が医療制度改革により特定健康診査となりました。受診率や指導率など目標に達しないペナルティーとして、保険者は後期高齢者医療制度の支援金などの上乘せを求められる、メタボリック症候群に着目したこの健診は生活習慣病の予防と医療費抑制を目標として始まり、医療保険者が実施義務を負うものであると。メタボリック症候群について非常に関心が高いと考えられますが、従前の基本健診と平成20年から始まった特定健診の推移についてお伺いいたします。

また、受診率の目標値が定められているようでございますが、目標値に達したのか。目標に達しない場合、ペナルティーを科されるようでございますけれども、吉岡町にどんな影響があるのかお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 基本健診について答弁させていただきます。

40歳以上の男性では2人に1人、女性では5人に1人がメタボリックシンドロームと言われております。こうした方が、生活習慣病の中でも特に心疾患、脳血管疾患の発症が重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの予備軍と言われております。こうしたメタボリックシンドロームに着目した特定の健康診査が平成20年度より開始い

たしました。

受診率や今後の対応については、健康福祉課長をして補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

まず、受診率についてですが、平成19年度までの基本健康診査でございますが、対象者は40歳から70歳までの方の集団健診をした結果でございます。平成17年度が42.1%、18年度が38.1%、19年度が6,237名中2,103名で33.7%でした。年々、受診率の減少が見られました。

平成20年度から始まった国保の特定健診ですが、対象者は40歳から74歳です。被保険者数3,465名中1,268名で、受診率は36.59%でございます。平成20年3月に決めました吉岡町特定健康診査等実施計画による平成20年度の目標値は45%でございます。目標値より8.4%下回っておりますが、県下の平均値、確定値ではございませんが、それよりも少し上回っているような状況でございます。

指導率ですが、特定健診の受診者1,268名中、指導対象者112名ですが、うち保健センターにおいて指導を受けている方は27名であります。指導率は24.1%になります。そのほかに、保健センターの職員が訪問指導した方が40名おります。

また、目標に達しない場合は後期高齢者医療制度の支援金などの増額が求められるかということですが、特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きを厚生労働省が定めておりますが、最大で10%の加算、減額が決められておりますが、平成22年度に評価の方法が決まり、平成25年度から実施したいとっております。いずれにいたしましても、県の平均値に近い数値でありますから、吉岡町だけが大きなペナルティーに該当するようなことはないと考えております。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） 今、大変受診率が低いという答弁をいただきましたけれども、その原因は、わかる範囲でいいので、お答えいただければと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 以前から、町民全体の基本健康診査でも17年度から年々受診率が減少しているというようなことを説明させていただいたわけなんですけど、わかる範囲内でということで議員さんからの質問だったんですけど、きのうも保健師とも相談したんですけど、

特に思い当たることは、ということだったんですが、お勤めの方等がふえておりまして、受けていただく時間とかなかなかとれないのかなという推測であります。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） この受診率向上に積極的に取り組んでいる自治体においては、深夜の受診であるとか、土曜日曜における健康診査の受診などを実施しているようでありますけれども、吉岡町としてはそんなことは行っているのでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 健診の関係ですが、正確なことは後でご連絡させていただきたいと申します。済みません。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 今、受診率が低いその理由というのが、勤めに出ている方が多くて時間ととれないのではなかろうかということでもありますので、もしそういった対応がとられていないのであれば、なるべく遅くまで健診をすとか、土日に健診をすとか、そういった努力を行っていただきたいと思えます。

それでは、4番、読書活動推進に関する施策についてを質問いたします。

まず、学校図書についてを質問いたします。平成16年に公表されたOECD生徒の学習到達度調査により、我が国の子供たちの読解力が低下傾向にあることが示されました。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになりました。読書習慣がある子供ほど読解力にすぐれている傾向があることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌も含めた幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されているところであります。また、読む力は書く力や考える力にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取り組みとあわせた活動の重要性も指摘されているところであります。

平成16年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと（第5号）が新たに規定されたところであります。

また、子供たちの読解力向上が課題とされる中、平成20年度の学習指導要領の改定においても各教科における言語能力を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされているところであります。

これらの新しい教育基本法、学校教育法、指導要領等を踏まえ、学校における子供の読

書活動の推進を図ることが必要であると考えます。思うに、子供の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子供の知的活動を増進し、さまざまな興味関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備充実させていくことが必要であると考えるところであります。また、各教科、特別活動などで多様な教育活動を展開してくためにも情報が古くなった図書等の更新を行いつつ、学校図書館資料を充実していくことが求められていると思うところであります。

そこで、蔵書の充実について、基準財政需要額に対する予算措置について、また学校図書館図書基準を満たしているのかどうかについてお伺いしたいと思います。また、こうした蔵書整備について司書教諭、学校司書についての取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、あるいは他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味関心にこたえる図書の整備等が必要であると考えます。

文部科学省によりますと、平成18年3月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は47.8%であり、そのうち校内LANに接続している学校図書館は54.8%となっております。また、平成18年5月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で37.6%、中学校で38.5%であるそうでございます。学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については従来から整備が進められており、学校図書館への効果的な配置を進めるべきものと考えます。

また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等、学校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外のさまざまな情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるべきであると考えます。学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より整備を進めるべきであると考えるところでございます。

平成19年3月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は35%であるそうでございますけれども、これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館との連携を通じて学校図書館資料の共同利用や学校を超えた相互利用の促進、普及を図ることが必要であると考えますが、町の取り組みについてお伺いしたいと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 学校図書について答弁させていただきます。

平成13年12月に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律では、基本理念として、子供の読書活動は子供が将来人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものとされており、読書活動を推進することは大変重要だと考えております。

学校における対応については、教育長及び事務局長から補足答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） 学校図書館についてのお尋ねでございますけれども、私の方から各学校の基本方針をちょっと申し上げまして、その後、具体の詳細につきましては事務局長からご説明申し上げたいと思います。

読書活動の推進につきましては、先ほど町長の答弁のとおりでございます。これを大いに推進する必要があるという考え方でありますけれども、特に明治小学校、駒寄小学校、朝読書あるいは読み聞かせを非常に多く取り入れているということで、読書好きな子を育てるということを大きな目標としているところでございます。

また、吉岡中学校におきましても、生徒の望ましい基本的な姿として五つを掲げているんですけれども、そのうちの一つがこつこつ努力し続ける生徒というのがありまして、それを育成するために毎日の朝読書を充実するというのを掲げておるところでございます。3校とも大変力を入れていると聞いております。その結果、図書館の利用もかなり盛んになっているところでございます。

それらのことにつきまして、これから事務局長から具体的な状況を申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、教育長の答弁を補足させていただきたいと思います。

まず、学校図書についてでございますが、明治小学校の蔵書数は1万2,529冊と、国の基準であります1万1,160冊を、駒寄小学校におきましては1万3,460冊と、国の基準1万1,360冊を満足しているところでございます。同じく吉岡中学校につきましても2万8冊と、国の基準であります1万3,600冊を十分に満足しているところでございます。

また、図書の購入費状況でございますが、明治小学校においては85万1,508円、駒寄小学校については108万8,612円、吉岡中学校につきましては167万713円と標準財政需要額を十分上回っている額であります。

平成20年度図書の購入見込み額でございますが、明治小学校では86万1,000円、駒寄小学校110万2,976円、吉岡中学校168万8,354円となっております。

1人当たりでございますが、小学校が1人当たり1,500円、中学校では1,900円を平成21年度も予算措置をして購入をしているところでございます。

また、各学校におきましては、図書館司書の先生はもちろんでございますが、図書補助の職員を町費として雇い、1日4時間を限度に図書の貸し出しを初め、図書の管理や読書活動の支援として行っているところでございます。学校図書は各校とも図書管理システムを活用し、蔵書の管理、貸し出しの記録及び児童生徒の読書の様子等整理されているところでございます。

読書離れが叫ばれる一方で、学校では読書活動の推進の取り組みといたしまして、各学校とも授業開始前の15分程度を利用した朝読書の時間を設けております。本に親しみ、進んで読める子を目標に、子供たちの読書の習慣化を身につけようを目指し、また同時に気持ちを落ちつけさせてから学習に向かう準備としての効果も期待しているところで、その効果は大きいと聞いております。

さらに、読み聞かせボランティアわらべの会による読み聞かせは、小学校の各クラス、学期1回の年間3回程度、中学校においては年間一、二回程度、小説、童話、詩、紙芝居の民話の朗読の機会を与えているところでございます。これは、読み物の選択の幅を広げる契機になっているところでございます。

お尋ねの学校におけるネットワーク化、図書館のデータベース化でございますが、吉岡町3校におきましては、図書館内のデータベースはもちろんのこと進んでおりますけれども、校内LAN等を利用した接続等については今のところまだ進んでおられない状況でございます。今後さらに研究をし、幅広く活用できるような方策を考えてまいりたいと思っております。

今後とも、児童生徒の発達段階で社会情勢を的確に把握して図書の選定を考慮し、学校としての一層の充実を図っていきたいと考えております。

以上、教育長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） それでは、続きまして吉岡町図書館について質問いたしたいと思っております。

限られた財政条件のもとですべての分野を網羅した蔵書というのはなかなか難しいと考えるところでございますけれども、吉岡町図書館の図書の選定基準、そしてもう1点、周辺市町村との協力体制をとれないか。これはどういうことかと申しますと、大体公立図書館というものはその地域の住民あるいはその地域に通勤通学している者が貸出カードをつくれるわけでありましてけれども、例えば私は、例を挙げて申しわけないんですけども、渋川市には通勤も通学もしていないもので、貸出カードをつくれないうような状況でござい

ます。限られた財政の中で各自治体が協力し合っているいろいろな本を共有し合えるような体制づくりというのを進めるべきであると考えますけれども、その取り組みについて町はどのようにお考えか、お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 2番目の同法による地方自治法業務として基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する施策を策定しております。このようなことから、吉岡町においても町の図書館や学校図書館の充実に努めておりますが、それぞれの関係者が資料の有効な活用を図りながら子供の読書活動の推進に取り組んでいるところでもあります。

具体的な活動や図書館の状況については、教育長及び事務局長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 吉岡町の図書館についてお答えいたしますが、図書館というのは住民の身近にあって人々の学習に必要な図書や資料を収集整理し、提供する施設でございます。おかげさまで、年々町の図書館も所蔵資料の充実が図られてきておるところでございますが、蔵書の約38%が児童図書ということが一つの特徴でございます。こうした特徴も生かしながら、しかしまた幅広くいろいろな地域住民の学習活動を支援するという役割も果たしてまいりたいと考えておりまして、議員のご指摘になっておられます相互の協力関係も非常に大事であろうかと思っております。

その関連につきまして、具体的には事務局長からご説明申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 次にお尋ねの吉岡町図書館についてでございますが、吉岡町図書館は平成8年の開館以来、町内はもちろん、近隣の住民から広く利用されているところでございます。平成20年度末の蔵書数は6万8,427冊でありまして、利用状況は年間開館日276日、利用総人数10万2,671人、貸出人数は5万877人で、1日の平均利用人数は372人、貸出冊数は675冊で、貸出総点数は18万6,273冊となっているところでございます。

吉岡町図書館の利用登録者人数でございますが、平成20年度末現在1万5,942人で、そのうち町内の登録者が全体の63.9%を占め、続いて渋川、榛東村等27.2%、その他前橋市、高崎市となっております。

吉岡町図書館は、県内の図書館の中でも非常に利用率のよい図書館と位置づけられてい

るところでございます。また、お尋ねの図書の選奨に当たってでございますが、選奨基準を遵守し、新刊案内や話題性、リクエスト状況を参考にしつつ、しかも偏りのないように購入をしているところでございます。

また、群馬県立図書館を中心とした相互貸借、これは図書館同士の資料の貸し借りでございますが、これによりまして昨年度は他館より借りた冊数213冊、他館へ貸し出した冊数103冊となっております。図書館の相互のネットワークを図っているところでございます。

また、その他の図書館事業でございますが、幼児を対象としたブックスタート、児童を対象とした子どもスタンプラリー、読書感想画展などの事業のほか、毎週土曜日ボランティア団体わらべの会によるお話の会、さらに小学生体験の1日図書館員、さらにブックリサイクル等を企画し、実施しているところでございます。

今後さらに図書記録視聴覚資料など、他の図書館と連携し、資料情報の提供に努めるとともに、図書館利用者の交流も図りながら新たな利用の拡大に努め、読書活動を推進していきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） では、最後に税金・公共料金の納付について、コンビニエンスストアで納付できないかについて、簡単でよろしいので町の方針についてお答えいただければと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 公共料金の納付について、コンビニ等で納付できないかということで答弁させていただきます。

税金・公共料金の納付について、コンビニで納めることができないかというご質問ですが、現在町の税金等、公共料金等の一般的なもので上下水道料金がありますが、これらの納付は現金による役場及び指定金融機関での納付と口座振替による納付の二つの方法があります。

ご質問の町民の皆様の利便性、多様な納付制度という面でのメリットはあろうかと思えます。ただ、コンビニ納付を取り入れる場合、メリットだけではなく、デメリットも当然あるかと思っております。現在の納付制度と比較等を行い、研究していきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。
- 議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、坂田一広議員の一般質問が終わりました。

続いて、2番小池春雄議員を指名いたします。

〔2番 小池春雄君登壇〕

- 2 番（小池春雄君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、先ほど南雲議員からも質問がありました。ダブるところもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、ポートピア、競艇場外舟券売り場設置計画に対する町長、教育長の基本的な見解を問うものであります。

吉岡町駒寄スマートインター北西に、戸田競艇の場外舟券売り場、ポートピア岡部、施設会社ビューションパークが進出を計画しております。去る3月議会でも2人の議員がさまざまな角度から質問があったところであります。そしてまた、本日あったところでありますけれども、私は基本的に公営ギャンブルに対して賛成はしかねる考えであります。町長としてあの地域に公営ギャンブル場ができることに対する懸念はないのか。地権者あるいは近隣自治会が仮に賛成の立場だとしても、町の考え方が違えば設置はできません。

インター周辺地域の開発は今後とも進むものと考えられますけれども、町長はこれまで優良企業の誘致ということをおっしゃっていましたが、私は決して優良企業とは思いません。議会の視察でも見てきましたが、いずれも人家から離れ、これから開発がされるような場所ではありませんでした。吉岡町のある周辺は今後町の一等地になり得る場所であると考えられます。ギャンブル誘致のために道をあけたのではありません。

総合的に考え、決断をしなければならぬと思っておりますが、あの場所が町の将来構想の中でギャンブル場でよいのか、また公営ギャンブルに対し、町民に対する悪影響に対してはどのように考えているのかをあわせて伺うものであります。

- 議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

- 町 長（石関 昭君） 小池春雄議員に答弁させていただきます。ポートピア設置に関して、町長としての基本的な考えを聞きたいとのご質問にお答えいたします。

まず、現時点では私の考えは全く白紙の状態とお答えいたします。庁内には管理職全員で組織し、諸課題の政策調整を行う庁議がございますが、ここでもポートピアに関してはまだ十分検討が行われているわけではありません。庁内の方向も定まらない中で軽々しくお答えする状況ではないと思っております。また、町が誘致しているものでもありません。

今後の推移を見ながら、町の将来における土地利用計画への影響及び設置後における周辺環境の変化、予測など、さらに設置されている市町村の状況等を参考に調査することや、

その他必要と思われる調査を十分に行った上で結論を出したいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 確かに町長の言われたとおりで、町が誘致をしたものではなくて、相手から申請があって、ここにつくりたいということで今進んでいるということは私も十分に承知しているところでありますけれども、それについてあの場所というのを見たときに、果たしてあそこに行けることが町にとってはプラスであろうかどうであろうかということで、当然のことながらまずは地権者の同意が得られるか、そして地域住民の同意が得られるかというのがあります。そして、町の考えがどうか、そしてまた議会に反対がないかという、この条件がそろって初めてこれができるかできないかということが決するわけです。ですから、決してこれは町長ばかりに町の考えはどうかというのを迫るものではなくて、これは同時にまた私たち議会にも同じことが突きつけられているんだということを私たちも自覚をしているところでありますけれども、そういう中におきまして、先ほど言いましたけれども、町長からもありましたけれども、決して町が誘致をしたわけではない。しかし、あそここの場所というのはこれからの吉岡町の発展というものを考えたときには大変重要な場所として位置づけがされる。そして、そこにポートピアができたということになると、これまでの吉岡町の計画とはまた違う方向に展開をしかねないというおそれがあるわけでありまして。

そういう中において、相手様が申請してくるんだからこちらは受け身しかないんだという考え方もあるでしょうけれども、果たして公営ギャンブルというものが町長の肌合っているかわらないか、それは別として、わからないんですけれども、いろんな考え方がありまして、そういうものはその中の売り上げの1%が入るんだから大いに結構だという考えもあれば、やはりギャンブルでまちおこしはできないという考えも一方であるわけですね。

そういう中で判断が迫られるわけなんですけれども、そういうものをトータルで見たときに、正式な申請は来ていないわけなんですけれども、トータルでいろんなことを考えたときにそういうものが吉岡町にとってふさわしいのか、それともふさわしくないのかということもまだ今の段階では町長は調査をしてみないと答えられる段階でないというふうに理解をしてよろしいでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） そのとおりでございます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） これからこの問題が進んできますと、さまざまな形でまた各方面からいろんな意見が上がってくるのだと思いますけれども、では続きまして教育長にお尋ねをします。

教育長に対しましては、日ごろ青少年の健全育成などに関し、さまざまな形で取り組まれていることと思われまふ。特に、勤労の大切さは教育の中心に位置づけられる大事な一つであると思っておりますし、またこれまでの教育長の答弁としてもありました。労せずして一獲千金をねらう考え方に対し、教育長の立場としてどう思うのか。また、児童生徒の通学の安全治安の問題などもさまざまありますけれども、これらをどうとらえているのか。吉岡町教育長としてギャンブルに対する認識、見解をあわせてお伺いをするものであります。

先ほど、南雲議員の質問で、こんなことで教育委員会としてはさほど問題がないかととらえていいのかという感じの質問でしたけれども、それについて、私はまさか「はい」とは答えないと思ったらやっぱり「はい」とは答えませんでしたけれども、さまざまな問題があつて苦慮する部分があるんだと思いますけれども、最初の質問に戻りますけれども、教育長という立場でギャンブルというものをどうとらえているのかということをまずお尋ねをします。

議 長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） ギャンブルというものをどういうふうにとらえているかというのは大変難しいご質問であります。ギャンブルというのはどういうものなのかという、この辺の定義も実は私もよくわかりません。ただ、一般的にギャンブルという言葉は使わないようであります。賭博というんですかね、これは刑法で禁じられているということは理解しているつもりでございますけれども。

そうしたことの中で、いわゆる今話題になっている公営ギャンブル、公営競技と正式には言うようすけれども、これらについては一定の条件、教育上あるいは衛生上とか、さまざまな厳しい条件が課せられる中で、しかも地域住民や議会や自治体の同意だとかいろんな条件がつくわけですけれども、そういうもののケース論として法令の中では認められることがあるし、現にそれは幾つか存在しているということがおっしゃるところのギャンブルなのかと。

ですから、非常に言葉の定義は難しいんですけれども、問題を公営ギャンブルということに整理させてもらえれば、一定の条件下で法令に許された範囲で条件が満たされれば設置することができる、そしてそれがあつると、そういうような認識でございます。

じゃあ、それでどうなんだいというお話だと思うんですが、労せずして一獲千金をねらうという考え方はどうなんだということでございますけれども、これは基本的に、きょう午前中の南雲議員さんのご質問、また3月議会での宿谷議員さんからもお尋ねいただいているところでお答えしたことと同じになるわけですが、やっぱり教育の目的ということに照らしまして、世の中に出るの大事な資質として勤労を重んじるという資質は非常に大事なことなのでありまして、そうしたことを学校教育においても家庭教育においても社会教育においてもこれは進めなければならないだろうと、これは法律で決まっているわけがありますから、したがってそういうことに支障が生ずるようなことがあればこれは問題だろうし、こういう施設があるということにはそういった条件というものがどういうふうに関係しているのかということになるのかなと思っております。

そのような意味で、十分な状況というものを調査検討する中で、さまざまな地域の、あるいは関係者の、あるいは議会やそういったところのご意見等が集約された中で判断されるべきことではないかなと考えているところでございます。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 教育長、どうも歯切れが悪いんですけども、決して教育長という立場からも傍観者ではないんですよ、教育長。先ほど言いました教育の基本の中に、特に勤労の大切さ、大事さ、こういうことを教育というのは教えるわけでしょう。勤労、額に汗して一生懸命働くということが大事なんだと。そのことによって人間というのは生きる基本ですよ。そういうことを教える。それからすると、ギャンブルでなければ、仮にこれが賭博行為だと、本来これは個人がやれば犯罪だけれども公が主催になれば、胴元が公なら問題ないんだというような解釈自体が私は間違っていると思うんですけども、それは賭博行為というのは胴元がどこであれ、自治体であれ個人であれ、それはやっぱりよくないんだと私は思いますよ。

そういう中で、やっぱり教育長という立場で学校教育とは何ぞやという中で、その中の総責任者としてこの人がいいかげんなことを言っていれば教育全体がぐらつく話ですからね。そういう中において、今こういうポートピアの問題がこの町で浮上してきたというときに、やはり教育の見地から決して好ましいと思わないという回答が私は教育長の良識からして出てくるのかと思ったら、それが何かどこをつかんだらいいのか、つかみどころのないようなタコみたいなぬるぬるしたような話をしているので、そうではなくて、やっぱり勤労の大切さというものを、これが社会の基本にあるんだということで。でも、自分はそういう考えでも、いろんな力関係でそのままできてしまうことはやむを得ないのかもしれないけれども、少なくとも教育長として私はこういう考えだということがあってしかる

べきだと思うんですけども、吉岡町民の前にこのポートピア、正式に言えば競艇の場外舟券売り場ができるということに対して、これができるらしいけれども、教育長コメント下さいと、あなたはどう思いますかといったときに、これはやっぱり責任ある立場の人が傍観者のようなことを言ってはだめですよ。私は吉岡町の教育長としてそういうものについてはこういう考えを持っていますというふうにはっきり言うべきだと思うんですけども、さあ、もう一度答えてください。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 勤労を重んずる精神を養うと、勤労というものを大事にする態度を養うということは大きな教育の目標であると、これは動かせない事実でありますから、一生懸命取り組んでいくということであります。そして、そういうことに対して世の中に出て生活すると、社会人としてやっていくわけです。そこで得たお金の使い方なんですね、これは。そういう側面もあるだろうと。余暇にいわゆる公営競技を楽しむと。こういったことで一定の法律的な枠の中で場所としては許されている場合もあると。

今、お伺いしているのは、一般的な話として受けているわけなんですけれども、具体的に吉岡町にポートピアという形で進出する事業があるということになりますと、これは地域の諸状況にのっとり、さまざまな調査、研究を重ねる中でさまざまな意見も集約される中でそれは決めていただくほかはないだろうと、私はそう思っておるわけでありまして。そういう趣旨でお答え申し上げてきたということでありまして。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） それじゃやっぱり教育長は傍観者なんですよ。そういう回答が傍観者なんですよ。というふうに私は思います。

この前、私も確認しましたがけれども、神宮議員が散居住宅で有名な富山県の砺波市に同じものができるということがあったときに、これは議会を挙げて反対の決議をしたということで、これは中止になったと。やっぱりその中で言っていることというのは、ギャンブルではまちおこしもできないと。そして、今言った、大きなことなんですよ。当然、治安とかそういうことも問題でありますけれども、勤労の意欲をそいだり、そういうものとは町の考えとして相入れないんだということで反対の決議がされたわけなんですよ。

だから、しっかりしていないと、これから私はまたどういう動きがあるかわかりませんが、また大きな動きになってきて、またこういうことがPTAとかそういう中で反対運動が起きてきたときに、教育長、そういうあいまいなことを言うと教育長が果たしてあの人は受け入れに賛成なんじゃないかなと誤解されかねないですからね。

やっぱりそういう中で、議会で行った鴻巣と岩間とか笠間なんていうところは確かにできましたよ。しかし、吉岡町はああいう場所ではないんですよ。全く、新しく高速が入ってインターができたけれども、そこに近いけれども、山の中だとか本当に人家から外れている場所なんですよ。本当にそういう影響のないような場所なんですよ。でも、今回は町の開発されよう、また学校にも割に近い、通学にも近いという場所なんですね。だから、今まであった条件とはまた随分違うと思うんですよ。

そういうものが来ようとしているときに、やはり当事者として、それは当然教育長ばかりではありませんが、議会にも同じことが突きつけられるんですけども、そういう中で一番大事なことはそれぞれの考えがばらばらになってしまうのではなくて、一つにまとまるということが大事だと思うので、もし自分の思っている方向と全く違う方向に動いた場合また教育長としての責任も問われかねないという状況も出てくる可能性もありますので、やはり教育長として、先ほど言いました、これまでも教育長が言っています教育の基本という中にありまして、勤労の大切さというものを教えていくんだと。やっぱり一獲千金をねらうという考え方もあるでしょうけれども、みんなして一獲千金をねらおうと考えるんだったら、その国は生産なんてないんですからね。そういうふうに言えば、やっぱり決していいことではないんだと考えた方がいいと思うんですよ。

確かに法的には認められていますよ、公営ギャンブルというのは。でも、個人がやったらこれは賭博行為ですからね。犯罪なんですよ。個人がやるか公営がやるかだけでこれだけ違ってしまいうけですから、それ以上言っても仕方ありませんけれども、いずれこれは正式な申請が出てきたときには、当然教育委員会は教育委員会としての考えというものを問われる時期が来ます。教育委員会に限らず、町長にも議会にも問われます。そういう中でもかなめのポジションにあります教育長として、その結果がどう動いても、あのときの教育長は立派でしたよと言われるような態度をとってほしいと思うんですけども、その部分での教育長の決意だけをお伺いしておきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 具体的な吉岡町へのポートピアの進出という、この問題があるわけですね。内容的にはよくわかりません、今のところ。そういう問題を目の前にしているわけでありますから、より慎重に考えなければならぬだろうと私は思っております。傍観者であってはいけないと、これはそうでしょうね。教育長という立場ですから、やっぱりこれは真剣に考えなくてはならないし、そのための必要な調査研究というものはないとしないし、いろんな庁内の議論もあろうと思いますけれども、そうしたことも踏まえる中で考えていきたいと思っております。ただ、今のところは、それ以上申し上げる材料はないというこ

とで申し上げたわけでありませう。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 続きまして、2番目の問題でありますけれども、雇用破壊問題に対し、町長の見解を問うものであります。

先日の総務常任委員会でも少し触れさせていただきましたけれども、昨年のサブプライムローンに端を発した経済危機は我が国も直接影響を受け、派遣切りに始まり、正規社員までもが解雇されるなど、雇用破壊が社会問題となっております。吉岡町の企業ではそれほど問題はなかったというような話でしたけれども、町に住む人たちの問題もあるかと思ひます。調査はしていないという話でしたので、なかなかそれから先に進めないんですけれども、有効求人倍率も0.5%を切っている状況にあります。現実問題として生活に困っている実態があると思ひます。緊急雇用創出事業基金3,000億円が今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金と一緒に追加をされました。町は直接県にも申請し、直接雇用ができる制度です。このように大きな社会問題になっている今日でありますけれども、今回これは町はその角度での申請はしませんでしたけれども、税金、雇用あるいは就学援助のための相談窓口などを開いて、そしてこれら、今のこの状況の中でこの派遣切り等、また解雇に遭った人、そういう人のために相談窓口の開設をしてはどうかと思ひますけれども、これらについての回答をお願いしたいと思ひます。

そして特に、吉岡町にも、当然これは国の制度ですから、就学援助制度というのがありますけれども、これの周知徹底をぜひとも図っていただきたい。これは今まで、先日教育委員会のおきまして教育長と話をさせてもらったんですけれども、申請はどのようにしていますかと言ったら、学校に申し出てもらって、説明会のときにそういうお話をしていると、そして書類もお渡ししているということで、近隣市町村から比べると吉岡町というのは本当に丁寧にやっているのだなという感触を得ました。その部分では大変結構なことだと思ひますけれども、この制度もこういうときだからこそ特に必要になるのではないかなと思ひますので、こんな時期だからこそまた改めてこれの啓蒙をしていただきたいというのが1点でありますし、その中でまたこの就学援助制度に町が独自の何かの上乗せをするべきだと思ひます。それぞれの市町村でこういう家庭に対してはわずかなことなんですけれども、かばんを買い与えたり、眼鏡をかうとか、それとかコンタクトレンズなども就学援助の中で上乗せをしていると、さまざまな市町村によってそういう事例があるようなんですけれども、今ある制度に町が独自でもう少し何か上乗せ制度を考えるべきだと思ひますけれども、これについて、お金のことになると町長ですので、ぜひその辺の見解を町長にお尋ねしたいと思ひます。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池春雄議員の質問に対してお答えいたします。

現在の世界的な金融危機、景気の悪化による派遣切り、非正規雇用リストラ等、雇用情勢は極めて深刻な状況でございます。いまだかつてない雇用不安が叫ばれている状況の中で、今後安定的な雇用の確保が望まれるところでもあります。

さて、雇用破壊問題につきましては町内の実態調査はしたか、また失業による生活苦に対し援助体制は考えているのかとのご質問ですが、町では吉岡町商工会に委託推進事業として職業無料紹介事業を行っております。中でも商工会の経営指導員による会員企業の訪問による企業情報を集めた結果、雇用の拡大に努めて成果を上げてくださっております。

詳細につきましては、産業建設課長をして補足答弁させます。また、就学援助制度につきましては、教育長及び局長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、先ほどの答弁にありました吉岡町商工会に委託推進事業として行っています職業無料紹介事業についての補足説明をさせていただきます。

本事業は、地域に密着しました雇用対策を意図とした事業でございます。求人情報誌を毎月発行いたしまして、随時求人求職の受け付けあっせん紹介、さらに求職者への求人情報の提供を行っております。また、ハローワーク渋川と提携し、月に一、二回の求人の情報もいただいております。

以上、雑駁ではありますが、吉岡町商工会に委託推進事業として行っております職業無料紹介事業についての町長の補足説明をさせていただきました。

議 長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教 育 長（佐藤武男君） それでは、就学援助制度について補足答弁をさせていただきます。

ご質問の就学援助制度についてでありますけれども、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を援助するものでございます。援助を希望する保護者の申請に基づきまして、教育委員会が認定しております。

認定を受けられるのは、一つには児童生徒の保護者が生活保護を受給している場合であって、保護を受けていないが保護を必要とする状態にある場合も含むということでございます。また、児童生徒の保護者が生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる場合、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる場合、あるいは学用品、通学用品等不自由している児童生徒で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる場合など

でございます。

教育委員会では、申請に基づきまして収入や家族の状況、また必要に応じて校長等の意見を参考に審査をしているわけでございます。この制度の具体的なことにつきましては、事務局長から補足答弁をさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 小池議員さんがお尋ねの就学援助費についてですけれども、吉岡町の周知方法並びに支援の実績について補足答弁をさせていただきます。

まず、周知の方法ですけれども、例年、全戸配布の広報よしおか、昨年度は1月号でございましたが、この1月号に申請受け付けのお知らせを掲載しています。また、在校生には全校児童生徒にお知らせ版を配布し、周知徹底を図っているところです。なお、新入学生につきましては、入学通知を送付する際にお知らせ版を同封し、制度をお知らせしているところでございます。

申請を希望される方は、学校を通じ、交付申請書を提出することになります。就学援助費交付申請があった場合、教育委員会が審査し、判定をすることになります。平成21年度の申請件数は31名、23世帯でした。また、平成20年度は35名、26世帯の申請がございました。また、申請件数に対する支援を認定した件数でございますが、平成21年度は23名、17世帯に、平成20年度は同じく23名、17世帯に支援を認定したところでございます。

また、審査の判定は交付申請書に記載されております家族の状況や収入の状況を見きわめて認定をしているところです。収入に関しては、1カ月当たりの生活援助基準額及び住宅教育基準額の合計とした最低生活認定額を算出し、1カ月当たりの収入額との差を比較するとともに、家庭の生活状況など諸事情を勘案して審査をしているところです。

今年度認定になったもののうち、今年度からは母子加算額がなくなったということをお慮いたしまして、平成21年度の最低生活認定額に対する1カ月当たりの収入額との差、この倍率を本年度認定したものを最大約1.3倍程度となっております。こういった差をこれからどの程度まで引き上げられるかということのお尋ねだと思いますが、家庭状況等、総合的に勘案し、教育委員会で検討していきたいと考えております。

また、いつこの生活援助費を支払ったかでございますが、就学援助費の支払いですが、学用品費、校外活動費、新入学用品及び修学旅行、学校給食費の援助でございますが、平成20年度では小学生13名、中学生10名に対しまして総額185万1,987円で、1人当たり平均にいたしますと小学生は五、六万円程度、中学生になりますと10万円程度でございました。これを各学期の3回に指定された口座に振り込んでいるところでござ

います。

以上、補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） 実態はわかりました。要するに、私が聞きたいのはこういう今の雇用破壊と言われるようなときで今まで仕事につけた人が突然仕事を失うということになると、まずそのしわ寄せを受けるのが子供ですよ。そういう方がいても、この制度というのは多くの人が等しく知っているわけではありませんから。だから、こういうときには少なくともこういう制度がありますということを、確かに年に1度はやっているんですけども、関係のないときなども見落としてしまいますから、こういう制度がありますと、じゃあその制度があるけれども、その制度はうちには当てはまるのか当てはまらないのかわかりませんよね。そういうこともありますから、時期の途中でやっぱり何らかの形でこういう制度があるということを知らしめる必要があるかと思えます。

今言われたように、100年に一度の経済危機と言われているわけでありますから、いつもと違うんですから、例年でしたら年に1回でもいいんですけれども、こういう時期でもありますから、こういう機会を何らかの形で啓蒙を図るべきだということがまず1点ありますので、ぜひそれを考えていただきたい。

それと、いろいろ先ほど事務局長が話していましたが、それぞれの自治体によりまして国が決まった部分の上にまた自治体がそれぞれ上乘せをしている部分というのがあるんですよ。これはそれぞれの市町村の裁量でありますから、そのこともぜひ考えていただきたいというのと、私ここに申請書を持っておりますけれども、前回も話をさせていただきましたけれども、この申請のときに民生委員さんというのが入っているんですけれども、これは2005年度から就学援助の認定に際して全国の自治体で広くこれが行われているんですけれども、民生委員から今まで助言を求めることができるというのがあったものですから、民生委員からの助言を求めておりましたけれども、これが条例が変わりまして、その部分が削除になったわけですね。民生委員の助言というのが必要なくなった、就学援助施行令から民生委員の助言を求めることができるという部分が削除されました。

何でこれが削除されたかという、この施行令を根拠に民生委員が就学援助の認定に介入することで、数多くの人権侵害が起きていたんだと。だから、これが施行令の中から、そういう実態があったものだからこれが施行令から外されました。ですから、今それないんです。ないんですけれども、まだ吉岡町の申請書にはその民生委員という項目が入っていますから、これは私はこの前も言いましたが削除すべきだと思っていますので、申請書類からそれは削除していただきたい。本文が消えたんですから。本文からわざわざ

消したんですから、施行令から。その確認をしていただきたい。その2点を今後においてどうしていくかという回答をいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 最初、民生委員さんの方からお話し申し上げますけれども、この制度は就学援助法に基づくものであったわけですが、ご指摘のように平成17年度から準要保護者に対する経費の補助については税源移譲を行った上で国の補助が廃止となったわけです。それにかかわって、この就学援助法の施行令の準要保護者に関する部分が削除になったと理解しているわけですが、その準要保護者に関する部分が削除という中に、削除された部分に民生委員の意見を求めることができるという規定もあって、それと一緒になくなったという理解をしているわけですが、児童生徒の生活状態を把握するには学校だけでも十分とは言えない場合もあり得ますので、より実用に即した認定にするために意見をお願いすることがあるとしているわけですが、民生委員さんが例えば証明書をつけて、あるいは印を押して提出するというようなことではございませんので、介入するという余地はないかなど。今までの経過の中でそう思っているわけですが、そんな意味で、よその市町村の例を見ましても、民生委員さんという言葉は入っておりますし、必要な人の意見を聞くことができるという形で進められておるのでございますので、その辺につきましてはそのようなことでご理解をいただければありがたいと思っております。

そのほかの年度途中でもということですが、いろんなケースによってご相談にお見えになる方、お問い合わせの方はあります。時に年間途中で追加認定ということもございます。学校等も家庭の状況というのをよく承知しておりますので、また校長会等で適切な対応については協議していきたいと思っております。そういうようなことで、今の世の中ですから、大変経済的にも苦しいご家庭が多いということはよくわかりますので、十分子供の学習に差し支えないように、いろいろ努めさせていただきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 教育長、就学援助制度についてのお知らせということで、保護者の皆様へという中で、保護者の申請に基づいてご家族の状況、学校長、民生委員の意見などをもとに吉岡町教育委員会は認定します、とあるんですよ。これがあったものですから、これが就学援助施行令から民生委員というのが削除されたんですよ。何で削除したかという、やっぱり生活保護だったら、それは民生委員さんの意見を聞くというふうになっているんですよ。これは生活保護ではないんですよ、就学援助制度というのは、生活保護だったら、

それはもう教育長が言うように、それはその人の生活状況を聞くということがありますよ。でもこれは本人が教育委員会に申請をするということですから、そしたら申請があったら今度は町は民生委員さんの意見も聞いて、教育委員会も一緒になって協議して決めますよという回答なんですよ、申請書がね。そうではないんですよ。これは民生委員さんが一緒になって決めることではないわけですよ。ですから、わざわざこれが2005年にそこは削除されたというのはそういう実態があったから、就学援助施行令からその部分が削除されたんですよ。にもかかわらず、これを残しておくのはおかしいですよ。だから、私は元の方から消えたんだから、これはもう町でそれを残しておくのはおかしいから、だからそれは外すべきだと。だから、ハードルを低くすることですよ。

そのために、今までそれがハードル、足かせになっていたからやっぱり数多くの人権侵害が起きたと、あったという事例があると、だからこれが抜けたんだということもあるんですよ。本条例からそれが抜けたんですから、吉岡町のこの就学援助制度についてのお知らせの中に民生委員の意見などをもとに吉岡町教育委員会が認定しますと。生活保護ならわかりますよ。就学援助はそうではないんだから、こういうのはやめた方がいいと言っているんですよ、あくまでも。それが今言ったように、またそういうふうにするということであつたら、私はあらゆる方法でやりますよ。住民監査請求とか何かやりますから。もう一度回答ください。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 先ほど申し上げましたように、私どもの理解は三位一体の改革によりまして、準要保護者の規定が削除されたということに伴って民生委員の条項もなくなったという理解なものですから、もともとこの認定というのは各市町村の判断によったものでありますけれども、国の方でも準要保護者に対する就学援助については地域の実情に応じた取り組みにゆだねることが適当ということで切りかえたわけですね。そういうことで、基本的に準要保護者の認定についての方法まで禁じたものではないと思っているんですね。それで今こういう形になってきているということでございます。

民生委員によるいろいろな介入があったということ自体は余りよく実は私理解できていないんですけれども、この認定の実態についてこれはよく見てみますけれども、より実情に即した認定のために必要であるとするとやっぱりお伺いするという余地は残させていただけばと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 教育長、だからこの吉岡町の就学援助制度について、こう書いてあるんで

すよ。保護者が申請に基づいてご家族の状況、学校長、民生委員の意見などをもとに吉岡町教育委員会は認定します、と。民生委員の意見などをもとに、と。それは確かに生活保護とかそういうので上がってくる場合はそうですよ。でも、そうではない部分って関係ないんですよ。要するに、うちはどうなのかと。ちょっと父ちゃんがリストラになってなかなか容易じゃないというので、大変かもしれないけれども、就学援助を申し込んだと。それまで民生委員さん、何で入る余地があるんですか。ケース・バイ・ケースでそういうことがあるかもしれませんが。でも、少なくとも全部は必要条件ではないでしょう。随分、教育長、頑固な人だね。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） そう頑固なわけではないんです。今、小池議員さんがおっしゃったことと最初ちょっと食い違いがあったかなと思いますけれども、全員について、申請された全児童生徒について民生委員さんの意見を全部細かくお聞きするというではないんですよ。申請のあった方々について、民生委員さんに、いろいろな状況を知っておられて、特にご意見があればお伺いするというようなことでございまして、全部が全部それをクリアしてその上でこっちが認定するんだというわけではありませんので、教育委員会としても一つの参考資料としていただくわけでありまして、時に一致しないこともあるんです。そういうこともご理解いただければありがたいなと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） そうではなくて、申請書が学校長、民生委員の意見などをもとに教育委員会が決めると。この人の意見がなかったら決まらないということなんですよ。それは生保とはまた別なので、生保の方はこれは該当しませんからね。生保を受ける場合にはそれは当然必要でしょう。でも、就学援助制度というのは生活保護とは違うんですから、この制度についてお知らせの中にこれは要らないと言っているんですよ、そもそも。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） ここの民生委員の意見などをもとにとなっているところが不適切だというお話なんですけれども、私どもで今申し上げたのはご意見などを聞くことも必要な場合があるという意味で申し上げたわけでありまして。そういうこともあるので、その辺の文書表現についてはどういうものが適切かということは検討させてもらいますけれども、そういうような意味だというふうにご理解いただければと思うんですけれども。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） だから、これが保護者の皆様へということで、これを保護者に出すわけだから、受け取った保護者というのがそんなに厄介なんだと、それはやっぱり就学援助を申請するのにあっちにもこっちにもみんないろんな人が知ることになるのかというふうになれば申請がなかなかしにくくなるから、なるべくそれは公的な人なら公的な人だけの中での判断ならまあ自分のことが知れずにできれば申請したいというのがあるわけですよ。そういう申請する人の立場に少し立ってそういうことをやってほしいということだけのことなんです。こういうことがハードルを高くしているんですよ。そんなことを言っていると時間なくなっちゃうから、後でまたこの件についてやりますから。よくこのことを検討してください。検討して返事するのが嫌いだから。返事する。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 返事するのが嫌だというのではなくて、今のお話はお伺いしましたので、検討させていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 続きまして、簡単に言いますけれども、福祉事業に対してこれまで多くの方が利用されるように要綱の見直しを求めてきたところですが、障害者1級の者とありますが、2級までにできないかと。そしてまた、70歳以上の高齢者のみ世帯とありますが、その家族があってもすべてがプラスの要因とは限らない、マイナスの要因もあるわけでありまして、今の条例というのはそういうことで構わず高齢者、そして70歳以上の高齢者というふうにしてはいますが、そして高齢者だけの世帯となっているんですよ。でも、世帯によれば高齢者もいて子供もいると。しかし、子供に身体に障害がある場合もあるわけですよ。その場合というのは、これはもうマイナス要因ですよ。だから、この人は対象にならないというのが今の制度なんですよ。そうではなくて、それはやっぱりもう少し運用を考えてほしいということなんですけれども、そこのところは考えられますか。町長いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員に答弁させていただきます。福祉タクシーのお答えだと思います。吉岡町の福祉タクシー事業については、関係のあった議会議員の皆様から要望がありまして、内容を検討して平成19年度から町の単独事業として事業を行ってまいりました。県下の事業の実施状況ですが、対象者の要件には多少の違いはありますが、市では全市、町

村では過半数の町村で実施しております。

なお、事業内容の詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、対象者ですが、障害者と満70歳以上の高齢者のみの世帯でございます。障害者は身体障害者適用の1級の方、児童福祉法の療育手帳のAの1及びAの2の方、精神障害者福祉手帳の1級の方が対象でございます。平成20年度の対象者と申請者数は、70歳以上のひとり暮らしの老人が242名です。70歳以上の世帯がおおむね500名ぐらいです。精神障害者が22名、知的障害者18名、身体障害者202名で、合計1,000名ぐらいが対象となると思います。利用者数は精神が1名、70歳以上の利用者が14名、合計15名です。利用実績は96回、1人当たり6.4回になります。基本料金の初乗りの料金は710円なんですけど、96回分で利用実績が6万8,140円でした。ちなみに、平成19年度は62回で4万2,890円でした。20年度に大きく増額した理由は、19年度から20年度にかけて70歳以上のひとり暮らし老人から老人世帯に範囲を拡大したためでございます。なお、事業の周知ですが、これからも広報よしおか等に掲載したり、民生児童委員さんの会議等で周知していきたいと思っております。

以上で町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、先ほども言いましたけれども、回答がありませんでしたけれども、このように最初から見ますと、70歳以上の高齢者のみの世帯ということでしたんですけども、それが70歳以上の単身世帯でなくてもいいんだと、夫婦の世帯でもいいんだということですけども、この中に、先ほども言いましたけれども、お子さんがいて、仮にお子さんが身体に障害があるという人でも、今ですと高齢者2人だけの世帯ではないということになって今はだめなんですよ。そうではなくて、こういう人でも可能だというふうに。簡単に言ってしまうと、その他町長が特に認める者だという1項が入れば私はいいと思うんですけども、その辺についての考えは町長いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員さんのいつもの攻めなんですけれども、これは19年度に始まったということでございます。そういった中におきまして、始めてまだ2年がたつたたないかということでございますが、これを私も見てみますと、今小池議員が言われるように

そういった形で物事を進めていこうと相なったときでも余り効果がないのではないかなと。もう少し私はこれを決めたときに活用があるのではないかなとも思ったんですけども、思ったよりも活用していただけていないと。どこかに欠点があるのかなと。今言った、小池議員が言われるものばかりではなく、違う欠点がどこかにあるのかなというようにも私は考えておるんですけども、このことについてはいろんな面で考える時期に来ているのかなということでございます。

そういったことで、社会福祉協議会の方でも同じような事業をやっているということも聞いております。そういうことで聞いております。そういったことで、私はこの制度ができたときにはもう少し、先ほども言ったように活用があるのかなということでも思ったんですけども、これほど活用がないということになるとどこか欠点があるのかなとも考えております。そういったことで、これからもこれは検討する一つの内容かなというようにも考えております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 時間が迫ってきましたので、4番、5番、6番につきましてはちょっと一括して質問してしまいますので、答弁も一括してお願いしたいと思います。

まず4点目でありますけれども、米飯給食の充実に対しまして文科省は週4回の炊きたて米飯を提唱しております。米飯センターからのものではなく、町で吉岡町のお米を炊いて給食に出すべきだと思っておりますけれども、見解を求めるものであります。

これにつきましては、農水省が米の消費拡大ということで2009年度、小中学校で炊飯器を使って子供たちに炊きたてのご飯を食べてもらう生産団体の支援の活動をするということで、学校と連携して地元の農産物を材料にした給食メニューをつくったりして、また地元の米を炊いて給食に出すということになりますと、おかまの分を国が補助すると、かまを補助するからということではなくて、国がそういうことで地産地消というものを考える中で、そして米の消費拡大ということで週3回から4回にするべきだということを示されたわけですから、それに基づいてぜひその方向でやっていただきたいという考えなんですけれども、高知の南国市の小学校の例では炊飯を外部から校内に切りかえたら食べ残しが減ったという事例があるというような報道が最近の新聞に出ておりましたので、ぜひそのことも考えていただきたいというのが4番目の質問であります。

そして5番目でありますけれども、先ほどこれはどなたかの、長議員でしたか、質問にもありましたけれども、耐震診断の補助制度と改修補助制度に対しての町の考え方を問うものでありますけれども、つい先日、吉岡町の耐震改修促進計画と書いた冊子が提出されましたけれども、これを見ますとまだ町の独自補助制度は確立しておりません。先進地事

例に倣いまして制度を図るべきだと考えております。

このことは町長もご存じかと思いますが、渋川市は耐震基準が改正された1980年以前に着工した木造一戸建て住宅を対象に耐震改修工事費の補助を始めたようであり、昨年始めた無料診断はことしも継続していると。耐震診断を無料でやっているんですね、渋川市は。そして耐震化の促進を図っている。そして、その中でこれは問題があるとなった場合には、改修費の補助は耐震診断を受けた住宅が対象で、そして50万円を上限にしまして改修費の3分の1を市が支援しているという制度になっておりますから、吉岡町と比べると渋川市は二つもうアップをしていると、2段階上のステージにあるということもありますので、吉岡町はやっと耐震改修促進計画ができたばかりでありますけれども、この歩みをもう少し進めて、少なくとも隣の渋川市には負けない程度にはなっていたきたいということですので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の件であります。これは宿谷議員からも最初の日にもありましたけれども、これについても委員会で議論をいたしましたけれども、本会議の場でもありますので、また今後も予想されますので、町長の見解をお尋ねします。確かに、予算編成執行権は町の専権事項であり、議会が立ち入るべきものではありません。しかし、国会で決定されたものが自治体へどのような形でどんな金額が示されたかは議員は知る由もありません。町では決定に基づき、使途、金額が示されているわけでありますから、町民の代表として選出をされております議員には概要の説明ぐらいはあってしかるべきだと思いますけれども、この件について、またこういうことが予想されますけれども、町長の見解を問うものであります。

以上、4点、5点、6点目の問題をまとめて質問しましたけれども、時間も迫っておりますので、回答は簡略で結構ですのでお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 時間が来たので簡単にとということなんですけれども、最後の地域活性化交付金についてちょっと言って、耐震と今言った米飯については最後に教育長から答弁させます。

それでは、6番目の地域活性化交付金に関して議会も広く意見を聞くべきだと思うが見解をとの質問でございます。質問の趣旨は理解できないことはありません。私は議員さんに限らず、皆さんからいろいろな意見やご要望を伺って町の予算に反映したいと考えておりますので、決して拒むものではありません。委員会で言ったとおりです。しかし、予算の調整は私の専権事項でもあり、予算の編成まで一切の行為を終えてから議会に提出するということが地方自治法で定められております。したがって、予算に関して議員さん

側からご意見を十分お聞きしますが、私の方からは議会に対して意見を願うことは考えておりません。今後においてもそのような方針でいきたいと思っております。

昨年の12月ですか、予算決算のときに総合的な予算をこうすることでとって欲しいという要求がございました。そういうような同じような要領で今回やっていきたいと思っております。元来町の財政は国や県の財政と密接な関係にあることは私が言うまでもありませんが、特に今回は100年に一度と言われている経済危機に対応するための国が緊急的に行った地域活性化・経済危機対策臨時交付金を町が予算化したものでありまして、国は緊急経済危機対策のため地方公共団体が配慮すべきポイントを具体的に示しております。その示された施策の中から地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心安全の実現に関する事業等を調査しておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

簡単ではございますが、地域活性化交付金の答弁とさせていただきます。

では、米飯につきまして教育委員会から答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 米飯給食の推進についてであります。国からの通知、県を經由して参っておりますけれども、週3回未満の場合には週3回程度への実施回数の増加を図ると、また週3回以上の場合には週4回程度など新しい目標を設定して実施回数の増加を図るといような2点が示されております。

吉岡町におきましては、従来2.6程度であったものですから、とりあえず3回を目指して今後進めていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 耐震促進計画をつくりまして、今後耐震診断、耐震改修を促進していくわけでございますが、これにつきましては今後どんな取り組みをしなければならないのか、当然検討させていただきたいと思っております。

以上、雑駁ではありますが、補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、今議会に予定されておりました一般質問はすべて終了しました。

ここで休憩をとります。再開は午後3時30分とします。

午後3時05分休憩

午後3時30分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

総務常任委員会福田委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） 総務常任委員会は、議長より付託されました議案3件につきまして、6月12日、全委員5名並びに議長、行政からは町長、副町長、教育長、所管の課長並びに局長及び室長のご出席をいただきまして、慎重に審査をいたしましたので結果を報告いたします。

議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

以上、付託議案審査3件の結果報告といたします。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告に質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会宿谷委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） 文教厚生常任委員会は、15日午前9時より全委員5名と、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、室長の出席をいただき、議長より付託されました議案1件を審査いたしました。結果を報告いたします。

議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり、全会一致で可決でございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告に質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会南雲委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長（南雲吉雄君） 産業建設常任委員会は、去る11日、議長より付託をされた議案1件について、昨日15日午後1時30分より委員全員、執行側より町長、副町長、関係課長の出席をいただき、審査を行いました。その結果を報告いたします。

議案第44号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案適正と認め、可決です。

報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告に質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、これより議案審査に入ります。

日程第3 議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第39号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号は委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第40号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第5、議案第41号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第42号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第 7、議案第 4 4 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 4 4 号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 10 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 8、9、10、総務、文教厚生、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。日程第 8、9、10 を一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、吉岡町議会会議規則第 7 1 条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は11日に開会以来、本日までの6日間でしたが、提出された重要な案件を各議員各位の極めて熱心な審査と適正なるご判断により、滞りなく議了し、本日ここに閉会の運びとなりました。心より感謝申し上げます。執行におかれましても、審議に当たり誠意を持って対応いただきましたことに深く敬意をあらわすものです。

本定例会において議員各位から寄せられました意見等がこれからの行財政執行に反映されることを期待するものでございます。

時節柄、健康には十分留意の上、町のますますの発展のため活躍されますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 石関町長の発言申し出を許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年第2回定例会に提出いたしました案件は、報告4件、議案5件をすべて承認、原案可決していただきましてありがとうございました。この審議の結果をしっかりと受けとめ、行政の執行に当ててまいりたいと思います。

また、本日行われました一般質問におきましては5人の議員さんから町長の考え、そしてまた町の方針などの質問を受けました。改めるべきことは改め、進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、暑さも本格的になります。体には十分ご自愛の上、議会活動になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして平成21年第2回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時43分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 神 宮 隆

吉岡町議会議員 齋 木 輝 彦